

# ミャンマー会社法



## ミャンマー会社法

## 目次

第1編 - 施行及び定義	1
第1章：名前、施行及び定義	1
第2編 - 定款、設立及び会社の権限	7
第2章：会社及び法人	7
第3章：会社の本質的な要件と権限	8
第4章：本法に基づく設立及び登記	9
第5章：会社の定款	12
第6章：会社の商号	15
第7章：会社の取引	17
第8章：設立前の活動	20
第9章：本法に基づいて登記する権限を与えられた又は登記された他の法人 ミャンマー連邦において有効な他の法律に基づいて設立された法人	21
第10章：会社形態の変更	30
第3編 - 株式及び会社の資本に関連する他の事項	33
第11章：株式及びその他の有価証券	33
第12章：株式その他の証券の譲渡	40
第13章：権利証書の登記	42
第14章：配当	49
第15章：株式資本に影響を与える取引及び事項	51
第4編 - 運営及び管理、公募発行、有価証券のための抵当並びに管理、 会社の会計の維持	64
第16章：事務所及び商号	64
第17章：株主総会及び取締役会の手続き	66
第18章：取締役の権限及び義務	77
第19章：株主の権利及び救済方法	95
第20章：公開会社による株式募集に関する事項	100
第21章：ミャンマー連邦共和国外で設立された会社による株式の募集	112

第 22 章：会社により付与される抵当権及び担保権	115
第 23 章：海外法人によって設定された債権の財産保全管理人、 帳簿設置、登記	123
第 24 章：財務報告書及び監査	124
第 25 章：債権者並びに会社との仲裁、和解及び紛争を仲裁に 付された会社の買収権限	136
第 5 編 - 清算	139
第 26 章：会社の清算	139
第 27 章：未登記会社の清算に関する事項	181
第 6 編 - 登記官、登記所、文書の登記、検査権限及び手数料若しくは 登記簿からの会社の削除	184
第 28 章：登記官、登記所、文書の登記、検査権限及び手数料 若しくは登記簿からの会社の削除	184
第 7 編 - 手続と違反	193
第 29 章：裁判所の管轄及び訴訟手続	194
第 30 章：違反及び防御	205
第 8 編 - 雑則	210
第 31 章：雑則規定	210
第 32 章：例外及び移行の規定	212

## 第1編 施行及び定義

### 第1章 名前、施行及び定義

#### 1. 本法の引用、施行及び定義

- (a) 本法は、ミャンマー会社法と呼ばれる。
- (b) 本法は、大統領によって決定された通知日に施行される。
- (c) 本法において、文脈に特段の指摘がない限り、
  - (i) 「適用ある法」とは、全ての法律、規則、細則、命令、告示、指令又はミャンマー連邦で法律としての効力を有する他の先例若しくは法律的文書であつて、関連する事項に影響を及ぼし得るものをいう。
  - (ii) 「提携者」とは
    - (aa) 特に、会社に関しては以下の者を指す。
      - (I) 当該会社の取締役又は秘書役
      - (II) 関連事業体
      - (III) 関連事業体の取締役又は秘書役、及び
      - (IV) 会社を支配する者、又は会社によって支配される者
    - (bb) 一般に、人(企業を含む)に関しては以下の者を指す。
      - (I) 関連する事項に関して、当該者と協力して行動する又は行動しようとする者
      - (II) 関連する事項に関して、公式又は非公式を問わず、何らかの方法により、当該者が関係を有している者又は関係を有するであろう者、又は
      - (III) 関連する事項に関する所定の者
    - (cc) 以下に該当するのみである者は、いかなる場合においても、本条 aa 項及び bb 項に基づく提携者とみなされる者には含まれない。
      - (I) 事業又は業務に関連する職務の執行において、当事者に対して助言を

- 与え、又は、その者のために行動する者、又は
- (II) ある会社の株主又はある種類株式の株主総会においてある者の代理人  
又は代表として選任されたこと
- (iii) 「授権役員」とは、本法の目的に照らしその代表として行動するために海外法人により選任されたミャンマー連邦に通常居住する者をいう。
- (iv) 「取締役会」とは、ある会社又は他の事業体に関して、取締役の会議体として共同して行動する会社の取締役をいう。(1名の取締役会社の場合は1名の取締役がこれに該当する。)
- (v) 「会社」とは、本法に基づいて設立及び登記された会社又は既存の会社をいう。
- (vi) 「清算出資者」とは、会社の清算手続において会社財産に対し清算出資する責任を負う全ての者をいい、清算出資者を誰とみなすべきかを決定する全ての手続又は最終決定の前の手続きにおいて、清算出資者と主張されている者を含む。
- (vii) 「法人」とは、本法に基づいて登記されているか否かを問わず、ミャンマー連邦外の法域の法律を含む、本法以外の法に基づいて組成された事業体をいう。
- (viii) 「裁判所」とは、本法に基づいて管轄権を有する裁判所をいう。
- (ix) 「社債」とは、会社が発行した金銭を借り入れするための証券であり、無償還社債を含む。
- (x) 会社又は他の事業体の「取締役」とは、以下のいずれかの者をいう。
- (aa) 取締役の地位又は代理取締役の地位に選任され、その能力で行動している個人、又は
- (bb) 取締役又は代理取締役の地位に選任されていない間において：
- (I) 取締役の地位に選任されたように行動する者、又は
- (II) 会社又は事業体の取締役が通常従うこととなる指示又は意向を有する者、又は取締役会によって行使されるべき権限を行使し又は権限の行使を支配する者
- (xi) 「既存の会社」とは、廃止された全ての法律の下で設立され、登記された会

社をいう。

- (xii) 「専門家」とは、第 214 条の適用において、技術者、価格査定人、会計士、その他自己で作成した書類に対し信用性を付与することができる専門性を有する者をいう。
- (xiii) 「資金援助」とは、貸付、保証の提供、担保の提供、義務の免除、債務の免除その他の方法による経済的支援の提供を含むものをいう。
- (xiv) 「外国会社」とは、海外法人又はその他の外国人(又はそれらの組み合わせ)が 35%を超える所有持分を、直接的又は間接的に、保有又は支配する、ミャンマー連邦に設立された会社をいう。
- (xv) 「持株会社」とは、ある事業体に関して、当該事業体の子会社である事業体をいう。
- (xvi) 「省」とは、本法の運営及び登記官の機能の実施又は監督について責任を負う、ミャンマー連邦の省、その下位機関、又は適用ある法に基づいて設立された他の機関をいう。
- (xvii) 会社又は事業体の「役員」とは、以下のいずれかの者をいう。
  - (aa) 会社又は事業体のビジネスにおける全体又は実質的な一部に影響を及ぼす決定をするか又は当該決定に参加する者、又は
  - (bb) 会社又は事業体の財政状況に重要な影響を及ぼす能力のある者
- (xviii) 「オプション」とは、ある時点で合意した価格にて、株式又は証券を取得又は処分する権利を意味する。
- (xix) 「通常居住者」とは、適用ある法に基づいてミャンマー連邦の永住者、又は以下の日から開始する各 12 か月の期間において、少なくとも 183 日以上ミャンマー連邦に居住する者をいう。
  - (aa) 廃止された法律に基づく既存の会社又は登記された事業体の場合、本法の施行日、及び
  - (bb) 本法に基づいて登記された会社又は法人の場合、当該会社又は法人が登記された日
- (xx) 「普通決議」とは、普通決議として決議する事項を特定した招集通知が適切に送付された株主総会において、議決権を有し、かつ現に又は(許容され

る場合)委任状により株主総会に出席した株主の議決権の単純過半数によって承認された決議をいう。

- (xxi) 「海外法人」とは、ミャンマー連邦外に設立された事業体をいう。
- (xxii) 「所有持分」とは、ある会社における法律上、衡平上又は所定の権益をいい、以下のいずれかの手段を通じて生じ得るものを含む。
  - (aa) 当該会社に対する直接的株式保有
  - (bb) 当該会社に対して直接的株式保有又は間接的株式保有をしている他の会社に対する直接的又は間接的株式保有、又は
  - (cc) 当該会社の全て決議において投票可能な議決権に対して支配を行使する直接的又は間接的な権利をその保有者に与える合意
- (xxiii) 「所定の」とは、本法に基づいて制定された、細則、規則、附則、告示、命令、指令、図表若しくは様式によって、又はそれらにおいて定められていることをいう。
- (xxiv) 「旧法」とは、1914年ミャンマー会社法をいう。
- (xxv) 「非公開会社」とは、本法又は廃止された法律に基づき設立された会社であって、
  - (aa) 会社と雇用関係にある者を除き株主の数が50名までに限定され、
  - (bb) 会社の株式、社債、又はその他の証券を引き受けるためのあらゆる公募が禁止されているもので、かつ
  - (cc) 定款によって株式の譲渡に制限を課すことができる会社をいう。ただし、この定義の目的を達成するため、1株以上の会社の株式を共同して2名以上の者が保有する場合、それらの者は株主1名として取り扱われる。
- (xxvi) 「発起人」とは、第214条の適用において、誤解を招く記載又は虚偽の記載を含む目論見書の全部又は一部を作成した当事者をいい、会社の組成を行う者のために専門家として行動した者を含まない。
- (xxvii) 「目論見書」とは、会社のあらゆる株式、社債又はその他の証券の引受け若しくは購入を公衆に対して募集する、あらゆる目論見書、通知、案内状、公告その他の勧誘をいい、正式な目論見書が準備された旨のみが記載された



いかなる商業広告も含まない。

- (xxviii) 「公開会社」とは、本法又は廃止された全ての法律に基づいて設立された会社であって、非公開会社でないものをいう。
- (xxix) 「登記可能権利証券」とは、会社が本法 13 章に従い作成保有する登記簿の登記の対象となる全ての証券をいう。
- (xxx) 「登記事務所」とは、会社の清算手続を管轄する目的においては、清算の申立てまでの 6 か月の期間において最も長期間登記事務所とされていた場所をいう。
- (xxxii) 「登記官」とは、投資企業管理局、その下位機関、又は本法に基づいて会社登記の任務の執行及びその他の権限の行使並びに本法若しくは他の適用ある法に基づいて登記官に与えられたその他の機能及び任務を履行する、国家レベルの主体又は局長レベルの者をいう。
- (xxxiii) ある事業体の「関連事業体」とは、以下のいずれかの事業体(会社を含む。)をいう。
- (aa) 当該事業体の持株会社
  - (bb) 当該事業体の子会社、又は
  - (cc) 当該事業体の持株会社の子会社
- (xxxiiii) 「関連当事者」とは、以下の者をいう。
- (aa) ある事業体(会社を含む。)に関して、当該事業所を支配する者
  - (bb) ある人(事業体を含む。)に関して、
    - (I) (当該人の関連事業体以外の) 当該人の提携者
    - (II) 当該人の提携者の配偶者、親又は子、及び
    - (III) 本条 aa 項又は本 bbI 及び II に該当する全ての者により支配されている事業体
- (xxxv) 「指定銀行」とは、金融機関法 (2016 年) 又は他の適用ある法に基づいて、関連する行為又は機能を実施することを授権又は許可された銀行をいう。
- (xxxvi) 「担保権」とは、担保権、先取特権、抵当権、質権又は本法若しくは他の適用ある法に基づいて定められ若しくは認められているその他の形態の担保権をいう。
- (xxxvii) 「株式」とは、会社の株式資本における割分的持分をいう。
- (xxxviii) 「署名」とは、登記官に対して提出される又は登記官によって作成された書

類に関して、当該書面に記載された内容に同意したことを示す有形の表示をいう。ただし、紙面にインクにて記載されたひとつのオリジナルの署名であることは必要とはされず、登記官によって受入可能とみなされた方式により電子的な様式に署名者の名前が入力されたものも含まれ得る。また、本法において、登記官に対して提出される又は登記官によって作成された書類で署名がなされるものの参照は、当該方式による署名の参照を含む。

(xxxviii) 「小規模会社」とは、公開会社又は公開会社の子会社以外の会社であって、以下の性質を有するものをいう。

(aa) 当該会社及びその子会社の労働者が 30 名 (又は本法に基づいて定められるその他の数) 以下であるもの、かつ

(bb) 当該会社及びその子会社の前会計年度における年間売上が合計 5,000 万チャット (又は本法に基づいて定められるその他の額) 未満であるもの

(xxxix) 「支払能力試験」は、当該会社に適用される会計基準又は随時定められる会計基準に従って決定される以下のいずれかの基準に従うものとする。

(aa) 通常の事業運営を行うことで、支払期限が到来した債務を会社が支払うことができること、かつ

(bb) 会社の資産が負債を超えていること。

(xl) 「特別決議」とは、特別決議として決議する事項を特定した招集通知が適切に送付された株主総会において、議決権を有し、かつ実際に又は委任状により (許容される場合) 株主総会に出席した株主の 4 分の 3 以上の多数によって承認された決議をいう。

(xli) 「子会社」とは、以下の会社をいう。

(aa) ある会社に関して、他の会社が以下の関係を有する場合における、当該会社

(I) 当該会社の取締役会の構成を支配すること

(II) 当該会社の株主総会において行使可能な議決権の最大数の過半数について、行使する地位にあること、又は行使を支配すること

(III) 利益又は資本のいずれかの分配において特定の額を超えて参加す

る権利がない株式以外の、当該会社により発行された株式の過半数を保有すること、又は

- (IV) 利益又は資本のいずれかの分配において特定の額を超えて参加する権利がない株式以外の、当該会社により発行された株式につき支払われた配当の半分超を受領する権利を有すること

(bb) ある会社の子会社も当該会社の子会社である

(xlii) 「移行期間」とは、本法の施行日から 12 か月の期間をいう。

(xliii) 「最終持株会社」とは、ある事業体に関して、当該事業体の持株会社であって、他の事業体の子会社ではない事業体をいう。

(xliv) 「ミャンマー連邦」とは、ミャンマー連邦共和国を意味する。

(xlv) 「連邦大臣」とは、連邦大臣(又はそれと同等の職位を有する他の者)であって、本法の運営及び登記官の監督を含む責任を有する者をいう。

(xlvi) 第 205 条の適用における「売主」とは、以下のいずれかの場合に、会社によって買収された財産に関して、売買にかかる契約又は買収選択にかかる契約を締結した全ての者をいう。

(aa) 目論見書の発行日において売買代金が完全に支払われていない場合

(bb) 売買代金の全部又は一部が目論見書によって募集された引受けの対価から支払われた場合、又は

(cc) 契約の有効性又は要件充足が目論見書によって募集された引受けの結果に依拠する場合

## 第 2 編

### 定款、設立及び会社の権限

## 第 2 章

### 会社及び法人

#### 2. 設立及び登記が可能な会社

本法に基づいて、以下の種類の会社を設立及び登記することができる。

- (a) 有限責任株式会社
  - (i) 50 人以下の非公開会社(会社の労働者を除く)、又は
  - (ii) 任意の数の株主を有することができる公開会社
- (b) 任意の数の社員を有することができる有限責任保証会社、及び
- (c) 任意の数の株主を有することができる無限責任会社

### 3. 本法の下で登記可能な他の法人

さらに、第 9 章に規定されているように、本法その他の法律に基づいて形成された以下の団体は、本法に基づいて登記することができる。

- (a) 事業団体
- (b) 海外法人
- (c) 本法又はその他の適用法により会社として登記する権利を有する法人、及び
- (d) 連邦大臣が随時定める他の団体

## 第 3 章

### 会社の本質的な要件と権限

#### 4. 会社の必須要件

- (a) 本法に基づいて登記された会社は、以下の要件が必要となる。
  - (i) 商号
  - (ii) 定款
  - (iii) 1 株以上の発行済み株式(ただし、有限責任保証会社は株式資本を有する必要はない)。
  - (iv) 最低 1 名の株主
  - (v) (vi) 項の目的に照らし、ミャンマー連邦において通常居住する 1 人以上の取締役
  - (vi) 会社が公開会社である場合は、3 名以上の取締役(うち 1 人はミャンマー連邦において通常居住するミャンマー国民でなければならない。)、及び
  - (vii) ミャンマー連邦内の登記事務所の住所
- (a) 会社は、秘書役を選任し、社印を保有することができる。

## 5. 会社の能力と権限

- (a) 会社は、
- (i) 株主とは異なる、完全な権利、権限、特権を有する法的存在であり、登記簿から削除されるまで存続する、及び
  - (ii) 本法その他の法律に従い、ミャンマー連邦内外において、あらゆる事業、活動及び行為又はあらゆる取引を行う完全な法的能力を有する。かかる法的能力には以下の権限が含まれる。
    - (aa) 株式、社債、又は株式に転換される有価証券の発行
    - (bb) 株式又は社債を引き受けるための権利の付与
    - (cc) 会社の財産に対する担保権の付与、及び
    - (dd) 株主に対する、現物又は他の方法による会社財産の分配
- (b) 会社の能力、権利、権限、及び特権を制限する場合に限り、定款に、会社の能力、権利、権限、又は特権に関する条項を含むことができる。
- (c) 会社は、他の会社や事業体の持株会社として行動し、又は任意の数の子会社の株式を保有することができる。

## 第4章

### 本法に基づく設立及び登記

## 6. 会社の設立形態

- (a) 何人も、本法に基づいて会社の設立及び登記を登記官に申請することができる。
- (i) 定款により制限された株主の責任を有する会社であり、株式の未払い金額(もしあれば)の限度に、各株主の責任が限られる会社(本法では、有限責任株式会社という)
  - (ii) 定款によって、各社員が引き受けた清算時において会社財産に対して清算出資すべき金額の限度に、社員の責任が制限される会社(本法では、有限責任保証会社という)、又は
  - (iii) 株主の責任を制限されていない会社(本法では、無限責任会社という)。
- (b) 本法に基づく会社登記のための登記官への申請は、所定の書式で行わなければならない。

らず、以下の事項が記載されなければならない。

- (i) 会社の商号案
- (ii) 会社の形態
- (iii) 各申請者の氏名及び住所
- (iv) 会社の全ての取締役及び秘書役の氏名、生年月日、性別、国籍及び住所
- (v) 会社の取締役又は秘書役として記載された各個人が、会社の取締役又は秘書役として業務執行する旨の書面による同意を与えたこと
- (vi) 会社の登記事務所の住所(特段の連絡がない限り、当該住所は書類の送付先住所として取り扱われる)
- (vii) 登記事務所と主たる事業所の住所が異なる場合、会社の主たる事業所の住所
- (viii) 非公開会社、公開会社又は無限責任会社の場合
  - (aa) 会社の株主全員の氏名及び住所
  - (bb) 会社の各株主が株主になること及び株式割当を受けることについて書面による同意を与えたこと
  - (cc) 各株主に発行される株式の数及び種類
  - (dd) 株式資本の表示通貨
  - (ee) 各株主が同意する、各株式に対する支払金額(あれば)
  - (ff) これらの株式が登記時に全額支払われるかどうか
  - (gg) 会社が完全持株会社を有するかどうか
  - (hh) 設立する会社が外国会社であるかどうか
- (ix) 有限責任保証会社の場合
  - (aa) 会社の構成員全員の氏名及び住所
  - (bb) 会社の各構成員が構成員になる旨の書面による同意を与えたこと
  - (cc) 各株主が合意した保証額案
  - (dd) 会社が株式資本を有する場合、以下の事項
    - (I) 発行される株式の数及び種類
    - (II) 株式資本の表示通貨
    - (III) 各株主が各株式に対して支払うことを合意金額(もしあれば)、

及び

(IV) これらの株式が登記時に全額支払われるかどうか

- (c) 登記申請は、以下の方法に従ってなされなければならない。
- (i) 各申請書によって署名がなされること
  - (ii) 申請書に記載した全ての事項が真実かつ正確であることにつき各申請者が宣誓すること、及び
  - (iii) モデル定款を利用する場合にはその旨を報告し、又はモデル定款と実質的な点において異なる定款を採用することを予定する場合、最低1名の申請者によって認証された新会社の定款の写しを提出すること
- (d) 所定の手数料は、申請書の提出時に、登記官に対して支払われなければならない。
- (e) 申請書の原本の予備及びその他の全ての提出書類は、本条b項v号、vii号、ix号の同意書の原本とともに、申請者によって保管されなければならない。また、会社が設立された場合、これらの書類は、会社に引き渡され、会社の記録とともに管理されなければならない。

7. 第6条に基づく申請において虚偽の宣言をした申請人の罰金は、250万チャットの罰金とする。

## 8. 登記

- (a) 登記官は、必要なあらゆる審査を経て本法上の要件を具備した完全な申請書を受領した場合、以下の事項を行わなければならない。
- (i) 申請された登記、及び
  - (ii) 以下の事項を記載した設立証明書の発行
    - (aa) 商号
    - (bb) 会社形態
    - (cc) 本法に基づいて設立され、登記された会社であること
    - (dd) 登記の日付、及び
    - (ee) その他の所定の事項
- (b) 登記官は、登記簿の保管を行わなければならない。
- (c) 登記官は、第6条b項、c項に記載の事項及び連邦大臣によって定められた事項以

外の事項に関連する他の書類の提出を求めてはならない。

#### 9. 登記の効果

設立証書に記載の登記日より、申請書に記載の株主は、独立した法的人格を有しかつ設立証書に記載の商号の会社の株主となる。第 5 条又は本法の他の規定を制限することなく、会社は、設立後、即時に会社としての一切の機能を有することができ、また継続的存続性を有する。

#### 10. 設立証明書の確定性

第 8 条に基づく、登記官により与えられる設立証明書は、登記に関して本法に基づいて要求される事項が全て満たされたこと、そして、設立証明書に記載されている設立日から会社が設立され、適法に登記されたことについての確定的な証拠となる。

### 第 5 章

#### 会社の定款

#### 11. 定款の要件と効果

- (a) 定款は、各株主、その相続人及び法的代理人にかかる定款の全条項を遵守しなければならないとする誓約条項を含み、かつ、各株主がそれぞれ定款の各条項に署名した場合と同一の効力を有するものとして、その条項に従い、会社及びその株主を拘束する。
- (b) 会社、取締役会、各取締役、及び各株主は、本法に従って、定款によって修正される場合を除き、本法に定める権利、権限、義務及び責任を有する。
- (c) 設立申請書にその名前が記載された株主及びその後に加わった株主は、定款に拘束されるものとみなされる。
- (d) 定款に記載された株主の会社に対する金銭債務は、支払期限の到来した債務とみなされる。

#### 12. 定款の内容

- (a) 定款は、本法で記載することが予定されている事項及びその他会社が記載を望む事項を含むことができる。ただし、本法と矛盾する限りにおいて、当該定款は、常に効力を生じない。



- (b) 株主の決議により、定款に、会社の目的を設定することができる。
- (c) 定款には、会社の登記事務所がミャンマー国内に所在していることが記載されなければならない。
- (d) e 項に従い、基本定款、通常定款及びその他既存の会社の設立関連書類は、本法の施行後に当該会社の定款として効力を生ずる。ただし、本法と矛盾する限りにおいて、当該定款は、常に効力を生じない。
- (e) 既存の会社の以前の基本定款に明示されている目的は、本法の要件に従い定款変更の議決をする株主によって削除されない限り、移行期間の終了時まで引き続き適用される。当該目的は、基本定款の効力を維持する特別決議が成立した旨の所定の通知が登記官に提出されない限り、移行期間後に削除されたものとみなされる。  
本項は、第 29 条に影響を与えるものではない

### 13. 有限責任会社の定款の追加要件

有限責任会社の定款には、以下の事項が含まれていなければならない。

- (a) 非公開会社の場合、最後に「Limited」若しくは「Ltd」、又は公開会社であれば最後に「Public Limited Company」又は「PLC」が含まれた商号
- (b) 株主の責任が限定されていること
- (c) 発行を予定する株式の種類及び当該株式の表示通貨、及び
- (d) 株式の当初引受人その後の引受人は、少なくとも 1 株を取得すること

### 14. 有限責任保証会社の定款の追加要件

(a) 有限責任保証会社の定款には以下の事項が含まれていなければならない。

- (i) 最後に「Limited by Guarantee」「Ltd Gty」が含まれた商号
- (ii) 社員の責任が保証金の限度で限定されていること、及び
- (iii) 各社員が社員である時に又は社員でなくなった後 1 年以内の期間において会社の清算手続が開始された場合において、当該社員が、社員でなくなる前に締結した契約に基づく会社の義務及び債務の支払、清算手続に要する手数料、費用の支払、及び清算出資者間の権利の調整のために、会社財産に対して清算出資することを引き受けており、かかる金額は特定の金額を超過しないよう要請されていること

- (b) 会社が株式資本を有することになっている場合
  - (i) 発行しようとする株式の種類及び当該株式の通貨建てを記載しなければならない、かつ
  - (ii) 設立時社員は、株式を1株以上引き受けなければならない。
- (c) 会社が、保証によって制限された会社であり株式資本を有しておらず、かつ以前の法律の施行後に登記されている場合には、社員としての地位とは別に会社の利益配当に参加する権利を与える旨の会社の議決又は定款の規定は無効である。

#### 15. 無限責任会社の定款の追加要件

無限責任会社の定款には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 会社の商号(最後に「Unlimited」がついた商号)
- (b) 株主の責任が限定されていない旨
- (c) 発行しようとする株式の種類及びその株式の通貨建て、及び
- (d) 設立時株主及びその後の株主は少なくとも1株を取得しなければならないこと

#### 16. 定款の書式

定款の書式としては、以下のとおり定められている。

- (a) ミャンマー語で作成しなければならない
- (b) ミャンマー語に加えて英語で作成することもできる、及び
- (c) 連続して番号が付けられた段落に分割しなければならない。

#### 17. 定款変更

本法の規定及び定款に含まれる追加条項に従い、会社は特別決議により定款の規定を変更及び追加することができ、そのようにして変更及び追加された条項は変更前から定款に記載されていた他の条項と同様に有効であり、特別決議による変更の対象となる。

#### 18. 変更の承認手続

- (a) 定款変更をした場合、会社は、改正後の定款の写しとともに所定の書式の通知を特別決議の日から28日以内に登記官に対して登記しなければならない。登記事項証明書は改正に際して本法の定めるすべての要件が具備されていたことの確定的な証拠となり、登記により変更後の定款は会社の定款となる。

(b) 裁判所は、会社による申し立てにより、上記登記期間を適当な期間延長することができる。

**19. 28日以内に変更を登記できなかった場合の効果**

前条の規定に従い定款変更後 28 日以内に定款変更を行わなかった場合には、当該定款変更は登記されるまで効力を有しない。

**20. 定款変更の効果**

定款の記載にかかわらず、定款変更前から株主であった株主は、変更により、変更日に株主が保有していた株式総数より多い株式を取得若しくは申込する必要がある場合又は株式引受けや会社に対する金銭の払い込みを要するなど株主の責任が増大する場合には定款変更の効力を受けない。ただし、個別の書面による合意のある場合にはこの限りでない。

**21. 株主の定款謄本請求権**

会社は、株主が会社の規定する合理的な費用の支払いを行った場合には、株主の請求に従い、請求のあった日から 14 日以内に定款の写しを株主に交付しなければならない。

22. 前条の規定に従わない場合には、会社は 10 万チャットの罰金が科せられる。

**23. 全ての写しに記載されるべき定款の変更**

定款変更がなされた場合、定款変更の日より後に発行された定款の写しは、変更を反映したものでなければならない。

24. 定款変更を行った場合、定款変更日以降に、変更を反映していない定款の写しを発行した会社は、各写しにつき 10 万チャットの罰金が科せられる。取締役その他の役員が故意にこれを発行した場合には、同様の罰金が科せられる。

## 第 6 章

### 会社の商号

**25. 会社の商号と商号の変更**

(a) 会社は、登記済みの既存の事業体が解散手続き中であり、かつ登記官に対してその内容に同意することを通知した場合を除き、当該既存の事業体と同一商号にて、又

- は誤認若しくは混同を誘因若しくは惹起する類似商号にて、登記することができない。
- (b) 会社が、不注意又はその他の過失により、登記済みの既存の事業体と同一商号、又は誤認若しくは混同を誘因若しくは惹起する類似商号にて登記された場合、当該会社は、登記官の許可を得て、その商号を変更することができる。
- (c) 連邦大臣の書面による事前の同意がない限り、以下の名称を含む商号にて登記することはできない。
- (i) 「National Government」、「State」、「Central Bank」、「Union Government」、「President」、「Ministry」、その他ミャンマー政府又は省、部、局、若しくは庁からの支援を受けた主体であることを惹起させる用語、又は
- (ii) 「Municipal」、その他州、管区、市、その他の地方政府又は適用ある法に基づいて設立された組織若しくは主体との関係を有するものと惹起させる用語
- (d) いずれの会社も、本法に従って特別決議により承認を行い、かつ登記官に対して所定の書式により届出を行うことにより、その商号を変更することができる。会社は、特別決議が承認されてから 28 日以内に、かかる届出を行わなければならない。
- (e) 会社が商号を変更する場合において、新しい商号が利用可能であり、かつ本法その他の法律に違反しないときには、登記官は、旧商号に代えて、新しい商号を登記簿上に記入し、かつ変更を反映した設立証明書を発行しなければならない。かかる設立証明書が発行された時点で、商号の変更は効力を生ずる。
- (f) 商号の変更は、登記が本条 d 項及び e 項の規定に従って正当に効力を生じるまでは、適用されず、当該登記が特別決議による承認から 28 日以内に有効に行われないう場合、当該商号変更は、絶対的に無効となる。
- (g) 商号変更は、会社の権利義務に何らの影響を与えるものではなく、また、会社が提起した又は提起された訴えに関して何らの欠陥を生じさせるものでもなく、加えて、従前の商号によって継続している又は開始された法的手続は、新しい商号の下、継続又は開始されるものとする。

## 26. 商号変更の指示

- (a) 登記官は、合理的な根拠に基づき、会社が登記されるべきではない商号で登記されていると思慮する場合には、特定の日付までに商号を変更すべき旨の書面による通知を会社へ送達することができる。かかる場合、特定の日付は書面による通知がなされた日より 60 日以上後の日付でなければならない。
- (b) 通知に記載された期間内に商号が変更されない場合、登記官は、登記官が選択した会社の新しい商号を登記簿に記入することができる。かかる場合、会社の商号はこの章に基づき登記可能な商号でなければならない。
- (c) 登記官が本条 b 項の下で新しい商号を登記する場合、登記官は会社の新しい商号を記録した会社の設立証明書を発行しなければならず、新しい商号の登記は第 25 条に基づき会社の商号が変更されたのと同様に扱われる。

## 27. 商号の使用

会社は、商号が以下の文書において明確に記載されていることを確認しなければならない。

- (a) 会社より又は会社の代表者により送信された、書面によるあらゆる連絡、及び
- (b) 会社の法的義務を証明又は作成する会社又は会社の代表者により発行され、又は署名された全ての書類

## 第 7 章

### 会社の取引

## 28. 行為の有効性

- (a) 会社法上別途定める場合を除き、会社が資産譲渡、資産譲受その他の行為に関して能力、権利、又は権限を有しないことのみを理由として、会社による資産譲渡、資産譲受、その他の行為は無効とはならない。
- (b) ある行為が会社の最善の利益となるものとはいえないとの事実は、会社の行為能力に影響を与えない。

## 29. 契約及び調印

- (a) 契約に関して遵守すべき特定の手続を必要とする法律に従い、契約の締結、承認又は終了に関する会社の権限は、会社から明示的又は黙示的に授けられた個人によ

って、会社を代表して行使され得る。当該権限は、会社印なくして行使することができる。

- (b) 以下の者によって署名された文書については、会社は、会社印なくして調印することができる。
  - (i) 取締役が1名の場合、当該取締役
  - (ii) 取締役2名、又は
  - (iii) 1名の取締役及び秘書役
- (c) 会社印が文書に押印され、その押印が以下の者の立会によって確認されれば、会社は調印することができる。
  - (i) 取締役が1名の場合、当該取締役
  - (ii) 取締役2名、又は
  - (iii) 1名の取締役及び秘書役
- (d) 書面が証書として締結されることが明示され、かつ第29条b項又はc項の方法に従うことにより、会社は当該書面を証書として調印することができる。
- (e) 本条は、会社が、その他本法における規定によって書面(証書を含む)を締結する方法を制限するものではない。

### 30. 会社と第三者との取引

- (a) ある者は、会社との取引に関して第31条の前提を立てる権利がある。会社との取引に関する係争において、会社又はその保証人は、かかる前提事項のいずれかが不正確であると主張することができない。
- (b) ある者は、会社から財産権を取得したか、取得していると主張する他の者との取引に関して、第31条の前提を立てる権利を有する。会社及び当該他の者は、会社との取引に関する係争において、かかる前提事項のいずれかが不正確であると主張することができない。
- (c) 取締役、役員又は代理人が取引に関して詐欺的に行動し、又は書類を偽造した場合であっても、当該事項を前提とすることができる。
- (d) 取引を行う時点において、以下のいずれかの事項を知っていた又は疑っていた場合、当該者は第31条に記載の事項を前提とする権利を有しない。

- (i) 前提事項が不正確であること
- (ii) 取締役、役員又は代理人が詐欺的に行動したこと
- (iii) 関連書類が偽造されたものであること、又は
- (iv) 関連事項が適用ある法に反すること

31. 会社と取引を行う者が考慮できる前提事項

- (a) 会社の定款が遵守されていることを前提とすることができる。
- (b) 登記簿上、取締役又は秘書役と記載された者について、以下の事項を前提とすることができる。
  - (i) 適法に選任されていること、及び
  - (ii) 取締役又は秘書役として通常行使する権限又は遂行する職務について行使又は遂行することについて授権されていること
- (c) 会社から他の役員又は代理人として選任された者について、以下の事項を前提とすることができる。
  - (i) 適法に選任されていること、及び
  - (ii) 同等の役員又は代理人であれば通常行使する権限又は遂行する職務について行使又は遂行することについて授権されていること
- (d) 会社から取締役、その他役員、秘書役、又は代理人として選任された者であれば、当該者が通常行使することができない権限を授権されている場合であっても、当該権限の行使が授権されていることを前提とすることができる。
- (e) 取締役、その他役員、秘書役又は代理人が適切に会社に対する職務を遂行することを前提とすることができる。
- (f) 第 29 条 b に従って署名されたとの外観を有する書面が、会社によって適法に調印されたものであることを前提とすることができる。
- (g) 第 29 条 c に従い、立ち会いの下、会社印が書面に押印されたとの外観を有する書面が、会社によって適法に締結されたものであることを前提とすることができる。
- (h) 会社を代表して書面を発行し又は書面の認証済み写しを発行することを授権されている会社の取締役、その他役員、秘書役又は代理人が、当該書面が真正であ

ること又は当該書面が真正な写しであることを保証することにつき授權されていることを前提とすることができる。

## 第8章

### 設立前の活動

#### 32. 設立前の費用

本節の規定に従い、会社の発起行為及び設立準備に関して会社登記前に適切に発生した費用は、会社財産から支払うことができる。

#### 33. 設立前契約

- (a) 本条及び第 34 条並びに第 36 条において、設立前契約とは以下の事項を指す。
  - (i) 会社の設立前に会社によって締結されたものと称する契約、及び
  - (ii) 会社の設立前に、設立に関して会社を代表する者によって締結された契約
- (b) 設立前契約は、契約書に定められた期間内に会社によって追認することができ、期間が定められていない場合は、会社設立後の合理的な期間内に追認することができる。
- (c) 追認された契約は、会社が契約の成立時から契約の当事者であったものとして、有効とされ、執行力を有する。
- (d) 設立前契約は、取締役会において効力に関する決議を承認するか、又は第 29 条の方法に従って会社を代表して契約を締結する方法により追認することができる。
- (e) 設立前の契約が会社によって追認されていないか、又は第 35 条に基づく裁判所の命令によっても有効とされない場合、会社は当該契約を執行することができず、また、当該契約から利益を享受することもできない。

#### 34. 設立前契約における黙示的保証

- (a) 設立前契約において明示的に規定した場合を除き、当該設立前契約を成立させたとされる者によって、以下に掲げる黙示的保証がなされる。
  - (i) 契約書に定められた期間内において、又は期間が定められていない場合は、設立前の契約後合理的な時間内において、会社を設立すること、及び



- (ii) 契約書に定められた期間内において、又は期間が定められていない場合、  
会社の設立後合理的な時間内において会社が当該契約を追認すること
- (b) 黙示的保証についての違反に関する損害賠償額は、当該契約が追認されかつ取り消された場合に当該契約の債務不履行によって生じる損害賠償額と同額とする。
- (c) 会社の設立後において、会社が第 33 条に基づく追認がなされていない設立前契約と同一の条件の契約を締結し、又は当該契約に代えて契約を締結する場合、黙示的保証に基づく責任(裁判所による損害賠償の支払いに関する命令に基づく責任を含む。)は免責される。

### 35. 追認の失敗

- (a) 会社の設立後に会社によって追認されなかった設立前契約の当事者は、裁判所に対して、以下の命令に関する申立てを行うことができる。
  - (i) 不動産又は動産にかかわらず、当該当事者との間で締結した契約に基づき取得した財産を会社に対して返還を命じるもの
  - (ii) 当該財産又は契約に関する当該当事者にとって有利な訴訟上の救済に関するもの、又は
  - (iii) 当該設立前契約の全部又は一部を有効とするもの
- (b) 裁判所は、公正かつ衡平と判断する場合において、第 34 条 b 項に基づく命令がなされたかどうかにかかわらず、適切と考えられる命令を発し、又は訴訟上の救済を付与することができる。

### 36. 設立前契約に関する違反

会社によって追認された設立前契約の違反に関する会社に対する裁判手続において、裁判所は、会社又はその他当該裁判手続の当事者の申立てにより、又は裁判所自らの提案により会社に対する命令に加え又は代えて、会社又は設立前契約を締結した者に対して、裁判所が公正かつ衡平と判断する損害賠償の支払又はその他訴訟上の救済に関する命令を発することができる。

## 第 9 章

本法に基づいて登記する権限を与えられた又は登記された他の法人

## ミャンマー連邦において有効な他の法律に基づいて設立された法人

### 37. 登記可能な法人

- (a) 本章の規定に含まれる例外に従い、ミャンマー連邦において、その当時の適用法に基づいて設立された法人は、無限責任会社、有限責任株式会社又は有限責任保証会社として、本法に基づいて、登記することができ、かかる登記は、当該会社が倒産することを意図してなされたものであるということを理由としては、無効とならない。
- (b) 1950年特別会社法、及び本法の施行日に存在していた旧法以前に有効であった会社法に基づいて組成された全ての法人は、本法及び他の所定の要件に従い、本法の下で、有限責任株式会社として登記されなければならない。
- (c) 第37条a項、第37条b項、第38条及び第39条は、海外法人には適用されない。

### 38. 「Limited」の商号への追加

本法に従い法人が有限責任会社として登記された場合、会社は、「Limited」、「Public Limited Company」又はそれらと同等の、6章に基づき適用ある文言を含めなければならない。これらの文言は当該会社の商号の一部として登記されなければならない。

### 39. 既存法人の登記事項証明書

本章の要件及び登記に関して適用される本法の要件に従い、また、所定の申請手数料の支払がなされた場合、登記官は、本法の下で会社を登記しなければならない。当該会社は、本法の下で登記、設立され、継続的存続性を有し、会社が選択した場合、会社印を有する。

## 事業団体

### 40. 団体の制限事項

適用あるその他の法律を制限することなく、

- (a) 団体は、団体又は団体の構成員による利益の獲得を意図して他の事業を営むという目的においては、本法の下では、形成されない。
- (b) 本条に違反して事業を営む団体の全ての構成員は、当該事業から発生する全ての

責任に対して個人責任を負うものとする。

41. 第 40 条に違反して形成された提携者のいかなる構成員も、15 万チャットの罰金が科せられる。

42. **商業及び同等の目的のために設立された登記団体の権限**

(a) 有限責任会社として形成された団体が商業の促進その他の経済発展のために形成されたこと又は形成されようとしていること、及びその利益(もしあれば)その他の収益を当該目的のために使用し又は使用する意図を有していること、及び株主に対するいかなる配当も禁止する意図を有していることについて、登記官の確認が証明された場合、登記官は、本法の下で有限責任の法人として、その商号に「Incorporated」の文言を付すことを条件として当該提携者を登記することができ、当該提携者は、かかる手続きに従い登記される。

(b) 本条に基づく登記官のライセンスは、登記官が適切と考える規則及び条件の下で付与することができ、当該条件及び規則は、団体に対して拘束力を有するものとし、登記官が指示する場合は、団体の定款に組み込まなければならない。

(c) 団体は、登記時に有限責任会社のすべての特権を享受し、その名の一部として「Limited」という文言を使用する場合を除き、すべての義務を負うものとする。

(d) 本条に基づくライセンスは、いつでも登記官によって取消されることができ、取消後、登記官は登記簿から当該団体の記載を削除しなければならない。当該団体は、本条に基づき付与された免除及び特権の享受を中止しなければならない。ただし、ライセンスがそのように取消される前に、登記官は書面により、取消しを意図する日から 28 日以上前に当該団体に対して合理的な通知を行わなければならない。当該通知の期間内に、当該団体に対して取消しに対する反対意見の陳述書を提出する機会を付与しなければならない。

(e) 登記官は、以下の事項を行うことができる。

(i) 登記官が以前に対象とする可能性のある条件及び規則に代わって、又はそれに加えて登記官が考えると考える条件及び規則の対象とすることにより、ライセンスを変更する、又は

(ii) 以前に付与されたライセンスの代わりに新しいライセンスを発行するこ

と

- (f) 連邦大臣は、e項に基づくライセンスの変更、発行、又は登記官の裁量の行使に関して、登記官に指示を与えることができる。
- (g) 本条は、他の適用ある法を制限することなく適用され、他の適用ある法に従う。

### 海外法人の登記

#### 43. 海外法人がミャンマー連邦で事業を営む場合

- (a) 海外法人又はその他の法人は、本章に基づき登記されていない限り、ミャンマー連邦で事業を営んではならない。
- (b) 海外法人又は他の法人は、以下を理由としては、ミャンマー連邦において事業を営むものとはみなされない。
  - (i) 裁判の当事者であること若しくは当事者となること、又は裁判、請求若しくは係争において解決を図ること
  - (ii) 取締役会若しくは株主総会の開催、又は内部事務の管理に関する他の活動の実施
  - (iii) 銀行口座の保有
  - (iv) 独立した契約者を通じての資産の売却
  - (v) ミャンマー連邦外において承諾される場合に限り拘束力を有する契約となる申込の勧誘又は斡旋
  - (vi) 金銭の貸与、債務の負担、又は財産に対する担保権の設定
  - (vii) 債権の保全若しくは回収、又は当該債務にかかる担保権の実行
  - (viii) 同種の取引が繰り返し行われるものではない、30日以内に完了する単発の契約の履行、又は
  - (ix) 自己資金の投資又は資産の保有
- (c) 登記官は、随時、海外法人又は他の事業体が事業を営んでいるかどうかに関する事項について指針を発行することができる。ただし、当該指針は、本条と矛盾してはならない。
- (d) 連邦大臣も、いずれかの者による申請によって又は連邦大臣自らの提案によって、

ある事業体が、又は同一の環境下にある特定の種類の事業体がミャンマー連邦において事業を営むものと取り扱われるか否かについて、規定することができる。

#### 44. 海外法人の商号

- (a) 既存の登記済み事業体が解散手続き中であり、かつ登記官に対して同意した場合を除き、海外法人は、既存の登記済み事業体と同一の商号にて、又は誤認若しくは混同を誘因若しくは惹起する類似の商号にて、登記することができない。また、海外法人は、混同が生じることを避けるため、会社の設立国名及び他と区別するための文字又は文言をその商号に加えることができる。
- (b) 商号を変更する海外法人は、商号の変更から 28 日以内に、商号の変更に関する所定の書式に基づく通知を登記官に提出しなければならない。本条 a 項の規定は、当該商号の変更に関する登記に適用され、本法に従い、登記官は、当該商号の変更の登記を行う。
- (c) 登記官は、本法を遵守するために必要がある場合、海外法人に対し、登記された商号を変更するように指示することができ、海外法人は、かかる登記官からの指示を受領してから 2 か月以内に、登記された商号の変更に必要なあらゆる事項を行うことによって、登記官の指示に従わなければならない。

45. 海外法人が第 44 条の規定に違反した場合、海外法人、取締役及び授権役員は 15 万チャットの罰金が科せられる。

#### 46. 取引の有効性

海外法人が第 43 条又は第 44 条の規定を遵守しなかった場合でも、海外法人が締結した取引の有効性又は強制力には影響を与えない。

#### 47. 登記申請

- (a) 本章に基づく海外法人の登記申請は、登記官に提出されなければならない、以下の事項に従わなければならない。
  - (i) 所定の書式で行うこと、及び
  - (ii) 海外法人による又は海外法人の代表による署名があること
- (b) a 項に加えて、申請者は以下の事項を行わなければならない。
  - (i) 海外法人の商号を記載すること。

- (ii) 申請日に、海外法人の取締役及び秘書役の氏名、生年月日、性別、国籍、及び居住住所を記載すること
  - (iii) 授権役員(ミャンマー連邦において、海外法人を代表して書類の送達を受けるよう授権された者)を選任したこと、並びに授権役員の名前、生年月日、及び住所
  - (iv) 授権役員として記載された者が、海外法人の授権役員として業務執行することにつき書面による同意を与えた旨を記載すること
  - (v) 海外法人の連邦内におけるすべての登記事務所の住所を記載すること
  - (vi) 海外法人のミャンマー連邦における事業所の住所(当該事業所と登記事務所の住所が異なる場合)又は海外法人が複数の事業所を有する場合、ミャンマー連邦における主たる事業所の住所を記載すること
  - (vii) 海外法人の本店における登記事務所又は主たる事業所の住所を記載すること
  - (viii) 申請書に記載されている全ての事項が真実であり正しい旨の、海外法人による宣誓書を含むこと、及び
  - (ix) 海外法人の設立に関する証拠及び会社の定款を構成又は定義する法律文書、加えて、もし当該書面がミャンマー語でない場合、当該書類のミャンマー語訳及び取締役によって認証がされた英語による要約書を添付すること
- (c) 所定の手数料は、申請書の提出時に登記官に対して支払われなければならない。
- (d) 申請書の原本の予備及びその他の全ての提出書類は、本条 b 項 iv 号の同意書の原本とともに、授権役員によって保管され、海外法人の記録とともに管理されなければならない。

48. 第6条に基づく申請において虚偽の宣言をした海外法人の罰金は、500万チャットとする。

#### 49. 海外法人の登記

- (a) 登記官は、海外法人の登記に関して本法上の要件を具備した完全な申請書を受領した場合、本章に基づき管理されている登記簿の項目へ、当該申請に基づき登記し、

また、以下の事項が記載された登記事項証明書を発行しなければならない。

- (i) 法人の商号
  - (ii) 本法に基づいて海外法人として登記された法人であること
  - (iii) 登記の日付、及び
  - (iv) その他所定の事項
- (b) 登記官は、登記記録を登記簿に保管しなければならない。
- (c) 海外法人が有効に存続していることを確認するために追加書面が必要であると登記官が合理的な根拠に基づき判断した場合でない限り、登記官は、本法上定められた事項及び連邦大臣によって定められた事項以外に登記に関連して他の書類の提出を求めることができない。

#### 50. 海外法人の商号の使用

ミャンマー連邦において事業を営む海外法人は、その商号及び設立国につき、以下のとおり記載されているかを確認しなければならない。

- (a) 会社によって又は会社を代表して送信された書面による連絡に明確に記載されていること
- (b) 会社によって又は会社を代表して発行され又は署名される書面で、会社の法的義務を証する又は構成する書面に明確に記載されていること、及び
- (c) 海外法人のミャンマー連邦における登記事務所及び主たる事業所において目立つように掲示されていること

#### 51. 詳細の変更

ミャンマー連邦において事業を営む海外法人は、以下の事項に関して変更が生じた場合、変更日から 28 日以内に、所定の書式に従い当該変更に関する通知を登記官に対して行わなければならない。

- (a) 海外法人の定款を構成又は定義付ける文書に関する変更
- (b) 海外法人の取締役の変更又は取締役の氏名若しくは住所の変更
- (c) 海外法人の海外における登記事務所又は主たる事業所の住所の変更
- (d) ミャンマー連邦における海外法人の登記事務所又は主たる事業所の住所の変更  
(提案された変更の通知は、会社が登記事務所又は主たる事業所の住所の変更を行

う前に行わなければならない。)、及び

- (e) 授権役員又はその住所の変更、その他ミャンマー連邦において海外法人を代表して送達文書を受領することが授権された者の選任又は変更(かかる変更の通知は7日以内に行わなければならない。)

52. 海外法人が第 51 条を遵守しなかった場合、全ての取締役及び授権役員は 25 万チャットの罰金の支払責任を負う。

### 53. 海外法人による年次報告書

- (a) ミャンマー連邦で事業を行うすべての海外法人は、以下の書類を登記官に提出しなければならない。

- (i) 会計年度の末日から 28 日以内に、所定の書式による年次報告書、及び

- (ii) 少なくとも年に 1 度、15 か月を超える期間を空けずに、以下の財務諸表

- (aa) 前会計年度の末日時点における貸借対照表

- (bb) 前会計年度のキャッシュフロー計算書の写し、及び

- (cc) 前会計年度の損益計算書の写し

そのような形式で、そのような明細を含み、法人が本店所在地で法律によって準備することが要求されるような書類の写しを含む。

- (b) 本店所在地の法律上、本条 a 項の財務諸表が必要とされない場合、登記官は、会社に対して、ミャンマー連邦における事業に関する当該財務諸表のいずれかの作成及び届出を要求することができる。この場合、当該財務諸表は、当該会社がミャンマー連邦の公開会社として設立された場合に作成することが必要となる書式あるいは所定の書式によって作成されなければならない。登記官は、裁量権の行使において、ミャンマー連邦における事業が会社法上の小規模会社に該当し得るかについて考慮することができる。

- (c) 登記官は、本条において提出されるべき財務諸表について監査を要求することができる。登記官は、裁量権の行使において、ミャンマー連邦における事業が会社法上の小規模会社に該当し得るかについて考慮することができる。

54. 海外法人が第 53 条の要件を遵守しなかった場合、当該法人、全ての取締役、及び全ての授権役員は、違反事項毎に 25 万チャットの罰金が科せられる。



55. ミャンマー連邦における事業運営を終了した海外法人

- (a) 海外法人は、ミャンマー連邦における事業運営の終了後 21 日以内に、所定の書式によってその事業運営の終了に関して届出なければならず、登記官は、他の適用ある法を遵守して、登記簿から当該海外法人の商号を削除する。
- (b) 海外法人がミャンマー連邦において事業を営んでいないと登記官が合理的に信じている場合には、登記官は、その旨の通知を海外法人に送付することができ、通知の日から 28 日以内に反対理由を示す回答がなければ、登記簿から当該海外法人の商号を抹消する目的で、当該通知が、公報に掲載される。
- (c) 通知の日から 28 日以内に海外法人がミャンマー連邦において事業を営んでいる旨の回答を登記官が受領しない場合、登記官は、反対する理由が示されない限り、その公表の日から 3 か月の期間の満了日において、当該海外法人の商号を登記簿から抹消する旨の通知を官報において公表し、かつ当該通知を当該海外法人に対して送付することができる。
- (d) c 項に定める期間の満了日において、登記官は、反対する理由が示されない限り、海外法人の商号を登記簿から抹消することができ、その場合、官報に当該削除の通知を公表しなければならない。
- (e) 登記官は、第 5 章の規定に従い公的清算人からの通知を受領した場合、登記簿から海外法人を削除しなければならない。
- (f) 海外法人の本店に関して、清算手続が開始された場合、解散された場合又は登記が抹消された場合、
  - (i) 授権役員は、上記事由の発生日から 28 日以内に、当該事由にかかる所定の書式による通知、及び清算人が選任された場合、当該選任の通知を届出なければならない。
  - (ii) 海外法人の本店における清算人又は登記官の申立てにより、裁判所は、ミャンマー連邦における海外法人の清算人を選任しなければならない。
- (g) 海外法人の授権役員から、当該法人が解散又は登記が抹消された旨の通知を受けた場合は、登記官は、登記簿から海外法人名称を削除しなければならない。
- (h) 裁判所によって選任された海外法人の清算人は、以下の事項を実施又は遵守しな

ければならない。

- (i) ミャンマー連邦において広く一般に発行される日刊新聞に公告を掲載することによって、海外法人の財産を分配する前に、債権者に対し、海外法人に対して財産分配前の合理的な期間内に債権を行使するよう促すこと
- (ii) 裁判所の命令を受けることなくして、他の債権者を除外して、特定の債権者に対して支払いを行わないこと、及び
- (iii) 裁判所の別段の命令がない限り、ミャンマー連邦に存在する海外法人の財産を回収及び換価し、海外法人の本店における清算人に対して回収及び換価した残余財産を支払うこと

- (i) 海外法人が、当該法人のミャンマー連邦における事業に関する限りで清算され、本店において清算人がいない場合、当該法人の清算人は、裁判所に対し本条 h 項に基づき回収された残余財産の処分に関して指示出すよう申立てることができる。

#### 56. 本法に基づいて登記された海外法人に関する書類の送付

- (a) 海外法人への書類は、以下の宛先に差し置くか又は郵送により送付することができる。
  - (i) 届出がなされた登記事務所、又は
  - (ii) 授権役員の住所いずれの場合も、本法に従って通知される。
- (b) a 項に加えて、当該書類は、海外法人の取締役 2 名以上がミャンマー連邦に居住する場合、2 名以上の取締役個人宛てに当該書面の写しを送付することができる。
- (c) 当該書類は、海外法人の清算人が選任された場合、清算人の事務所の直近の届出住所宛てに差し置くか又は郵送により送付することができる。
- (d) 本条の規定は、適用ある法によって定められる他の方法によって、海外法人に書面を送達する裁判所に認められている権限に影響を与えるものではない。

## 第 10 章

### 会社形態の変更

#### 57. 会社形態の変更

- (a) 会社は、会社形態を変更する旨の特別決議によって、本章に規定されている異なる会社の形態に変更することができる。
- (b) 本部門に従い、以下の変更を加えることができる。
  - (i) 非公開会社から公開会社への変更
  - (ii) 公開会社から非公開会社への変更
  - (iii) 有限責任保証会社から公開会社又は非公開会社への変更、及び
  - (iv) 無限責任会社から公開会社又は非公開会社への変更

#### 58. 会社形態変更の申請

- (a) 会社は、会社形態の変更を行うため、以下の書類を含む所定の書式に従い、登記官に対して申請書を提出しなければならない。
  - (i) 会社形態の変更を行う旨の特別決議が正当に承認されたことを確認する書類であって、もし社名が変更された場合新しい会社形態及び社名が特定されているもの
  - (ii) 定款変更の特別決議が正当に承認されたことを確認する書類及び変更後の定款案の写し。(会社がモデル定款とは実質的に異なる定款を使用しようとしている場合も含む)
  - (iii) 会社形態の変更に関連して発生したその他の変更を登記官により登記簿に管理されている会社の明細を反映した書類、及び
  - (iv) 有限責任保証会社から公開会社又は非公開会社へ変更する場合
    - (aa) 会社形態の変更によって会社債権者が重大な影響を受けるおそれはない旨の取締役の意見及びかかる意見の理由をのべた書類、及び
    - (bb) 有限責任保証会社が株式資本を持たない場合、株式発行の決議が正当に承認されたことを確認する書類及び第6条b項viii号で要求されている情報が含まれた書類
- (b) 会社は、官報及びミャンマー連邦で一般的に流通している日刊紙に掲載することによって、会社形態の変更に関する会社の登記簿の細目を変更するため登記官に申請書を届出た旨を通知しなければならない。
- (c) b項に基づいて会社が発行した通知には、申請書が本条a項の要件を遵守している

ことが確認された場合に、登記の詳細の変更をしてはならない旨の裁判所による命令が発せられない限り、登記官は通知が官報に掲載された日から 28 日後に会社の登記簿の細目を変更する旨を記載しなければならない。

- (d) 28 日以内に裁判所が発する命令に従い、同期間の経過後、本条 a 項の要件を遵守していることが確認された場合、登記官は、会社形態の変更に関する会社の登記簿の細目を変更しなければならない。
- (e) 本条に基づく会社形態の変更は、登記官が会社形態に関して会社の登記簿の細目を変更したときに効力を生じ、登記官は、当該変更をした後会社に対し新しい証明書を送付しなければならない。当該会社の商号は、本条に基づき発行された登記事項証明書に記載されている商号となる。

#### 59. 会社形態の変更の効果

- (a) 会社形態の変更は、以下の事項を含むものではない。
  - (i) 新しい法的企業の組成
  - (ii) 会社の既存の財産、権利又は義務に影響を与えること(株主との立場において、当該株主に対するものを除く)、又は
  - (iii) 会社又はその株主による又はそれらに対する法的手続に影響を与えること
- (b) 有限責任保証会社から有限責任株式会社へ会社形態を変更する場合、以下の条項が適用される。
  - (i) 会社の清算に関する保証人としての各社員及び過去に社員であった者の責任は、消滅する
  - (ii) 社員の地位が保証の付与又は保証の付与に関する同意書によってのみ起因する場合、当該社員は会社の株主でなくなる(ただし、会社形態の変更に際して社員に対して株式が発行された場合に、当該社員は会社の株主として存続する。)、及び
  - (iii) 株式が、第 58 条 a 項 iv 号 bb に基づいて要求された申請書に記載されることが要求される株主リストに記載されている人物に対して発行される場合、以下の条項が適用される。

- (aa) 当該株式は、当該者に発行されるものと取り扱われる
- (bb) 当該者は、会社の株主となることに同意したものとして取り扱われる、及び
- (cc) 当該者が会社の株主となる。

### 第3編

#### 株式及び会社の資本に関連する他の事項

### 第11章

#### 株式及びその他の有価証券

##### 60. 株式その他の有価証券の性質

- (a) 株式又は会社が発行する株主保有の有価証券は、動産とみなされ、本法その他の適用法及び定款により規定又は許可されている方法によって譲渡することができる。
- (b) 株式は、額面価値を有しない。

##### 61. 株式に付随する権利と権限

- (a) 本条 b 項に従うことを条件として、株式は当該株式の所有者に対して以下の権利を付与する。
  - (i) あらゆる決議について、会社の株主総会における議決に関する1つの議決権
  - (ii) 平等に配当を受ける権利、及び
  - (iii) 会社財産の分配を平等に受ける権利。
- (b) 本条 a 項に明記された権利は、定款により又は株式発行時に株式に条件を付すことにより、廃止、変更、又は追加することができる。

##### 62. 株式その他の有価証券の種類

- (a) 株式その他の有価証券を発行し、当該株式その他の有価証券の発行条件を決定する会社の権限には、以下の株式を発行する権限が含まれる。
  - (i) 異なる種類の株式
  - (ii) 償還可能株式

- (iii) 資本又は収益の分配につき優先される又は制約を受ける株式
- (iv) 特別議決権、制限的議決権又は条件付議決権が伴う株式、及び
- (v) 無議決権株式

発行にあたっては、本法、その他の適用法、定款又は株式発行条件に従う。

- (b) 会社は、本法、他の適用ある法、定款又は株式発行条件に従い、以下の有価証券を発行することもできる。
  - (i) 新株予約権
  - (ii) 株式に転換可能な証券、及び
  - (iii) その他の権利。

### 株式発行

#### 63. 株式の発行

- (a) 取締役会は、定款、本法及びその他の適用法に従い、任意の時期及び割当先に、取締役会が適切と考える条件及び数の株式又は有価証券を発行することができる。
- (b) 株式は、会社の定款に従い、全部支払済又は部分的支払済で発行することができる。株式が部分的支払済で発行された場合、発行条件において、残額部分について請求が行われる時期を特定する必要がある、株主はかかる支払請求に応じて払込みを行う義務を負う。
- (c) 会社は、取締役が株式の追加発行による増資の決定をした場合、各株主が保有する既存株式数に応じて、種類に関係なく引き受けの申込みを行う義務を負う旨を定款で定めることができる。

#### 64. 株式の発行の対価

- (a) 株式を発行する際の対価は、取締役会が定めたいかなる形式もとることができる。
- (b) 株式の発行の対価が現金以外である場合、取締役会は
  - (i) 対価を特定可能な程度に詳細に記録しなければならない
  - (ii) 株式発行の対価の妥当な現金価値を決定し、当該現在価値及びその算定の根拠を記録しなければならない、及び
  - (iii) 以下の意見を決議しなければならない。
    - (aa) 株式発行の対価及び条件は、会社及び既存のすべての株主にとって

公正でかつ合理的であること、及び

(bb) 当該対価の現金価値は、株式発行において充当される金額以上でなければならないこと。

(c) 現物出資による株式にかかる引受契約は、適用ある法に従って印紙を貼付し、会社の帳簿や記録とともに保管されなければならない。

65. 第 64 条 b 項を遵守しなかった取締役は、25 万チャットの罰金が科せられる。

#### 66. 現物出資に関する例外

第 64 条 b 項は以下の場合には適用されない。

(a) 新株予約権の行使

(b) 株式に転換可能なその他の証券の転換

(c) 同一の種類株式の株主全員に対して各株主の保有株式数に応じ、会社の内部留保による全部払込みによって行う株式発行

(d) 株式又は種類株式の数に応じた併合及び分割、又は

(e) 株式又は種類株式の数に応じた再分割。

#### 67. 転換証券の発行の対価

(a) 新株予約権又は株式に転換可能なその他の有価証券を発行する際の対価は、取締役会が定めたいかなる形式もとることができる。

(b) 新株予約権、株式に転換可能なその他の有価証券、以後の行使時に発行されるべき株式又はこれらに代わる品の対価が現金以外である場合、取締役会は、以下の事項を行わなければならない。

(i) 対価を特定可能な程度に詳細に記録すること

(ii) 新株予約権、株式に転換可能なその他の有価証券又は以後の行使時に発行されるべき株式又はオプションの対価の妥当な現金価値を決定し、当該現在価値及びその算定の根拠を記録すること、及び

(iii) 以下の意見を決議すること

(aa) 新株予約権、株式に転換可能なその他の有価証券又は以後の行使時に発行されるべき株式又はオプションの発行の対価及び条件は、会社及び既存のすべての株主にとって公正でかつ合理的であること、及び

(bb) 当該対価の現金価値は、新株予約権、株式に転換可能なその他の有価証券又は以後の行使時に発行されるべき株式又はオプションの発行において充当される金額以上でなければならないこと。

(c) 現物出資による新株予約権、株式に転換可能なその他の有価証券にかかる引受契約は、適用ある法に従って印紙を貼付し、会社の帳簿や記録とともに保管されなければならない。

68. 第 67 条 b 項を遵守しなかった取締役は、25 万チャットの罰金が科せられる。

#### 69. 債務に影響する株式発行に関する同意

ある者が会社に対する債務を増加させ、又はある者に会社に対する債務を負わせる株式の発行は、その者が株式を保有することについて書面で同意していない場合は、無効である。

#### 70. 株式に対する異なる価格の設定

会社は、定款に基づき、以下に掲げる事項のいずれか又は複数を行うことができる。

- (a) 株式の発行にあたって、株主によって異なる払込価格及び払込時期を設定すること
- (b) 株主からの要請に基づき当該株主が保有する株式につき全部又は一部の払い込みの留保を認めること。ただし、払込対価のいずれの部分についても払込の請求がなされていない場合に限る。
- (c) 各株式の払込金額に応じて配当を支払うこと

#### 71. 有価証券発行の記録及び時期

- (a) 株式又はその他の有価証券の発行日から 21 日以内に、会社は、以下に掲げる事項を行わなければならない。
  - (i) 関連する登記簿の更新、及び
  - (ii) 株式又はその他の有価証券の発行に関して登記官に所定の書式により通知を届出ること。当該通知には、株式又はその他の有価証券の発行の対価及び当該株式又その他の有価証券が全部支払済か又は一部支払済かが記録されていないなければならない。
- (b) 株式又はその他の有価証券は、その保有者の氏名又は名称が会社の関連する登記



簿に記入されたときに発行されたものとみなす。

- (c) 本条を遵守しなかった場合でも、株式その他の有価証券の発行の効力に影響を与えない。

72. 会社が第 71 条に違反した場合、故意に関与した会社の全ての取締役は、25 万チャット  
の罰金が科せられる。

### 優先株式

#### 73. 優先株式の発行要件

優先株式に付された以下の事項に関する権利が定款で規定されるか、又は特別決議で承認された場合には、会社は優先株式を発行することができる。

- (a) 資本の払戻し
- (b) 余剰資産及び分配への参加
- (c) 累積及び非累積配当
- (d) 投票
- (e) 他の株式又はその他の種類の優先株式に関連する資本及び配当の支払の優先権、及び
- (f) 株式が償還可能かどうか、償還可能であれば償還条件。

#### 74. 償還可能な優先株式の償還

- (a) 償還可能優先株式は、償還されるべき旨の条件を伴って発行される優先株式のことを言う。
- (b) 本条 c 項に従い、以下の時期において、償還可能な優先株式を償還することができる。
  - (i) 特定の時期又は特定の事象の発生時
  - (ii) 会社が償還を選択した時、又は
  - (iii) 株主が償還を選択した時。
- (c) 会社は、以下の場合にのみ、償還可能な優先株式を償還することができる。
  - (i) 株式が全部払込済みである場合
  - (ii) 即発生の利益、又は、消却の目的で作られた新株発行による手取金をもって消却する場合、及び

(iii) 合理的な根拠に基づき、償還後において会社が支払能力検査を充足することについて、取締役が決議する場合。

(d) 本条 c 項に基づき可決した時点で、その金額は、償還予定日に支払期日となる。

(e) 償還可能な優先株式は、償還時に消却される。

(f) 会社は、償還から 21 日以内に所定の書式で償還を登記官に通知しなければならない。

(g) 本条の規定に違反したとしても、償還の有効性には影響しない。

75. 会社が第 74 条に違反した場合、故意に関与した会社の全ての取締役は、25 万チャットの罰金が科せられる。

## 社債

### 76. 永久社債

社債の条件又は社債を担保する証券における条件は、本法施行の前又は後のいずれに発行され又は実行されたか否かにかかわらず、社債が償還不可能でも、又はいかに遠隔的な不確実な事象の発生により償還可能となる場合でも、満了までの期間がいかに長期と定められていても、それらの事項のみを理由として無効とはならない。

### 77. 償還済み社債を再発行する権限

(a) 会社が以前に発行した社債を償還した場合、会社は本法の施行の前後を問わず、原則的に、将来再発行する目的で当該社債を有効に保持する権限を有し、またその権限を有していたものとみなされる。会社が当該権限を行使しようとする場合、会社は、同じ社債を再発行し又は他の社債を代わりに発行することができ、また常にできたものとみなされる。当該再発行によりその社債の発行を受けた社債権者は、その社債が以前に発行されたことがない場合と同様の権利及び優先権を有し、また有していたものとみなされる。

(b) 社債を再発行のため有効に保持する目的で会社の指定する者に対して社債が譲渡された場合、当該被指定者からの当該社債の譲渡は、再発行とみなされる。

(c) 本条により与えられた又は有するとみなされた権限に基づく社債の再発行又は既存社債に代えての社債の発行は、再発行又は発行の時期について本法の施行の前後を問わず、印紙税との関係では新規の社債発行とみなす。ただし、発行可能な社債の額や数を制限する条項との関係ではこの限りでない。

ただし、本条に従って再発行された社債であって印紙が適法に貼付されているとの外観を有する社債を担保とする貸付人がいる場合、当該担保を実行する手続において印紙税又は罰金を支払うことなく証拠として用いることができる。ただし、当該貸付人が、印紙が適法には貼付されていないと知り又は知り得たのに過失により知らなかった場合はその限りでない。その場合であっても、会社は、印紙税及び罰金を支払う義務を負う。

- (d) 本条のいかなる規定も、償還済の社債若しくは消滅した社債又は同じ社債若しくは有価証券により会社に保管されている社債に代わって、社債を発行する権限に影響を与えるものではない。

#### 78. 社債引受契約の特定履行

会社との契約であって会社の社債を引受けて支払をする旨の契約は、特定履行の命令により強制可能である。

#### 新株予約権に関する経過措置

#### 79. 新株予約権の効果

第 81 条及び第 82 条に従い、本法の施行日における発行済新株予約権は、その所有者に対し、当該新株予約権に指定された株式又は有価証券に対する権利を与え、当該株式又は証券は、新株予約権を呈示し無効にすることと引き替えに譲渡することができる。

#### 80. 新株予約権の所有者の氏名の登記

第 81 条及び第 82 条に従うことを条件として、新株予約権の保有者は、会社の定款に従い、新株予約権を放棄し又は消却することと引き替えに自己の名称を株主として株主名簿に登記することを求めることができる。会社は、新株予約権の放棄及び消却がされていないにもかかわらず、新株予約権に指定された株式についてその保有者の名称を株主名簿に登記したことを理由として損害が発生した場合、その損害が何者に起因するものであれ当該損害を被った者に対する責任を負う。

#### 81. 本法施行後の新株予約権の発行の禁止

本法が施行された後、会社は新株予約権を発行してはならない。

#### 82. 新株予約権のみなし消却

- (a) 本法の施行日時点において残存している新株予約権は、以前に放棄されていない限り、その条件に従って、移行期間又本条 c 項の登記官の判断に従って定められる期間が満了するまでは有効であるが、その後は放棄され消却されたとみなされる。
- (b) 会社は、本条 a 項に基づいて新株予約権が消却されたことに伴ってある者に損害が生じた場合、その損害が何者に起因するものであれ、責任を負わない。
- (c) 会社が書面で申立てを行い、移行期間満了時における新株予約権のみなし放棄及びみなし消却が会社の最善の利益とならないことを合理的な理由に基づいて登記官が判断した場合は、登記官は、本条 a 項の移行期間を延長し当該新株予約権の効力終了に関する付随的な措置を採ることができる。

## 第 12 章

### 株式その他の証券の譲渡

#### 83. 譲渡の要件

- (a) 株式及びその他会社に関する登記可能権利証券は、会社の定款及びその他適用ある法に従い、本法 13 条に基づき維持管理されている会社の登記簿に譲受人の氏名を記入することによって、譲渡することができる。
- (b) 株式又はその他会社に関する登記可能権利証券の譲渡にかかる登記の申請は、譲渡人又は譲受人のいずれから行うこともでき、本条 c 項及び本条 d 項の規定に従い、会社は、登記簿に、譲受人の氏名及びその他 13 章により必要とされる情報を記入しなければならない。
- (c) 関連法令に別途定めがない限り、会社は、所定の書式に従い、譲渡人及び譲受人により署名押印がなされた書面が、以下の書類とともに提出されない限り、株式又はその他登記可能な権利の譲渡に関する登記を行ってはならない。
  - (i) 譲渡対象である株式等の証書、及び
  - (ii) 譲渡人又は譲受人又はその両方が会社に対する持分を取得するか、あるいは持たなくなるかに関する宣誓書。
- (d) 会社の定款若しくは関連する有価証券において明示的に授權されている場合、本法に若しくは他の適用ある法に基づいて許可されている場合、又は本法若しくは

他の適法ある法の要件を遵守することを要求されている場合、当該会社は、譲渡に関する申請書その他本条に基づき要求される書類の受領の日から 21 日以内に、取締役会が譲渡を拒絶する理由を述べた上で決議を承諾し、決議の日から 7 日以内に拒否の理由を記載した拒否通知を譲渡人及び譲受人に送付した場合には、譲渡の登記を拒否することができる。

- (e) 本条 c 項のいずれも、法の適用により株式等の権利を承継した者を会社に関する株主又は登記可能権利の保持者として登記する会社の権限に影響を与えるものではない。

84. 第 83 条 c 項又は d 項に遵守しなかった場合、当該違反を認識して関与した全ての取締役は、15 万チャットの罰金が科せられる。

85. 譲渡人又は譲受人が悪意又は過失により第 83 条 c 項 ii 号の宣誓書において虚偽の表示を行った場合には、譲渡人又は譲受人は、75 万チャットの罰金が科せられる。

#### 86. 譲渡の通知

(a) 株式その他の登記可能権利証券の譲渡の登記日から 21 日以内に、会社は所定の書式に従い、譲渡の通知を登記官に届出なければならない。

(b) 譲渡の結果、会社が外国会社になった場合又は外国会社でなくなった場合は、通知書にその旨を記載しなければならない。

(c) 本条を遵守しなかったとしても、株式その他の登記可能権利証券の譲渡の効力には影響しない。

87. 会社が第 86 条を遵守しなかった場合、当該違反を認識して関与した全ての取締役は、75 万チャットの罰金が科せられる。

#### 88. 法定代理人による譲渡

株式その他会社に対する権利証券の保有者が死亡した場合、又は会社の別の権利証券の保有者が法定代理人を通じて行った株式その他会社に対する権利証券の譲渡は、当該適法な代理人自身が株主又は権利証券の保有者でない場合であっても有効であり、譲渡に関する文書の締結時点において当該法定代理人が株主又は権利証券の保有者であった場合と同様の効果を有する。

## 第 13 章

### 権利証券の登記

#### 89. 権利の証拠となる株式証書

(a) 会社印が押印され、又は第 29 条に従って会社により作成された、株主が有する株式又は証券を特定した登記可能権利証書は、株主が当該登記可能権利証書に記載された株式又は証券に対する権利を有することの一応の証拠である。

(b) 適用ある法に従い、いかなる会社も、株式、社債、無償還社債又はその他の登記可能な権利証券の割当が行われた場合及び譲渡にかかる登記をした場合、当該割当の日又は譲渡にかかる登記の日から 28 日以内に、割当又は譲渡の対象となった全ての株式、社債、無償還社債又はその他の登記可能な権利証券を証する証書を完成させ交付可能な状態としなければならない。ただし、それらの発行条件が別途規定されている場合はこの限りでない。

(c) b 項に従って発行されたすべての証明書は以下の事項を記載しなければならない。

- (i) 会社の商号
- (ii) 会社の登記事務所の住所
- (iii) 株式証書の場合は、株式数、株式の種類、払込金額、払込未了金額(あれば)、株式の払込みが完了している程度、及び
- (iv) 株式以外の登記可能権利証券の証書の場合には、その数、種類、当該証券に対して払い込まれた金額、並びに株式等に転換可能な場合には、転換により付与される株式数及びその他の権益。

(d) 本条の規定が遵守されない場合も、株式又は登記可能権利証券の保有者が有する権利には影響を与えない。

#### 90. 株主名簿

(a) 会社の設立書類に株主として記載された者は、その会社の株主となることについて同意したものとみなされ、登記後直ちに、株主名簿に株主として記入されなければならない。

(b) 会社の株主となることに同意し、その名称が株主名簿に記入された全ての者は、その会社の株主になるものとする。

- (c) すべての会社は、その他の適用法に従い、最新の株主名簿を保持し、以下の事項を記入しなければならない。
- (i) 株主の氏名、住所及び国籍
  - (ii) 各株主が株主として名簿に記入された日、及び
  - (iii) 各株主が株主でなくなった日。
- (d) 会社が株式資本を有する場合、その他の適用法に従い、株主名簿には以下の事項を表示しなければならない。
- (i) 各株式の割当が生じた日
  - (ii) 各割当の対象株式数
  - (iii) 各株主の保有株式
  - (iv) 株式の種類
  - (v) 株式の番号及び株式証書番号
  - (vi) 株式の支払済金額
  - (vii) 株式が全額支払済みか否か、及び
  - (viii) 株式の支払未了金額(もしあれば)。

#### 91. 株主の目録

- (a) 株主が 50 名を超える会社は、株主名簿それ自体が目録を構成する様式でない限り、会社の株主の名前の最新の目録を保管しなければならないが、株主名簿に何らかの変更が加えられた日から 14 日以内に当該目録に必要な変更を加えなければならない。
- (b) 当該目録は、各株主につき、名簿に登録されている株主の記載内容が容易に発見できるよう十分な表示を含まなければならない。

#### 92. オプション権者の名簿

- (a) 未発行株式又はその他の利益をオプションで付与するすべての会社は、その他の適用法に従い、以下の事項を記録したオプション権者の名簿を保管しなければならない。
- (i) オプション権者の氏名、住所及び国籍並びに当該オプションが付与された当該会社の株式数、株式の概要、その他の権益

- (ii) 当該会社の株式にかかるオプションとして各人が名簿に掲載された日
  - (iii) オプションが行使可能な期間又はオプションが行使可能な時点
  - (iv) オプションが行使される前に生じることを要する全ての事象
  - (v) オプションの付与のために支払われた全ての対価
  - (vi) オプションの行使のために支払われた全ての対価又は対価を決定するための方式、及び
  - (vii) 当該会社の株式にかかるオプション権者でなくなった日。
- (b) オプション権者の名簿は、オプションが行使されるか期限切れになるたびに更新されなければならない。
- (c) 当該権者が権利の移転について会社に通知をした場合に限り、会社は、オプションの移転に関するオプション権者の名簿を更新することが要求される。会社による権利移転の登記の不履行は、当該権利の移転の有効性には影響しない。

### 93. 社債保有者の名簿

他の適用ある法に従い、社債を発行するすべての会社は、以下の事項を記録する社債権者の名簿を保管しなければならない。

- (a) 社債権者の氏名、住所及び国籍並びにそれらの者に発行され、又は保有された社債の金額及び説明
- (b) 社債権者として各人が名簿に掲載された日、及び
- (c) 社債権者でなくなった日

### 94. その他の権利者の名簿

(a) 会社は、他の適用ある法に従い、以下の事項を記録した、その株式資本の他の権益、又はその権益を取得する権利を有する証券であって発行済みのものに関する名簿を保管しなければならない。

- (i) 権利者の氏名、住所及び国籍並びにそれらの者に発行され、又は保有された権利の数及び説明
- (ii) 当該権利の保有者として各人が名簿に掲載された日。
- (iii) 当該権利の保有者でなくなった日、及び
- (iv) 適用ある場合には、当該権利の失効、行使又は転換に関する詳細。



- (b) 本条に基づく権利者の名簿が会社の株式に転換する有価証券の保有者の名簿である場合、当該名簿は、当該権利が転換されるか期限切れになるたびに、更新されなければならない。
- (c) 当該権者が権利の移転について会社に通知をした場合に限り、会社は、登記された権利の移転に関して本条 b 項で言及された種類の名簿を更新することが要求される。会社による権利移転の登記の不履行は、当該権利の移転の有効性には影響しない。

**95. 会社の登記事務所において管理される名簿及び目録**

- (a) 本条 b 及び c 項に従い、本章に基づき維持される会社の全ての名簿及び目録は、登記簿上の本店又は当該会社の主たる事業所で管理されなければならない。
- (b) 会社は、会社の名簿及び目録を管理するため、ミャンマー連邦内で第三者を選任することができる。かかる場合、会社の名簿及び目録は、当該第三者の事務所において会社を代理して管理されることができる。
- (c) 全ての会社は、該当する場合は、会社の名簿及び目録が会社の登記事務所又は主たる事業所以外において管理が開始された日から 21 日以内に、登記官に対して当該名簿及び目録が管理されている場所を届出なければならない。該当する場合は、当該名簿及び目録の管理される場所が変更された日から 21 日以内に、当該変更を登記官に届出なければならない。

**96. 名簿の変更の通知**

- (a) 会社は、第 90 条に従って管理されている名簿記載事項の全ての変更につき、所定の書式をもって、その詳細の通知を登記官に届出なければならない。
- (b) 届出は、関連する変更があった日から 21 日以内に行わなければならない。

**97. 年次報告書、株主名簿及び要約**

- (a) 全ての会社は、その設立から 2 か月以内に、及びその後は少なくとも毎年 1 回(ただし、毎年その設立の日から 1 か月後以降であってはならない)、所定の書式により、当該会社に関する事項の報告書を登記官に届出なければならない。
- (b) 年次報告書には、他の適用ある法により除外されうる場合を除き、以下の情報を記載しなければならない。

- (i) 当該会社の登記上の商号
  - (ii) 当該会社の登記番号
  - (iii) 当該会社の登記事務所の住所及びもし異なる場合には株主名簿が保管されている場所の住所
  - (iv) 公開会社の場合には、当該会社につき最も多数の株式を有する 50 名又は当該会社の株主が 50 名に満たない場合にはその株主数の株主及びそれらの名前、住所、国籍及び保有株式数のリスト
  - (v) その他の場合には、会社の全ての株主及びそれらの名前、住所、国籍及び株式保有株式数のリスト、並びに、最終の届出の日以降以降に株主でなくなった者のリスト
  - (vi) 当該会社の最終の年次総会の日(適用ある場合)
  - (vii) 会社の主要な活動又は当該会社の報告が作成された日及び年次報告の日における活動に関する事項
  - (viii) 金銭を対価として発行された株式と全部又は一部の対価が金銭以外により払い込まれて発行された株式を区別する要約
  - (ix) 当該会社の株式資本の金額及びそれが分割された株式の数
  - (x) 各株式につき払込請求された額
  - (xi) 前回の報告日以降、失効し又は取り消された株式の合計数
  - (xii) 前回の報告日以降、当該会社が外国会社となったか又は外国会社でなくなった場合、その旨及びその変更が生じた日
  - (xiii) 当該会社の子会社、持分会社及び最終持分会社(もしあれば)
  - (xiv) 報告の日において、当該会社の取締役である者及び当該において秘書役である者(もしあれば)の名前、住所、性別及び国籍、並びに、前回の報告以降の取締役及び秘書役の変更及びそれが生じた日
  - (xv) 本法に基づいて登記することが要求されている抵当権及び担保権が登記されていることの確認、及び
  - (xvi) 随時定められ得るその他の事項。
- (c) 登記事項に関する登記官への届出に加え、会社は、上記リスト及び要約が株主名簿

の別々の箇所に含まれているようにしなければならない。登記官に提出した当該年次報告書及びその写しは、当該会社の取締役又は秘書役により署名されていなければならない。当該リスト及び要約に上記日付における事実が記載されている旨の文言を付さなければならない。

- (d) 非公開会社は、本条 a 項で要求されている年次報告書とともに、当該会社が、前回の報告の日以降、又は最初の報告の場合には会社の設立日以降、公衆に対して当該会社の株式又は社債の引受けの募集を行っていない旨の取締役、秘書役又はその他の役員により署名された証明書を送付しなければならない。

#### 98. 登記簿に記録されてはならない信託

- (a) 明示、黙示又は擬制的な信託は、登記簿に記録されてはならず、又は登記官によって受理されてはならない。
- (b) 本条 a 項にかかわらず、会社の登記において株式又は権利を有する者として登記されている死亡した者の法定代理人は、当該会社の許可を得た上で、当該死亡した者の個人的な代理人として、当該株式又は権利を保有する者として登記する権利をする。
- (c) 本条 a 項にかかわらず、会社の登記において株式又は権利を有する者として登記されている破産者の財産の受託者、執行者、管理者又は譲受人は、当該会社の許可を得た上で、当該破産した者の財産の受託者、執行者、管理者又は譲受人として、当該株式又は権利を保有する者として登記する権利を有する。

#### 99. 登記簿の検査

- (a) 本法に基づいて管理されている会社に関する全ての名簿及び目録は、営業時間の間、通常の営業時間中各日において少なくとも 2 時間は検査ができるよう、当該会社が株主総会において課すことができる合理的な制限に従い、全ての株主による検査に無償で供されなければならない。公開会社の場合には、全ての第三者による検査に有償で、各検査につき取締役が定めた合理的な金額で供されなければならない。
- (b) 全ての株主（又は公開会社の場合第三者）は、名簿、目録若しくはそれらの一部、又は本法に基づいて要求されるリスト、及び要約若しくはその一部の写しを、取締役

が定めた合理的な金額の支払をもって要求することができ、当該会社は、当該株主及び第三者によって要求されたあらゆる写しを、当該会社が適用ある支払の受領とともに当該要求を受領した日の翌日より起算して 10 日以内に当該株主及び第三者に送付しなければならない。

100. 第 99 条 a 項に基づいて要求された検査が拒否された場合、又は第 99 条 b 項に基づいて要求された写しが適切な期間内に送付されなかった場合には、当該会社及び違反した全ての取締役その他の役員は、各違反につき、25 万チャットの罰金に処され、登記官は、命令により当該名簿又は目録の即時の検査を強制し、又は当該要求された写しを要求した者に送付するよう指示することができる。

**101. 裁判所による名簿の補正権限**

(a) 以下のいずれかに掲げる場合に、

- (i) 本法に基づいて会社が維持する名簿にある者の名前が誤って記載され又は含まれていない場合、又は
- (ii) いずれかの者が株主ではなくなった事実につき、名簿記載に不備があった場合又は不必要な遅滞が生じた場合

被害を受けた者又は当該会社のあらゆる株主又は当該会社は、裁判所に対して名簿の補正を申請することができる。

(b) 裁判所は、当該申請を拒絶するか、又は、名簿の補正及び被害を受けた当事者が被ったあらゆる損害の当該会社による支払を命じることができ、その裁量により適切と考える費用に関する命令を発することができる。

(c) 本条に基づくあらゆる申請により、裁判所は、その名前を名簿に記載し又は含まないことを申請している当事者の権限に関するいかなる問題についても決定することができ、当該名簿の補正のために必要、又は判断することが適切な問題を一般的に判断することができる。ただし、裁判所は、法律上の問題が生じる争点について直接審理することができ、当該争点にかかる判断に対する上訴は、民事訴訟法第 100 条に定められる根拠に基づき、同法が定める態様により審査される。

**102. 名簿の補正の登記官への通知**

裁判所は、名簿の補正の命令をするときは、命令により、当該命令完了の日から 14 日

以内に登記官に届出られるべき補正の通知を指示しなければならない。

**103. 証拠となるべき株主名簿**

- (a) 株主名簿は、登記された株主の株式にかかる権利を含む、本法により記載することを要求され又は授権された全ての事項に関する一応の証拠である。
- (b) 会社は、登記された株式所有者を、以下の権利を有する唯一の者として取り扱うことができる。
  - (i) 株式に付属する投票権限の行使
  - (ii) 通知の受領
  - (iii) 株式に関する配当の受領、及び
  - (iv) 株式に付属する全ての権利及び権限の行使。

**104. 名簿及び届出に関する違反**

名簿及び目録が維持され、入手可能とされ、関連する届出が本章に従ってなされ、本章に基づく会社の全てのその他義務が履行されるようにするための合理的な措置を講じることは、会社の全ての取締役及び役員の義務である。

105. 第 104 条が遵守されなかった場合、当該会社、及び、当該不履行を認識しながら意図的に関与した当該会社の全ての取締役及びその他の役員は、50 万チャットの罰金が科せられる。

## 第 14 章

### 配当

**106. 配当の決定**

- (a) 第 107 条及び第 109 条及び定款に従い、会社の取締役会は、その株主に対して配当を支払う旨を決議し、その金額、支払時期及び支払方法を定めることができる。
- (b) 配当の支払方法は、現金、株式発行、オプション授与又は資産の譲渡によることができる。
- (c) 定款に従い、配当決議は、会社に対して支払い義務を生じさせるものではなく、また支払以前であればいつでも取消可能である。配当の支払義務は、支払時期の到来によって発生する。

#### 107. 配当要件

- (a) 会社は、以下の場合を除き、配当の支払をしてはならない。
- (i) 配当支払の直後において会社が支払能力検査を充足すること
  - (ii) 配当の内容が、株主に対して全体として公平かつ合理的であること、及び
  - (iii) 配当金の支払が、債権者に対する会社の支払能力に重大な影響を与えないこと。
- (b) 配当決議の後かつ配当の支払い前に、取締役会が本条 a 項の要件が満たされないと判断した場合、配当の支払は行ってはならず、支払が行われた場合には、当該支払いは授權されていない支払いとみなされる。

#### 108. 第 107 条の違反

- (a) 会社が第 107 条の要件を遵守しなかった場合、会社は、50 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に違反を許した全ての取締役又は役員も同じ罰金が科せられる。
- (b) 本条 a 項に加え、会社が配当の支払の後にそれと関連して支払い不能となった場合、第 107 条に違反していることを認識しながら意図的に配当の支払いを許した全ての取締役は、各債権者に対する弁済期が到来した負債の額が会社の責任財産を超過している限度において、会社の債権者に対しても責任を負う。債権者又は債権者を代理して請求する清算人は直接当該超過金額を違反取締役に対して請求できる。

#### 109. 配当金の支払に影響を与えるその他の事項

- (a) 会社の取締役会は、以下を内容とする配当を決定してはならない。
- (i) 同一つの種類の株式の一部にのみ支払うこと、又は
  - (ii) 同一種類の株式にもかかわらず、一部の株式についてだけ、その他の株式と比較して多く配当を支払うこと。ただし、部分的支払済株式の場合はこの限りではなく、配当額は当該株式の支払済金額に応じて決まる。
- (b) 会社は、定款に基づき、提案した配当の代わりに、その全部又は一部について、株式で受け取ることに同意した株主に対して株式を発行することができる。ただし、
- (i) 全部又は一部について、配当に代わる株式を受け取る権利は、同一の種類

株式の株主の全員に対して同一の条件が提案されなければならない。

- (ii) 全株主による株式に関する議決権及び分配を受ける権利を受け取ることの同意が維持されていなければならない。
- (iii) 当該提案は 21 日以上承諾のために未決の状態が維持されなければならない。
- (iv) 各株主に発行される株式は、株式で配当を受け取ると同意したある種類の株式の全株主に対して発行される際に、同一の条件に基づいて発行され同一の権利の対象とされなくてはならない。及び
- (v) 本法第 63 条及び第 71 条は、適用ある限り、遵守されなければならない。

110. 会社が第 109 条の要件を遵守しない場合、会社は、100 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に違反を許した全ての取締役又は役員も同じ罰金が科せられる。

#### 111. 利益の資本組入れ

第 109 条を制約することなく、会社は利益を資本に組み入れることができる。利益の資本組入れには株式の発行を要しない。

## 第 15 章

### 株式資本に影響を与える取引及び事項

#### 株式資本の変更

#### 112. 株式資本の変更に関する有限責任株式会社の権限

- (a) 有限責任株式会社は、定款に従い、以下のように、その株式資本を変更できる。
  - (i) 会社が、11 章に従い、妥当と考える金額分の新株を発行することにより増資すること
  - (ii) 株主総会ので承認された普通決議によって、株式の全部又は一部を併合及び分割して元の株式よりも大きな金額の株式とすること。ただし、払込未了価額がある場合は、併合及び分割後の株式に均等に割付される。
  - (iii) 株主総会ので承認された普通決議によって、株式の全部又は一部を分割

して元の株式よりも小さな金額の株式とすること。ただし、分割において、分割後の株式における払込済価額と払込未了価額の割合は当該株式の元となった株式におけるその割合と同じでなければならない。

- (iv) 株主総会で承認された特別決議によって、普通株式を優先株式に転換すること
- (v) 株主総会で承認された特別決議によって、優先株式を普通株式に転換すること
- (vi) 第 11 章に従って、償還可能優先株式を償還すること
- (vii) 本章に定める方法に従って、減資すること
- (viii) 本章に定める方法に従って、自己株式を買戻すこと、及び
- (ix) 本章に定める方法に従い、会社株式の買取に関する資金援助を提供すること。

(b) a 項は、本法その他の適用ある法に従って、資本金を変更するその他の取引を行う権利を制約し、又は本法の別の部分の適用を排除するものではない。

#### 113. 登記官に対する株式併合の届出

株式資本を有する会社が、第 112 条 a 項 ii 号から vii 号に従って資本金の変更を行った場合、当該変更から 21 日以内に、所定の書式をもって、併合又は分割の対象となった株式を特定して、登記官に対して、かかる変更の届出を行わなければならない。

114. 会社が第 113 条を遵守しなかった場合、会社は 100 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に授権し又は許した全ての取締役又はその他の役員は、同額の罰金が科せられる。

#### 115. 株式資本の減少

(a) 有限責任株式会社は、定款に従い、以下のいずれかの方法（本法又はその他適用ある法によって許可される方法を制限するものではない）で株式資本を減少させることができる。

- (i) 払込みが完了していない株式資本金部分について、株式に関する払込債務を消滅させ又は減少させる方法
- (ii) 株式に関する払込債務の免除又は減少を伴うか否かを問わず、払込済み



の株式資本部分のうち喪失した部分<sup>1</sup>又は利用可能な資産によって裏付けられていない部分を失効させる方法、又は

(iii) 株式に関する払込債務の免除又は減少を伴うか否かを問わず、払込済みの資本のうち会社の必要を超えた部分について払い戻す方法。

(b) 減資は、以下の条件を満たさない場合は、行われてはならない。

(i) 会社が、減資の直後において、支払能力検査を充足すること

(ii) 減資の内容が、株主に対して全体として公平かつ合理的であること

(iii) 減資が、債権者に対する債務に重大な害を与えないこと、かつ

(iv) 減資が、第 116 条の定めにより、株主に承認されること。

(c) 会社による減資は、平等減資によることも、選択的減資によることも可能である。

(d) 平等減資とは、以下の条件を満たす減資をいう。

(i) 普通株式のみを対象とすること

(ii) 普通株式に対しその保有普通株式数に応じて行われること、かつ

(iii) 各普通株主に対して同一の条件で行われること。

(e) 本条に基づく全ての減資は、本条 d 項の場合を除き、選択的減資とする。

#### 116. 株主による承認

(a) 減資が平等減資である場合、会社の株主総会の普通決議により承認されなければならない。

(b) 減資が選択的減資である場合、以下のいずれかの方法によって承認されなければならない。

(i) 株主総会の特別決議による承認。ただし、減資の一部として対価の支払いを受ける予定の者、払込未了の株式に関連する債務が減額される予定の者及びそれらの者の提携者は、当該決議案に賛成の議決権を行使できない、又は

(ii) 株主総会における普通株主の全員の賛成による決議。

(c) 減資が株式の消却を伴う場合は、当該減資は、消却される株式を保有する株主の株

---

<sup>1</sup> 現物出資した機械などが使用できなくなったなどの場合を指すと考えられます。

主総会<sup>2</sup>における特別決議によっても承認されなければならない。

- (d) 会社は、上記の招集通知には、第 115 条 b 項 i 号から iii 号までの要件に関する決議案を含む決議案についての議決権行使にあたって、判断に重大な影響がある事項で会社が認識している全ての情報の記述を含めなければならない。
- (e) 株主総会<sup>3</sup>の通知が株主に送付されるまでに、会社は、登記官に対し、以下の文書の写しを提出しなければならない。
  - (i) 株主総会招集通知、及び
  - (ii) 株主に対して、株主総会招集通知と併せて、送付される減資に関する全ての文書。

また、会社は、ミャンマー連邦で一般的に流通している日刊紙において、減資を承認するための株主総会を開催する予定である旨を、招集通知及び登記官に提出された関連書類とともに公告しなければならない。

- (f) 登記官は、本条 e 項に定める書類を受領後 28 日以内に、会社が株主に株主総会招集通知を発送してよいかを判断する。登記官が招集通知の発送を許可した場合又は上記期間内に決定が発されない場合、会社は、招集通知を発送することができる。
- (g) 登記官は、本条 f 項に基づく判断において、株主又は債権者の保護のために合理的に必要と認められる場合は、本条 e 項に基づいて提出された書類の明確化及び修正を命じることができる。
- (h) 登記官は、第 116 条 f 項に定める期間中、合理的理由に基づいて同条 d 項に定める要件が充足されていないと判断し、又はそれと類似の重大な理由がある場合には、会社に対して招集通知の発送を許可しないことができる。
- (i) 会社は、本条 b 項の選択的減資が決議により承認された場合、決議成立後 21 日以内にその決議書の写しを登記官に提出するとともに、当該決議の成立及び減資の詳細に関する概要をミャンマー連邦において一般に流通している日刊紙に公告し

---

<sup>2</sup> ここでいう株主総会が、株式を償却されることになる株主に加えて株式を償却されない株主の出席も必要となるのかは不明です。

<sup>3</sup> 英語では、「meeting」となっていますが、文脈からすると株主総会 (general meeting) を指します。

なければならない。

会社は、そのような通知が日刊紙に掲載されてから 28 日が経過するまでは、減資をしてはならない。

(j) 登記官は、本条 f 項 g 項 h 項に定める職務の遂行に関連して、会社が支払不能となり、又は損失を被ったか否かにかかわらず会社、会社の株主その他の者に対して義務を負うものではない。

(k) 登記官は、j 項に基づきいかなる責任も負わないものとするが、当該項は、会社が本法第 428 条に従って登記官が本条の下で行った決定に対する不服申立てを行う権利を制限するものではない。

#### 117. 減資要件違反の効果

(a) 会社は、第 115 条及び第 116 条を遵守せずに、第 115 条に基づく減資をしてはならない。

(b) 第 115 条及び第 116 条のいずれかの条項に違反しても、減資又はそれに関連する契約又は取引の効力には影響しない。

118. 会社が第 117 条 a 項に違反した場合、会社は 500 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に違反を許した全ての取締役又は役員は、同じ罰金が科せられる。

119. 第 118 条に加えて、会社が減資に関連してその後に支払不能となった場合には、第 117 条 a 項に違反していることを認識しながら意図的に減資をし許した全ての取締役は、会社の債権者に対して、減資の金額の範囲内で責任を負う。各債権者に対する弁済期が到来した負債の額が会社の責任財産を超える場合には、債権者又は債権者を代理する清算人は、違反取締役に対して直接当該超過金額を請求できる。

#### 120. 株式の買戻し

(a) 会社は、以下の場合に自己株式を買い戻すことができる。

(i) 自己株式の買戻しの直後において、会社が、支払能力検査を充足すること

(ii) 自己株式の買戻しの内容が、株主に対して全体として公平かつ合理的であること

(iii) 自己株式の買戻しが、債権者に対する支払能力に重大な影響を及ぼさな

いこと、及び

- (iv) 本法第 121 条の定めにより株主に承認され、第 122 条に定める手続が履践されること。
- (b) 会社による自己株式の買い戻しは、平等買戻しによることも、選択的買戻しによることも可能である。
- (c) 平等買戻しは、以下の条件を満たすものである。
  - (i) 普通株式のみを対象とすること
  - (ii) 普通株主の全員に対して提案がなされてその保有普通株式数について同じ比率で行われること
  - (iii) 提案の対象となる者が当該提案を受けるための合理的な機会を与えられること
  - (iv) 買戻契約が提案の承諾の期限として特定された時期まで締結されないこと、及び
  - (v) 全ての提案が同一の条件であること。
- (d) 本条に基づく全ての買戻しは、本条 c 項の場合を除き、選択的買戻しとする。

#### 121. 株主による承認

- (a) 平等買戻しの合意は、株主総会の普通決議によって承認されるか、又はかかる承認を条件として行われなければならない。
- (b) 選択的買戻しの合意は、以下のいずれかの方法によって承認されるか、又はかかる承認を条件として行われなければならない。
  - (i) 株主総会で承認された特別決議。ただし、自己株式の買戻しの一部として対価の支払いを受ける予定の者及びその提携者は決議案に賛成の議決権を行使できない、又は
  - (ii) 株主総会における普通株主の全員の賛成による決議。
- (c) 会社は、上記の招集通知には、議決権行使にあたって判断に重大な影響がある事項で会社が認識している全ての情報の記述を含めなければならない、それらは第 120 条 a 項 i 号から iii 号までの要件が充足されている旨の確認を含む。
- (d) 株主総会の通知が株主に送付される前に、会社は登記官に対し、以下に掲げる事

項の写しを提出しなければならない。

- (i) 招集通知
- (ii) 買戻し提案の条件を記した文書、及び
- (iii) 招集通知等とあわせて株主に対して送付される自己株式の買戻しに関する全ての書類の写し。

また、会社は、ミャンマー連邦で一般的に流通している日刊紙において、自己株式の買戻しを承認するために株主総会を開催する予定である旨及び招集通知と関連書類は登記官に提出されている旨を公告しなければならない。

- (e) 登記官は、本条 e 項に定める書類を受領後 28 日以内に、株主に株主総会招集通知を送付するか否か決定しなければならない。登記官が招集通知の送付を許可した場合又は上記期間内に決定が発せられない場合、会社は、招集通知を送付ことができ、要望がある場合、総会による承認を条件として自己株式の買戻し契約を締結することができる。
- (f) 本条 e 項の判断にあたり、登記官は、会社に対し、株主又は債権者の保護のために合理的に必要と認められる場合には、d 項に従って提出した書類の明確化及び修正を命じることができる。
- (g) 登記官は、本条 e 項に定める期間中、合理的理由に基づいて本条 c 項に定める要件が充足されていないと判断した場合又は類似の重大な理由がある場合には、会社に対して自己株式の買戻し契約の締結を禁止し、招集通知の送付を許可しないことができる。
- (h) 会社は、本条 b 項の選択的買戻しが決議により承認された場合、決議成立後 21 日以内にその決議書の写しを登記官に提出するとともに、当該決議の成立及び買戻しの詳細に関する概要をミャンマー連邦において一般に流通している日刊紙に公告しなければならない。  
会社は、そのような通知が日刊紙に掲載されてから 28 日が経過するまでは、買戻しをしてはならない。
- (i) 登記官は、本条 e 項から g 項に定める職務の執行に関連して、会社が支払不能となり、又は損失を被ったか否かにかかわらず、会社、会社の株主その他の者に対して

義務を負うものではない。

- (j) 登記官は、本条 j 項に基づくいかなる責任も負わないものとするが、当該項は、会社が本法第 428 条に従って登記官が本条の下で行った決定に対する不服申立て<sup>4</sup>を行う権利を制限するものではない。

#### 122. 買戻しの提案に関連する事項

- (a) 会社は、自己株式の買戻しの提案には、提案を承諾するか否かの判断に重大な影響がある事項で会社が認識している全ての情報の記述を含めなければならない。
- (b) 会社が自己株式の買戻しに関する契約を締結した場合、当該株式に付随する全ての権利は、一時中断する。契約が解除された場合、中断が解かれる。
- (c) 会社は、自らが買い戻した株式を処分してはならない。本項に反する契約は、無効である。
- (d) 買い戻された自己株式について会社への譲渡が登記された直後に、当該株式は消却される。

#### 123. 買戻し要件違反の効果

- (a) 会社は、第 121 条及び第 122 条を遵守せずに、第 120 条に基づく自己株式の買戻しをしてはならない。
- (b) 第 121 条及び第 122 条のいずれかの条項に違反しても、買い戻された株式又はそれに関連する契約若しくは取引の効力には影響しない。

124. 会社が第 123 条 a 項に違反した場合、会社は、500 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に違反を許した全ての取締役又は役員は、同じ罰金が科せられる。

125. 第 124 条に加えて、会社が自己株式の買戻しに関連してその後に支払不能となった場合には、第 123 条 a 項に違反していることを認識しながら意図的に減資を許可した全ての取締役は、会社の債権者に対して、買戻しの対価の範囲内で、責任を負う。各債権者に対する弁済期が到来した負債の額が会社の責任財産を超える場合には、債

---

<sup>4</sup> 原文では、第 428 条に基づく権利は、登記官の決定に対する不服申立てに限定されることはないとなっている。しかし、第 428 条に基づく権利は、不服申立てをする権利のみである。

権者又は債権者を代理する清算人は、違反取締役に対して、直接当該超過金額を請求できる。

### 株主権の変更

#### 126. 種類株式の保有者の権利の変更

(a) 会社の定款に、特定の種類の株式に付随する権利(株式資本のない会社にあつてはある種類の社員が有する権利)を変更したり解除したりする規定がある場合、それらの権利は、かかる手続規定に従つてのみ変更又は解除される。手続の変更は、当該手続に従つてのみ変更できる。

(b) 会社の定款に、a 項に関する手続が定められていない場合、それらの権利は、会社の特別決議に加えて、以下の承認が得られる場合にのみ変更又は解除することができる。

(i) 以下の株主による総会における特別決議

(aa) 株式資本のある会社の場合、当該種類株式を保有する種類株主によるもの、又は

(bb) 株式資本のない会社の場合、権利を変更又は解除される種類社員によるもの

又は

(ii) 当該種類の株主の議決権の 75%以上による書面同意

(c) 会社は、変更又は解除が行われてから 7 日以内に、該当する種類株主に対して、当該変更又は解除に関して書面で通知しなければならない。

(d) 本条 e 項に基づいてなされた申立てに従い、関連する決議の成立又は関連する同意の受領から 21 日以内に、会社は、登記官に対し、所定の書式に従つて、本条に従つて行われた変更及びその結果生じる株式資本構成の変更を届出なければならない。

(e) 発行済株式のうち本条に従つて変更を受けた株式を 10%以上の保有している者であり、かつ、変更の決議において同意や賛成投票をしなかった者が、当該変更について反対を継続する場合、かかる者は、裁判所に対して、変更の取消を請求することができる。かかる申立てが行われた場合、裁判所が当該変更を承認するまでは、

当該変更の効力は発生しない。

- (f) 第 126 条の申立ては、同意がなされた日又は決議が成立した日から 21 日以内に行われなければならない。当該申立てを行うことができる株主を代理して、かかる株主が当該目的のために 1 名又は複数の株主を書面で選任して申し立てることもできる。
- (g) かかる申立を受けた裁判所は、申立人その他当該申立てに利害関係があるとして裁判所による審理を希望する旨を申し立て裁判所に出頭した者を聴取した後、当該事件を取り巻く全ての状況を踏まえ、当該変更が、申立人に代表される種類の株主に対して不当に権利を制限する可能性があると判断した場合には、当該変更を許可しないことができ、そのように判断されない場合には、変更を承認しなければならない。
- (h) かかる申立に対する裁判所の判断は、終局的判断である。
- (i) 会社は、登記官に対して、かかる申立に対してなされた決定書を受領した日から 21 日以内に、決定書の写しを送付しなければならない。
- (j) 会社の各役員は、本条に従った手続を履践し、関連する届出が行われるように合理的な手順を踏む義務を負う。
- (k) 本条の「変更」及び「変更された」という言葉には、「廃止」及び「廃止された」という意味が含まれる。

127. 会社が第 126 条 j 項に違反した場合、当該違反を認識しながら意図的に関与した全ての取締役又は役員は、100 万チャットの罰金が科せられる。

#### 資金援助

#### 128. 自己株式の購入にかかる会社による資金援助の禁止

- (a) 本条及び第 130 条に規定されている場合を除き、有限責任株式は、公開会社の子会社である非公開会社に該当しない限り、当該会社又は持ち株会社のいかなる者による株式取得やその予定を目的として又はそれらに関連して、直接又は間接に、資金援助を与えてならない。

ただし、金銭の貸付が、会社の通常の事業の一環である場合又は当該会社による通常の事業の範囲内である場合、金銭の貸付は、本条によって禁止されない。



(b) 本条の規定は、会社が株式の消却、減資、その他 15 章に定める株式資本に影響を及ぼす取引又は手続を実施する権利に影響を与えるものではない。

129. 会社が第 128 条に違反した場合、会社及び当該違反を認識しながら意図的に関与した全ての取締役又は役員は、250 万チャットの罰金が科せられる。

130. **資金援助が許容される場合**

(a) 会社は、以下の場合に限り、ある者が当該会社又はその持株会社の株式を取得する際に、資金援助を行うことができる。

(i) 取締役会が合理的理由を持って以下の決議を行った場合

(aa) 会社が資金援助を与えるべきである。

(bb) 資金援助の提供が会社の最善の利益となる。

(cc) 資金援助の提供が会社の株主に対して全体として公平かつ合理的である。

(dd) 資金援助の供与が会社から債権者に対する支払能力を重大に毀損しない。かつ、

(ee) 会社が資金援助の直後において支払能力検査を充足する。

又は

(ii) 資金援助が第 133 条に基づき株主に承認された場合

(b) 資金援助が a 項 i 号に従って取締役会により承認された後でも、その実行前に、資金援助の直後において a 項 i 号の要件を充足しないと取締役会が合理的理由をもって判断する場合には、かかる状況下で実行された資金援助は、承認を得られていないものとみなされる。

131. 会社が第 130 条に違反した場合、会社は 250 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に違反に関与した全ての取締役又は役員は、同じ罰金が科せられる。

132. 第 131 条に加えて、会社が資金援助に関連してその後に支払不能となった場合には、第 130 条 a 項に違反していることを認識しながら意図的に資金援助を承認した全ての取締役は、会社の債権者に対して、資金援助の金額の範囲内で、責任を負う。各債権者に対する弁済期が到来した負債の額が会社の責任財産を超える場合には、債権者

又は債権者を代理する清算人は、違反取締役に対して、直接当該超過金額を請求できる

### 133. 株主による承認

- (a) 会社による資金援助に関する株主の承認は、以下のいずれかの方法によってなされなければならない。
- (i) 株式を取得する者及びその提携者が、賛成の議決権行使をしない状態での、株主総会における特別決議、又は
  - (ii) 株主総会における、普通株主全員の同意で行われた決議
- (b) 会社が、第 130 条に従って株式の取得が行われた直後において、会社がミャンマー連邦で上場している公開会社の子会社である場合、資金援助は、当該会社の株主総会における特別決議による承認も得なければならない。
- (c) 株式取得の直後において、会社が以下の持株会社を有するに至った場合、
- (i) 本法に従って設立された非上場会社であり、かつ
  - (ii) 本法に従って設立された別の会社の子会社ではない会社。
- 資金援助は、持株会社となる株主総会の特別決議による承認をも得なければならない。
- a 項 b 項 c 項の株主総会を招集する会社は、招集通知にあわせて、決議においてどのように投票するかを決断に重要な情報で会社が了知している全ての情報の記述を含めなければならない。
- (d) 株主総会の招集通知が会社の株主に送付される前に、会社は以下の文書の写しを登記官に提出しなければならない。
- (i) 招集通知、及び
  - (ii) 資金援助に関する書類であって株主に対して送付される招集通知に添付されていたもの全て。
- (e) 会社は、資金援助を実施する 21 日以上前に、所定の書式に従って、本条に従って資金援助が承認された旨を記した書面を、登記官に対して通知しなければならない。
- (f) a 項 b 項 c 項の目的を達成するため特別決議がなされた場合、決議から 14 日以内に、当該会社、ミャンマーにおける上場会社又は持分会社は、登記官に対して当該

決議を通知しなければならない。

- (g) 会社の各取締役は、本条に従った手続を履践し、関連する届出が行われるように合理的な手順を踏む義務を負う。

134. 会社が第 133 条 g 項に違反した場合、会社及び当該違反を認識しながら意図的に違反に関与した全ての取締役又は役員は、250 万チャットの罰金が科せられる。

#### 135. 違反の効果

会社が第 128 条に違反して資金援助を行った場合でも、当該違反は、当該資金援助又はそれに関連する契約若しくは取引の効力には影響を及ぼさない。

### 自己株式の取得の禁止

#### 136. 直接取得

会社は、以下の場合を除き、自己株式を取得してはならない。

- (a) 本章に従った自己株式の買戻し、又は
- (b) 裁判所の命令。

#### 137. 株式への担保設定

会社は、会社が発行する株式又は会社を支配する持株会社の株式に対して、担保を設定してはならない。

#### 138. 子会社に対する株式の発行又は譲渡

子会社に対して行われた、会社による株式の発行又は自己株式の譲渡は、以下の場合を除いて、無効である。

- (a) 譲受人たる子会社が受託者として保有するのみであって、当該株式に関する受益権を有しない場合、又は
- (b) 持株会社が譲受人となっていく譲渡であって、譲受人たる子会社もその持分会社の子会社である場合。

#### 139. 免除

連邦大臣は、本条以外のあらゆる権限を制限することなく、第 136 条 a 項、第 137 条及び第 138 条によって禁止され又は無効にされた事項のいずれに関しても、かかる状況が適法かつ有効となる条件を定めることができる。

### 継続義務

#### 140. 引続き適用される他の義務

取締役は、株式資本に影響を与える取引又は事項に関連して、当該取引又は事項が本法又は会社定款によって認められていること、又は、それらが本法に従って株主の決議で承認されたことのみをもって、本法下で課される義務の全て、又は、その誠実義務から免れるものではない。

### 第4編

#### 運営及び管理、公募発行、抵当権の設定、会社の会計の維持

### 第16章

#### 事務所及び商号

#### 141. 会社事務所の登記

- (a) 会社は、その設立日から、全ての通信及び通知の宛先となる登記された事務所を特定しなければならない。
- (b) 会社は、設立申請の際に、登記された事務所の所在地の中に存在する建物において事業を遂行する必要はないが、その場合には、会社の登記された事務所としての当該建物の使用について、当該建物を占有する者から同意を取得し、かつ、その記録を保持しなければならない。その同意が取り消された場合、会社は新たに登記された事務所を特定しなければならない。登記官は、会社に対して、本条項に基づき要求される同意の証拠を提出するよう要求することができる。
- (c) 会社は、設立申請の際に、登記官に対して、登記された事務所の所在地を通知しなければならない。その後の変更の際には、変更日より前に、登記官に対して通知しなければならない。
- (d) 登記された事務所の所在地を年次報告書に記載することは、本条に基づいて課せられた義務を果たす行為とみなされない。
- (e) 登記官は、以下の場合には、居住取締役に対して、登記された事務所の所在地を、居住取締役の住所に変更することを予定している旨を通知することができる。
  - (i) 登記官が、登記された事務所にて、会社がもはや事業を続けていないと判断する場合、又は

(ii) 登記された事務所が、会社が事業を営んでいる建物ではなかった場合  
登記官が、当該建物を占有している者が会社による当該建物の登記された事務所としての使用について同意していなかった、又は当該同意を撤回したと判断した場合、若しくは当該建物を占有していた者がすでに当該建物を占有していないと判断した場合。

(f) 会社が、当該通知の発行日から 28 日以内に、登記官に対して、新しく登記する事務所の所在地を通知しなかった場合、登記官は、登記された事務所の住所を居住取締役の住所に変更することができる。

142. 会社が第 141 条を遵守しなかった場合、会社は、40 万チャットの罰金が科せられる。

#### 143. 有限責任会社による商号の公表

全ての有限責任会社は、

- (a) その商号を、登記された事務所及び営業を行う全ての事務所又は場所において、よく見える位置に、読みやすいミャンマー語又は英語の文字で、公衆の閲覧に供するように提示しなければならない。
- (b) その商号を、読みやすい文字で会社印(もしあれば)に刷り込まなければならない。
- (c) その商号を、読みやすいミャンマー語又は英語の文字で、以下の書面の全てに記載しなければならない。
  - (i) 会社により又は会社を代理して送付される書面による通信、及び
  - (ii) 会社により又は会社を代理して発行され又は署名され、会社の法的な義務を生じさせ又はその証拠となる書面

#### 144. 商号の非公表に対する罰則

- (a) 有限責任会社が、本法において規定されている方法により、商号の明示をしなかった場合、有限責任会社は、5 万チャットの罰金に処され、当該違反を認識しながら意図的に授権し又は許した全ての取締役又は役員は、同額の罰金が科せられる。
- (b) 有限責任会社の役員又はその代理人が、その商号が上記のように刻印されていない印鑑を使用し、若しくは使用を認め、又は第 143 条 c 項に規定されている通信若しくは文書に上記の方法でその商号を記載しない場合、5 万チャットの罰金に処する。さらに、会社の法的義務を証明又は作成する文書であれば、以下の場

合を除いて有限責任会社の役員又はその代理人が義務を履行しなかった場合、会社と同一の責任を個人として負うものとする。

- (i) 債務を負う者が、当該債務が会社によって負担されたと認識していたか、又は負うことができると、文書を発行し署名した者が証明した場合、又は
- (ii) 書類を発行し若しくは署名した者がその責任を負うことが公正又は公平でないと裁判所が認める場合

## 第 17 章

### 株主総会及び取締役会の手続き

#### 145. 取締役会

- (a) 定款に従い、
  - (i) 取締役会は、他の全ての取締役に必要な通知を発した取締役により招集できる。
  - (ii) 取締役会は、全ての取締役が同意した技術を利用した方法又は会社の定款に規定されている方法で招集又は開催できる。
  - (iii) 取締役会の定足数は、2 名の取締役又は定款に規定されているその他の人数とし、当該定足数は、取締役会の開催中は常時満たされなければならない。及び
  - (iv) 取締役会の決議は、決議に参加できる取締役が投じた議決権の過半数で決せられなければならない。
- (b) 取締役は、取締役会及び株主総会の議事を取り仕切る議長を選ばなければならない、議長が当該取締役会及び株主総会の全部又は一部を欠席した場合、代理の議長を選ぶことができる。
- (c) 定款に従い、議長は、取締役会においてキャスティング・ボートを有する。

#### 146. 年次総会

- (a) 本条に従い、年次総会は、会社の設立から 18 か月以内及び前回の年次総会の開催後 15 か月を超えない範囲で各暦年度毎に少なくとも 1 回開催されなければならない。
- (b) 年次総会の議事は、招集通知に記載がない場合でも、以下の事項を含むことができ、

又は、本法若しくは適用ある法により要求される場合には、以下の事項を含まなければならない。

- (i) 会社がこれらの報告を準備する必要がある場合には、年次財務報告、取締役会の報告及び監査役の報告
  - (ii) 取締役の選任
  - (iii) 会社が監査役を選任する必要がある場合には、監査役の選任
- (c) 議長は、株主に対し会社の運営についての質問又は評価を行う合理的な機会を与えなければならない。
- (d) 監査役は年次総会に出席しなければならない、議長は、株主に対し、会社の監査、監査報告及び帳簿について監査役に対して質問を行う合理的な機会を与えなければならない。
- (e) 本条は、以下の場合を除き、小規模会社には適用されない。
- (i) 本条の適用ある旨又は同様の要件を課す旨の定款の規定が存在する場合
  - (ii) 株主が、普通決議を承認することによって、本条の適用を決定した場合、又は
  - (iii) 登記官が、本条が適用される旨を決定した場合。

#### 147. 第 146 条の違反

第 146 条の規定に従わないで、年次総会が開催された場合、

- (a) 会社及び当該違反を認識しながら意図的に違反に関与した全ての取締役又は役員は、25 万チャットの罰金が科せられる。かつ
- (b) 裁判所は、会社の株主の申立てにより、会社の年次総会を招集するか又は招集の指示をすることができ、裁判所が適切であると判断した内容に従い、年次総会の実施に関する付随的な指示をすることができる。

#### 148. 創立総会

- (a) 公開会社及び株式資本を有する有限責任保証会社は、会社が設立された日から 28 日以上 6 か月以内の期間内に、会社の株主による創立総会を開催しなければならない。
- (b) 取締役会は、創立総会が開催される少なくとも 21 日前に、本条で要求されること

ろに従って証明された創立報告書を会社の全ての株主に回覧しなければならない。

(c) 創立報告書は、2名以上の会社の取締役、取締役会を代理することが認められている場合には取締役会の議長、又は会社に1名しか取締役が存在しない場合には1名の取締役により証明されなければならない、かつ、以下の事項を記載しなければならない。

(i) 現金を対価として割り当てられた株式と、全部又は一部が現金以外を対価として割り当てられた株式とを区別した上で、割り当てられた株式の総数、一部払込の株式がある場合は、払い込まれた額、及び前記いずれの場合にも株式割当の対価

(ii) 割り当てられた全ての株式について、会社が受領した現金の総額

(iii) 会社の領収書及び報告書の日付けから7日以内に行われた支払いの要約、株式、社債及びその他の原因に基づいて、どのような名目で会社が受領したのかが理解できる表題が付された会社の領収書の表示、手元に残されている残高に関する事項、株式の発行又は売却に支払われた手数料又は割引を分けて表示している、会社のための事前の支出又は見積もり

(iv) 会社の取締役、監査役、秘書役(もしあれば)の名称、住所、国籍並びに説明、及び設立日以降に生じた変更(もしあれば)

(v) 契約の詳細、及び承認のため創立総会に提出されるべき修正であって、その修正案又は修正の内容の詳細

(vi) (もしあれば)引受契約が履行された程度

(vii) (もしあれば)取締役による請求についての支払遅滞、及び

(viii) 取締役若しくは役員への株式の発行若しくは売却に関連して支払われた若しくは支払われる予定の手数料又は仲介手数料の詳細。

(d) 創立報告書は、会社が割り当てた株式、当該株式に関して受領された現金及び会社の受領及び支払に関してのみ、内容が正確である旨が、会社の監査役によって証明されなければならない。

(e) 取締役は、本条で要求される場所に従って証明された創立報告書の写しを会社の株主に送付した後、登記のために登記官に送付しなければならない。



- (f) 取締役は、会社の株主の氏名、詳細、国籍並びに住所及び各株主が保有している株式数が記載されたリストを、創立総会の開始までに、作成しなければならず、かつ創立総会の継続中、株主に対し、当該リストを公開し、閲覧可能な状態を維持しなければならない。
  - (g) 創立総会に出席する会社の株主は、事前通知が与えられたどうかにかかわらず、創立報告書に記載されている事項又は会社設立に関連する事項について、自由に議論することができるが、当該会社の定款又は本法の規定に従っていない通知に記載されている決議案を決議することはできない。
  - (h) 創立総会は、随時延期することができ、かつ、延期された当該創立総会において、通知が前の創立総会以前又は以後にされたかにかかわらず、定款又は本法に基づき通知された決議案を、承認することができる。延期された創立総会は、前の創立総会と同じ権限を有する。
  - (i) 創立報告書の提出又は創立総会の開催について違反があること根拠として、第 5 編に規定されている方法により会社を清算する目的で、申請書が裁判所に提出された場合、裁判所は、会社に対し清算を指示する代わりに、提出されるべき創立報告書又は創立総会として開催されるべき会議について指示を出し、又はその他裁判所が正当と考える指示を出すことができる。
149. 第 148 条の要件を遵守しなかった場合、当該違反を認識しながら意図的に関与し又は違反を許した全ての取締役又は役員は、25 万チャットの罰金が科せられる。

#### 150. 株主総会の種類

会社の株主総会は以下のように分類される。

- (a) 第 146 条に基づいて開催される年次総会
- (b) 第 148 条に従って開催される創立総会、又は
- (c) 特別総会(第 151 条 a 項を含む、本法に定める権利及び手続に従って招集されるその他の株主総会)。

#### 151. 株主総会の招集と開催

- (a) 会社の株主総会は、
  - (i) 適切な目的を持ち、合理的な日時及び場所で開催されなければならない。

- (ii) 少なくとも 2 名の株主、又は会社の定款により定められたより多数の株主が株主総会中常時出席している場合、定足数を満たす。
  - (iii) 会社の定款に従い、取締役会により選任された者により議事進行がなされる。ただし、当該選任された者が株主総会に欠席する場合、出席した株主が代表者を選任する。
  - (iv) 会社の定款に従い、株主総会に出席した株主の議決権の過半数による同意があるか、又は延期するよう議長への指示がある場合、延期しなければならない。
  - (v) 監査役が出席することができ、監査役は、株主総会の通知の全てを受領する権利及び当該監査役に関する株主総会の議題のあらゆる部分について聴取する権利を有する。
  - (vi) 随時、取締役会の議長により招集されることができる。
  - (vii) 定款に従い、定款に規定されている他の取締役その他の者によって招集されることができる。
  - (viii) b 項に従って株主が正当に要請した場合は、取締役によって招集されなければならない。
  - (ix) 株主総会において投票できる議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主によって、招集又は開催されることができる。ただし、当該株主は株主総会の招集及び開催に関する費用を支払わなければならない。取締役によって招集されるのと可能な限り同じ方法において、株主総会を招集しなければならない。及び
  - (x) その他の方法で招集することが現実的でない場合又はそうすることが正当で公平に資する場合には、裁判所の命令により招集することができる。裁判所は、取締役又は株主総会で議決権を有する株主の申立てに基づき招集命令を発することができ、裁判所は、裁判所が適切と考える内容で、株主総会の実施に関して付随的な指示を行うことができる。
- (b) 定款の規定にかかわらず、株式資本を有する会社の取締役会は、株主総会において投票できる議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主又は株主総会において議

- 決権を有する 100 名以上の株主が要請する場合、提案された議題が株主総会で適切に考慮され得るものである限り、株主総会を直ちに招集しなければならない。
- (c) 要請は、書面によってなされ、株主総会の目的及び提案されるべき決議を記載し、要請者によって署名され、会社の登記事務所に預託されなければならない。また、要請書には、複数の各要請者によって署名された同様の形式による複数の書類を含むことができる。
  - (d) 取締役が合理的な理由を持って、株主総会が b 項に基づき招集されるべきではないと決議した場合を除き、株主総会が招集されるように要請書が預託された日から 21 日以内に取締役が手続きを進行しない場合、要請者又は要請者の過半数の投票により、要請者自ら株主総会を招集することができる。しかし、いずれの場合においても、要請書の預託の日から 3 ヶ月以内に開催されなければならない。
  - (e) 本条に基づき要請者によって招集されるあらゆる株主総会は、取締役によって招集される株主総会とできる限り同じ方式で招集されなければならない。要請者がかかる目的のために会社に対して株主名簿<sup>5</sup>の写しを要求した場合には、会社は、要請者に対し当該名簿の写しを提供しなければならない。
  - (f) 取締役が正式に株主総会を招集しなかったことを理由に要請者が負う合理的な費用は、会社によって要請者に返済されなければならない。返済された金額は、会社の予算から支払われるか、又は支払期日が到来した際の取締役の役務に対するその他の報酬として会社から支払われる予定の金額となる。
  - (g) 株主総会において投票できる議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主又は株主総会において議決権を有する 100 名以上の株主は、会社に対し、株主総会において提案する決議案を通知することができる。
  - (h) g 項に基づくあらゆる通知は、書面でなければならない。かつ決議案を記載しなければならない。それは、提案した株主によって署名されなければならない。当該通知には、短い説明を添付することができる。
  - (i) g 項で言及されている決議案が株主総会に提出でき、かつ、決議案若しくはそれに添付されている説明文が過度に長くない、又は名誉毀損でない場合、会社は、

---

<sup>5</sup>通常「register」は登記簿と訳していますが、文脈上「株主名簿」と訳しています。

次回の株主総会の招集通知に、決議案及びそれに添付されている説明文を含めなければならない。ただし、次回の株主総会が決議案を受領してから2ヶ月以内に行われる場合に通知を送付する必要はない。通知が必要であることを条件に、受領後12ヶ月以内に株主総会が開催されなければならない。

- (j) 会社は、本法に基づいて通知及び投票を行うための要件を遵守することを条件とし、さらに、すべての株主が参加し、株主総会が適切に行われるように株主総会が開催されることを常に保証し、定款において、株主が利用できる技術を使用して呼び出される、又は開催される株主総会を定めることができる。

## 152. 株主総会及び議決権の通知に関する規定

(a) 以下の規定は、会社の株主総会の招集に関して効力を有する。

- (i) 株主総会は、21日以上若しくは会社の定款により定められた期日より前に書面による通知で招集され、又は、公開会社の場合は、28日以上前の書面による通知で招集される。ただし、特定の株主総会の通知を受ける権利を有する全ての株主が同意する場合には、それらの株主が妥当と考える、より短期間の通知及び方法で株主総会を招集することができる。

- (ii) 株主総会の書面による通知は、議決権を有する全ての株主、取締役及び監査役に宛ててなされなければならない。当該通知は、以下の方法に従ってなされることができる。

(aa) 個人的に手渡しする方法

(bb) 株主名簿に記録された株主の住所又はこの目的のために株主から通知されたその他の住所に対して郵送又はその他の直接配送する方法

(cc) この目的のために株主から通知されたファックス番号又は電子アドレスに電子的に連絡する方法、又は

(dd) その他定款に規定された方法

もつとも、通知がされなかった場合又は通知を受領しなかった場合であっても、いかなる株主も株主総会での手続きを無効とすることはできない。

- (iii) 株主総会の招集通知には、以下の事項を記載しなければならない。

(aa) 株主総会の場所及び日時

- (bb) 株主総会の議題の一般的な性質
  - (cc) 株主総会が年次総会、創立総会又は特別総会のいずれにあたるか
  - (dd) 必要となる説明的な資料を添えた、株主総会で提案される決議案であって、特別決議に該当するか、又は株主により提案された決議案であるかの記載を含む
  - (ee) 代理人又は会社の代表者の選任に関する情報及び指示であって、当該選定の通知が受領される期限となる時刻及び当該選定の通知の送付方法を含むもの、及び
  - (ff) 定款又は本法に従い要求されるその他の情報
- (iv) 会社の株主名簿に記載された株主は、同じ種類の他のすべての株主と等しい権利を有し、等しい責任を負う。
- (b) 定款に従い、以下に掲げる規定は、会社の株主総会における投票に関して効力を有する。
- (i) 会社の株主総会において、株式の種類に付随する権利又は制限に従い、
    - (aa) 挙手による場合、各株主が一個の議決権を有する
    - (bb) 投票による場合、各株主がその保有する株式一株につき一個の議決権を有する
    - (cc) 株式が共有の場合、氏名が記載<sup>6</sup>された株主のうち 1 名の株主のみが議決権を有する、及び
    - (dd) 議長がキャスティング・ボート<sup>6</sup>を有する
  - (ii) 議決権に対する異議申立ては、株主総会でのみ行うことができ、当該異議申立てに対する決定は、最終的には議長によってなされなければならない。
  - (iii) 株主総会で投票する決議は、投票が要求されない限り、挙手によって決定されなければならない。
  - (iv) 以下の者は、いかなる決議に関しても、投票を要求できる。
    - (aa) 議長

---

<sup>6</sup> ミャンマー語原文を調べても、株主名簿又は Myanmar Companies Online (以下、「MyCO」という。) に記載があるという意味かどうか不明です。

- (bb) 5名以上の株主、又は
  - (cc) 投票可能数の10%以上の議決権を有することとなる株主
  - (v) 投票は、挙手による議決が行われる前又は挙手による議決の結果が宣言される前若しくは宣言された直後に要求できる。
  - (vi) 投票は、議長の手配に従って実施される。
  - (vii) 議長は、挙手又は投票による議決が行われる前に、委任状を受領した旨及び当該委任状の投票方法を、株主総会において通知しなければならない。
  - 及び
  - (viii) 挙手による場合、議長の手配は、決議結果の最終的な証拠となる。ただし、挙手及び受領した委任状を反映していなければならない。
- (c) 裁判所は、自らによる申立て、又は会社の取締役若しくは当該株主総会で議決権を行使することができる株主の申請により、裁判所が適切と考える方法で株主総会を招集し、開催し、実施することを命令することができる。当該命令がなされた場合、裁判所は、目的に適合と考える付随的又は重要な指示を行うことができる。当該命令に従って招集、開催及び実施された株主総会は、適正に招集、開催及び実施された株主総会とみなす。

#### 153. 株主総会へ出席する法人代表者の選任

- (a) 他の会社の株主である会社は、取締役会決議により、当該会社の役員又はその他の者に対して、他の会社の株主総会において、代表者として議決権を行使する権限を与えることができる。権限を与えられた者は、当該会社が他の会社の株主総会で行使し得た権限と同じ権限を行使する権利を当該会社に代わって有する。
- (b) 会社は、a項に基づき、複数の者に対し授権を行うことができる。ただし、権限を行使することができるのは1名の代表者に限られる。
- (c) a項に基づき授権を受けた会社の代表者による株主総会への出席に関して、会社は、取締役決議により代表者が正式な授権を受けた証拠を見せるよう要求することができる。

#### 154. 株主総会への出席のための代理人選任

- (a) 株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、本条及び定款の規定に

- 従い、株主に代わって株主総会に出席し議決権を行使する代理人を選任することができる。
- (b) 代理人は株主である必要はなく、株主に代わって株主総会に出席し議決権を行使することに関して株主と同等の権利を行使することができる。
  - (c) 会社は、取締役会の決議により、株主が代理人を選任するための書式を定めることができる。これを定める場合には、すべての株主に対しその書式を送付しなければならない。会社は、代理人として行動する意思のある者の一覧を書式に含めることができる。
  - (d) c 項に基づき書式が定められているか否かにかかわらず、代理人を選任する株主が以下の情報を含む事項について署名した場合、代理人の選任は有効となる。
    - (i) 株主の氏名及び住所
    - (ii) 会社名
    - (iii) 代理人の氏名、及び
    - (iv) 代理人に授権を行う株主総会(すべての株主総会でもよい)。
  - (e) 有効な選任のために代理人を選任する文書は、関連する株主総会の開催の少なくとも48時間前までに会社に受領されなければならない。いかなる場合においても、この文書は、会社の登記されている事務所又は株主総会招集通知において会社が通知別の場所、住所又は番号に送付することができる。
  - (f) 会社が代理人を選任する株主から複数の文書を受け取った場合、最後に受領した文書のみが効力を有し、それ以前に受領した文書の効力は取り消される。
  - (g) 代理人を選任する文書は、代理人が決議にどのように議決権を行使するか又は代理人の裁量で議決権を行使することができるかを明記しなければならず、議決権行使方法が指定された場合、代理人はその方法で議決権を行使しなければならない。
  - (h) その株主が何らかの理由で決議に投票する権利がない場合、代理人は、株主に代わって議決権を行使することができない。

#### 155. 普通決議

法律又は定款の規定が特別決議又は特定の割合や特定の株主数で可決する旨明記

している場合を除き、法律又は定款に従い決議を行う場合には普通決議によるものとする。

#### 156. 会議に代えて行う書面決議

- (a) 取締役が1名のみの会社は取締役会を開催する必要はなく、代わりに決議内容を書面で記録し署名することにより、必要な決議を行うことができる。
- (b) 株主が1名のみの会社は、株主総会を行う必要はなく、代わりに決議内容を書面で記録し署名することにより、必要な決議を行うことができる。
- (c) 会社は、取締役会において投票権を有するすべての取締役が文書に記載された決議に賛成する旨の文言を含む文書に署名した場合、取締役会を開催することなく、取締役会決議を行うことができる。全ての取締役が当該文書の写しに各々署名した場合にも、決議は可決されたものとされる。
- (d) 非公開会社は株主総会において議決権を有するすべての株主が文書に記載された決議に賛成する旨の文言を含む文書に署名した場合、会社は株主総会を開催することなく、株主総会決議を行うことができる。全ての株主が当該文書の写しに各々署名した場合にも、決議は可決されたものとされる。
- (e) 本条 d 項に基づき株主総会決議を行う会社は、本法又は定款で定める全ての要件を満たさなければならない。
  - (i) 株主に対し、署名すべき文書とともに決議に関係する情報及び文書を通知すること。
  - (ii) 登記官に対し、決議があったとみなすために株主により署名された当該株主総会の招集通知の写しを提出すること。及び
  - (iii) 決議がなされたとみなすために株主総会の通知に付随する文書の写し又は本条 e 項 i 号記載の情報又は文書の写しを提出<sup>7</sup>すること。

#### 157. 株主総会、取締役会及び書面による決議の手続きに関する議事録

- (a) 会社は、株主総会、取締役会及び書面による決議に関する全ての議事録を作成し、帳簿の中に保管するものとする。関連する議事録又は決議の記録は、株主総会、取

---

<sup>7</sup> ミャンマー語原文にも、提出先は明記されていないが、文脈から登記官に対して提出するものと解される。



取締役会及び書面による決議の開催日又は書面による決議を行った日から 21 日以内に、議長又は他の権限を有する取締役が署名し帳簿に保管されなければならない。

- (b) 当該手続きが行われた会議の議長又はその次の会議の議長により署名された議事録又は書面決議の議事録は、手続きがとられたこと及び決議が行われたことの証拠となる。
- (c) 株主総会の議事録が作成された場合には、反対の事実が立証されない限り、当該株主総会は適法に招集及び開催され、議事録に記載された内容の議事がされ、取締役及び清算人の選任決議が有効にされたものとみなされる。
- (d) 会社は、株主総会の議事及び書面による決議を含む帳簿を、登記された事務所又は本法の規定に従い会社の登記が保管されるべき他の場所において、備え置かなければならない。当該帳簿は、会社の営業時間中(定款又は株主総会により毎日 2 時間以上閲覧することができるように定めた合理的な制限を設けることができる)は、株主が手数料なしで閲覧できるようにしなければならない。
- (e) 株主総会の開催日から 7 日経過した後は、株主は会社に対して取締役会の決定する合理的な手数料を支払うことで前項 d 項の議事録及び決議記録の謄写を請求することができ、会社は株主からの要求があった日から 7 日以内に議事録及び決議記録の写しを提供しなければならない。

158. 前条 d 項に基づく閲覧が拒否された場合又は前条 e 項に規定された期間内に同項の写しが株主に提出されない場合、会社及び当該違反につき悪意又は有過失の取締役又は他の役員は、違反ごとに 15 万チャットの罰金が科せられる。

159. 前条に定める拒否又は不履行がなされた場合、裁判所は、会社に対し、株主が請求した全ての株主総会及び書面による決議が含まれる帳簿を、直ちに閲覧させ又はその写しを当該株主に送付することを命ずることができる。

## 第 18 章

### 取締役の権限及び義務

#### 160. 取締役の権限

取締役の権限は、以下のとおりとする。

- (a) 会社の事業は、取締役会の指揮下で、取締役が 1 名のみの会社の場合はその取締役の指揮下で行われる。
- (b) 会社の事業運営をする上で、取締役会又は 1 名の取締役は、本法又は会社の定款に規定されている方法に基づいて株主により行使することが要求される権限に従い、会社の全ての権限を行使することができる。
- (c) 取締役会は、定款の規定に従って、取締役が行使できる全ての権限を代表取締役に付与することができる。
- (d) 定款の規定に従って、取締役会はその権限を以下の者に委任することができる。
  - (i) 取締役委員会
  - (ii) 取締役
  - (iii) 会社の従業員、又は
  - (iv) その他の者。
- (e) d 項に基づき権限の委任を受けた者は、取締役会の定める指示に従ってその権限を行使しなければならず、また、当該委任を受けた者による権限の行使は、取締役会が行使した場合と同じ効力を有する。
- (f) 取締役会が d 項に基づいて権限を委任する場合、取締役は、以下の事項を示さない限り、受任者による権限の行使について、取締役自身が権限を行使した場合と同様に責任を負う。
  - (i) 合理的根拠に基づいて、受任者が常に本法及び定款により会社の取締役に課せられた義務に従って権限を行使したこと、かつ
  - (ii) 合理的な根拠に基づいて、誠意を持って、調査の必要がある場合には受任者が委任された権限に関して信頼できかつ有能であるかを適切に調査したこと。

#### 161. 取締役による情報照会

- (a) 取締役は、必要に応じて会社の帳簿及び記録を検査することができる。
- (b) 取締役を辞めた者は、取締役を辞めてから 7 年以内に以下の法的手続のために会社の帳簿及び記録を閲覧及び謄写することができる。
  - (i) その者が当事者である法的手続を行う場合

- (ii) その者が訴訟を提起する場合、又は
- (iii) その者に対して訴訟が提起されると考える合理的理由のある場合。

#### 162. 取締役の権限に関する制限

公開会社若しくは公開会社の子会社の取締役又は非公開会社の定款で規定されている場合には非公開会社の取締役は、株主総会決議において同意を得ない限り、以下のことを行ってはならない。

- (a) 会社の事業の主要な部分を売却又は処分すること、又は
- (b) 取締役が支払うべき債務を負担すること。

#### 163. 投票権に関する制限

(a) 取締役が、取締役会で検討されている会社の業務に関して、重要な個人的な利害関係を有する場合、定款と本条の規定により、当該業務に関する検討が行われている間は、当該取締役は取締役会に出席してはならず、かつ、当該業務に関して決議に参加してはならない。

(b) 以下の場合には、定款の規定に従い、当該取締役は、重要な個人的な利害関係を有する事項が検討される取締役会への出席及び当該事項に関する議決権を行使することができる。

- (i) 第 172 条に基づき、当該取締役は、利害関係の性質及びその範囲並びに会社の業務との関係を説明し、他の取締役が、当該取締役及び利害関係の性質を特定し、当該取締役が取締役会に出席し議決権を行使することは不適切ではない旨を可決した場合
- (ii) 前号の規定する取締役会の決議と同じ効果を有する株主総会決議が可決された場合、又は
- (iii) 当該利害関係が第 172 条に基づき開示する必要のないものである場合。

(c) 定款の規定に従い、b 項の要件が満たされている場合

- (i) 取締役は、利害関係を有する事項について議決権を行使できる
- (ii) 利害関係を有する取引を進めることができる
- (iii) 取締役は、利害関係を有する取引から得た利益であっても、これを保持することができる、かつ

- (iv) 会社は、単に利害関係が存在することを理由に取引を避けることはできない。

### 取締役その他の役員の義務

#### 164. 義務

第 165 条乃至第 172 条は、取締役及び役員に課せられる主な義務を規定しているが、本法又は他の適用ある法に基づいて課される義務を制限するものではない。

#### 165. 注意と相当な配慮をもって行動すべき義務

- (a) 取締役又は役員は、以下の状況において分別のある人間が有するであろう程度の注意及び配慮により、権限を行使し、義務を果たさなければならない。
  - (i) 当該者が、当該会社を取り巻く状況の下で会社の取締役又は役員である状況、又は
  - (ii) 当該者が、取締役若しくは役員が務める職務を遂行しており、かつ当該会社内において取締役又は役員と同様の責任を負っている状況。
- (b) 会社の事業運営に関係する行動をとるか否かを判断する取締役又はその他の役員は、当該者の権限を行使し義務を果たす局面において、a 項の要件を充足したとみなされる。取締役又はその他の役員は、以下の場合には、同様<sup>8</sup>の法律上又は衡平法上の義務及び第 170 条の義務を果たしたものとみなされる。
  - (i) 当該者が、適切な目的のために誠実に当該判断を下す場合
  - (ii) 当該者が、当該判断の対象事項に関して、重要な個人的な利害関係を有さない場合
  - (iii) 当該者が、適切であると合理的に信ずる程度に、当該判断の対象事項について情報を収集した場合、かつ
  - (iv) 当該者が、当該判断は当該会社にとって最善の利益に資すると合理的に信ずる場合。

#### 166. 会社の最善の利益のために誠実に行動する義務

- (a) 取締役又は役員は第 166 条に従って、以下のように権限を行使し義務を果たさなければならない。

---

<sup>8</sup> 何と同様であるかは特定されていません。

- (i) 誠実かつ会社の最善の利益のため、かつ
  - (ii) 適切な目的のため。
- (b) 完全子会社である会社の取締役又は役員は、取締役又は役員としての権限を行使し又は義務を履行するにあたり、もし会社の定款において明示的にそうすることが許容されている場合には、それが会社の最善の利益に資するものではない場合であっても、自らが親会社の最善の利益に資すると信じる方法で行動することができる。
- (c) 完全子会社ではない子会社である会社の取締役又は役員は、取締役又は役員としての権限を行使し又は義務を履行するにあたり、もし当該会社の定款及び親会社を除く株主間の従前からの合意において明示的にそうすることが許容されている場合には、それが会社の最善の利益に資するものではない場合であっても、自らが親会社の最善の利益に資すると信じる方法で行動することができる。
- (d) 株主間でジョイントベンチャーを営んでいる会社の取締役又は役員は、ジョイントベンチャーの運営に関して取締役又は役員としての権限を行使し又は義務を履行するにあたり、当該会社の定款において明示的にそうすることが許容されている場合には、それが当該会社の最善の利益に資するものでない場合であっても、自らが株主の最善の利益に資すると信じる方法で行動することができる。
- (e) 取締役又は役員が、本条 a 項 i 号に規定されている義務に関して、その権限を行使し義務を果たすにあたり、以下の事項を考慮しなければならない。
- (i) 以下の事項を含む判断が、及ぼすであろう長期にわたる結果
    - (aa) 当該会社の従業員
    - (bb) 顧客及び調達先との間の会社の営業上の関係
    - (cc) 環境
    - (dd) 会社の評判、かつ
  - (ii) 当該会社の株主間との関係において、公平に行動する必要性。

#### 167. 地位の利用に関する義務

取締役若しくは役員は、以下の目的で、不適切にその地位を利用してはならない。

- (i) 自ら若しくは他の者を利するため、又は

(ii) 会社に損害を与えるため。

**168. 情報の利用に関する義務**

取締役又は役員は、以下の目的で、取締役又は役員として得た情報を不適切に利用してはならない。

(i) 自ら又は他の者を利するため、又は

(ii) 会社に損害を与えるため。

**169. 会社及び定款を遵守する義務**

取締役又は役員は、本法又は会社の定款に違反する方法で行動してはならず、また会社がそのような行為を行うことに合意してはならない。

**170. 無謀な取引を避ける義務**

取締役又は役員は、会社の債権者に対して、重大な損害の実質的な危険を作出するような方法で、当該会社の事業を営んではならず、営むことを許してはならず、また事業が営まれることに合意してはならない。

**171. 会社の義務に関する義務**

取締役又は役員は、会社の義務を履行するよう要求された場合、当該義務を履行することができるとの合理的な理由があるとその時点で信じるものでない限り、当該会社に義務を負わせることに合意してはならない。

**172. 一定の利害関係を開示する義務**

(a) 会社の取締役で当該会社の事業に関する議事に重要な個人的な利害関係を有する者は、以下の一定の場合を除いて、他の取締役に当該利害関係を通知しなければならない。

(i) 利害関係が

(aa) 取締役が会社の株主であることを理由に生ずるものであり、かつ、当該利害関係が会社の他の株主とも共通するものである場合

(bb) 会社の取締役としての報酬に関して生ずるものである場合

(cc) 会社が締結を提案しているものであり、かつ、会社の株主により承認されるものであって、当該株主により承認されなければ会社に義務を負わせることのない契約に関するものである場合

- (dd) 会社が受けた若しくは受ける予定である融資の全部若しくは一部に関して、取締役が、会社の保証人である、又は、補償若しくは担保を提供したことのみに理由を生ずるものである場合
  - (ee) 取締役が、前号所定の保証又は補償に関して、代位権を行使することのみを理由に生じるものである場合
  - (ff) 会社の役員として取締役に生ずる責任に対して、保険を付す又は付すであろう契約に関するものである場合(ただし、会社又は関連事業体が保険者でない契約に限る)
  - (gg) 本法第 181 条に基づいて認められた補償又は当該補償に関する契約について、会社又は関連事業体による支払いに関するものである場合、又は
  - (hh) 関連事業体との、関連事業体の利益のための又は関連事業体の代わりとして締結された契約又は締結が予定された契約に存するものであり、かつ、取締役が当該関連事業体の取締役であることのみを理由に生ずるものである場合
  - (ii) 取締役が、利害関係の性質、範囲及び会社の事業との関係について、既に本条に従い通知しており、かつ、当該通知が有効である場合、又は
  - (iii) 会社の取締役が 1 名のみであり、当該取締役及び当該取締役の関連当事者のみが会社の株主である場合。なお、当該会社が他に株主を有する場合、本項に基づき発することが求められる通知は当該他の株主にも発せられなければならない。
- (b) 利害関係の通知は、その時々により要請されるとおりに発することができ、また、ある事項について利害関係を有する会社の取締役は、他の取締役に対し利害関係の性質及び範囲について継続的な効力を有する通知を行うことができる。
- (c) 継続的な効力を有する通知は、通知が出された時点で、議事が会社の事業に関係するか否かにかかわらず、いつでも発することができる。ただし、新たな取締役が就任した場合、従前に発せられた継続的な効力を有する通知は、新たな取締役会において更新されなければならない。

- (d) 継続的な効力を有する通知は、利害関係の性質又は範囲が通知において開示されたものよりも重要な部分において増加した場合には、有効ではなくなる。
- (e) 本条に基づき発される通知は、以下を満たさなければならない。
- (i) 利害関係の性質及び範囲の詳細が記載されていること、かつ
  - (ii) 取締役会において伝えられ、かつ、議事録において記録されること。
- (f) 取締役による本条の義務の違反は、行為、取引、合意、証書、決議及びその他の事項の有効性に影響与えるものではない。
- (g) 本条は利益相反についてのその他の法律及び定款の規定に加えて適用される。

### 取締役の選任、報酬及び選任の中止

#### 173. 取締役の選任

- (a) 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、以下のように選任される。
- (i) 本法第2章に基づいてなされた会社設立申請において記載された者は、会社の最初の取締役となる。
  - (ii) その後、会社の取締役は株主総会における普通決議によって選任される。及び
  - (iii) 取締役に一時的欠員が生じた場合には、たとえその時点で取締役会が定足数を満たさない場合であっても、取締役会により補填される。この方法により選任された者は、選任後に開催される直近の株主総会において株主の承認を受けなければならない。当該株主総会は選任後6か月以内に招集されなければならない。
- (b) 公開会社の場合、定款又は他の適用ある法の規定に従い、各年次総会において、取締役の3分の1、又は、人数が3でない若しくは3の倍数でない場合には3分の1に最も近い人数の取締役が辞任しなければならない。辞任すべき取締役は最後に選任されてから最も長く取締役であった者であり、同じ日に選任された取締役が複数存在する場合には、議長が辞任すべき取締役を決定する。
- (c) 取締役を選任する株主総会決議は、1名の取締役についてのみ指名できる<sup>9</sup>。しか

---

<sup>9</sup> 反対からいえば、一個の株主総会決議によって、取締役を複数名選任することはできな



し、他の取締役を選任する別個の株主総会決議を、同じ株主総会において行うことはできる。

- (d) 取締役会は、適当な期間及び条件で取締役の中から 1 名以上の代表取締役を選任することができる。取締役ではなくなった者は代表取締役でもなくなる。
- (e) 他の取締役の承認により、取締役は、一定の期間、取締役の全て又は一部の権限を行使することのできる代理取締役として選任されることができ、代理取締役が権限を行使したときは、取締役による権限行使と同様の効力を有する。当該選任は、書面により行われなければならない、会社に提供されなければならない。当該選任は、選任した取締役によりいつでも取り消すことができる。
- (f) 非公開会社において、会社の唯一の取締役であり、かつ、会社の唯一の株主である取締役は、書面決議により他の取締役を選任することができる。
- (g) 会社の唯一の取締役かつ唯一の株主である者が死亡又は無能力者となった場合、その者の個人的な代理人又は受託者は、会社の取締役を選任することができる。
- (h) 取締役が存在せず又は必要な定足数を下回る数の取締役しか存在せず、かつ、本法又は定款の定めに従って取締役を選任することができない又は現実的でない場合、株主又は登記官は、裁判所に対し、1 名以上の取締役を選任するよう申請することができる。裁判所は選任が会社の最善の利益に資するものであると考える場合には裁判所が適切であると考えた条件のもとで選任を行うことができる。

#### 174. 取締役の解任

会社は、取締役を解任するために招集された株主総会における普通決議により、又は本法に従ってなされる書面決議により、取締役を解任することができる。

#### 175. 取締役の資格

- (a) 定款により一定の株式を保有することが求められている取締役で、これを保有していない者は、取締役に選任されてから 2 ヶ月以内又は定款により規定されたより短い期間内に株式を保有していなければならない。
- (b) 取締役として選任される者は 18 歳以上の自然人でなければならない。

---

い。例えば、3 名の取締役を選任する場合には、3 個の株主総会決議が必要ということである。

- (c) 取締役は、健全な精神状態でなければならない。
- (d) 本法又はその他適用ある法により、取締役として行動する資格を剥奪された期間中にある者は、取締役となることができない。
- (e) 復権していない破産者は、取締役となることができない。
- (f) 本条は、会社が定款において規定する追加的な取締役の資格を排除するものではない。ただし、定款に規定される資格は、本条に基づいて要求される資格と矛盾する限りで、無効とする。
- (g) 取締役の資格のいずれかが満たされていないにもかかわらず、取締役として選任された取締役は、本法又はその他適用ある法に基づく取締役の責任又は義務違反としての責任を負う。
- (h) 登記官は、通知により、独立取締役の資格、権利及び義務を規定することができる。

#### 176. 取締役の行為の有効性

取締役の選任後に選任手続きの瑕疵が発見された場合並びに本法及び定款に従い取締役としての資格を欠くことが判明した場合には、当該瑕疵にかかわらず、取締役の行為は有効とする。ただし、本条の規定は、取締役としての選任が有効であっても、無効であった行為を有効とみなすものではない。

#### 177. 取締役の職務の委任

定款に会社独自の規定があることに基づいて、又は他者と会社との間で締結された契約に基づいて、取締役として職務を他人に委任する場合、前記規定に基づいてなされた職務の委任は、前記規定に反するか否かにかかわらず、株主総会の特別決議によって承認されない限り、一切の効力を生じない。ただし、取締役としての権限を行使し、自身が権限行使を行えない間に取締役自身として行動する代理取締役を選任することは、本条の役職とはみなされない。

ただし、代理取締役は、代理取締役を選任した取締役が職務を行うことができる場合には、取締役として権限を行使することができない。

#### 178. 取締役の解任

- (a) 取締役は、以下の場合には、解任されなければならない。
  - (i) 第 175 条 a 項に規定された期間内に取締役の選任に必要となる株式保有

- 要件(あれば)を満たさず、又はその期間以降に満たさなくなった場合
- (ii) 管轄権を有する裁判所により健全な精神状態を有しないとされた場合
  - (iii) 破産宣告を受け又は支払不能となった場合
  - (iv) 取締役が保有する株式について残額の払込みの請求がなされた日から 6 か月以内に当該残額の払込みがなされなかった場合
  - (v) 取締役会からの休職なく又は代替者の選任なく 3 回の連続した取締役会又は 3 か月の期間内に行われた全ての取締役会のどちらか長い方に欠席した場合
  - (vi) 会社に書面で通知することにより取締役としての地位から辞任した場合
  - (vii) 死亡した場合
  - (viii) 本法又は定款に従い解職された場合、又は
  - (ix) 本法又は定款に規定された取締役の地位を有するために必要となる資格を有しなくなった場合。

- (b) 本条の規定は会社が定款において本条により特定されたものに加えて取締役の退任事由を規定することを妨げない。

#### 179. 秘書役

- (a) 秘書役は、取締役会の決議により選任される。
- (b) 秘書役は、18 歳以上の自然人でなければならない。
- (c) 秘書役は、健全な精神状態でなければならない。
- (d) 本法又はその他適用ある法により、取締役、役員又は秘書役として活動する資格を剥奪された期間中にある者は、秘書役となることができない。
- (e) 秘書役はその他定款に規定された資格要件を満たさなければならない。ただし、定款に規定された資格要件のうち本条に基づいて要求される資格と矛盾する資格は無効である。
- (f) 資格要件に関する欠落が事後に見つかった場合、又は本法又は会社の定款に基づいて適用される選任における資格要件を満たさなかった場合であっても秘書役の行為は有効であるものとみなされる。ただし、秘書役としての選任が有効であったとしても、無効である行為を有効とみなすものではない。

### 補償、保険、責任の免除の制限及び無限責任

#### 180. 取締役、役員及び監査役の責任の免除に関する規定の無効

本章に定める場合を除き、定款に定められているか、契約に定められているか否かにかかわらず、取締役若しくは役員又は(役員か否かにかかわらず)会社に監査役として選任されている者について、本法又はその他適用ある法の効果として負担する、会社との関係では有罪となりうる義務の懈怠、不履行若しくは違反又は背信的行為を原因とする会社への責任を免除する規定は全て無効である。

#### 181. 補償

(a) 本条の規定に従い、会社又は関連事業体は、直接又は間接に会社の取締役、役員又は監査役としての職務から生じる、以下の債務のいずれも補償することはできない。

- (i) 会社又は関連事業体に対して負担する債務、又は
- (ii) 会社又は関連事業体以外の者に対して負担する債務で、かつ、善意の行動から生じたものでない債務。

(b) もっとも、前項の規定は、以下を除いて、会社又は関連事業体が取締役、役員又は監査役として負担した債務に関する訴訟を防御するために生じた法的費用を補償することを禁止するものではない。

- (i) 前項に基づき補償することができない債務を負担していると判明した訴訟の防御又は抗弁において生じた費用
- (ii) 当該者が有罪であると判明した刑事訴訟の防御又は抗弁において生じた費用
- (iii) 裁判所において命令を発することに理由があるものと判明した裁判所の命令に基づき登記官又は清算人によって申し立てられた訴訟の防御又は抗弁において生じた費用、又は
- (iv) 裁判所が、裁判上の救済を棄却した裁判手続きに関して生じた費用。

(c) 前項の適用において、手続きは上訴に関する手続きも含む。

#### 182. 保険

- (a) 会社若しくは関連事業体は、取締役、役員若しくは監査役又はそれらの者の任にあった者に関して、以下の事由により生じた、訴訟手続に関する費用以外の法的責任を補償する保険の保険料を、直接又は間接に、支払い又は支払うことに同意してはならない。
  - (i) 会社に対する義務を意図的に懈怠する行動、又は
  - (ii) 第 167 条又は第 168 条への違反。
- (b) 前項の規定は、他のあらゆる適用ある法に従い、会社又は関連事業体が、取締役、役員若しくは監査役又はそれらの任にあった者に関して、前項各号記載の事由に基づく債務以外の債務を補償する保険の保険料を、直接又は間接に、支払い又は支払うことに同意することを禁止するものではない。

#### 183. 有限責任会社の無限責任取締役

本法及びその他の適用ある法の規定する制限にかかわらず、本法の施行前に設立された有限責任会社において、会社の定款に定められている場合は、取締役又は本法の施行以前に任命された取締役の責任を無制限とすることができる。

### 取締役役員その他の提携者の利益供与及び取引

#### 184. 退任時の利益供与

- (a) 第 186 条に基づく利益の供与に関して株主による承認がなされない限り、会社は、当該会社又は関連事業体の役員からの退任に関して、当該者に利益を供与することができない。
- (b) 前項の規定は、法律の求めるところに基づき従うこと、又は役員の雇用契約若しくは会社との同様の契約に関して又は同様の契約に基づき善意で支払うことが必要とされる利益の支払を制限するものではない。

#### 185. 事業又は資産の移転に関する利益供与

会社は、当該会社若しくは関連事業体の役員若しくは元役員又は役員若しくは元役員の配偶者、親族若しくは提携者に対して、当該会社又は関連事業体の事業又は資産の全部又は一部の譲渡に関する利益を供与してはならない。

#### 186. 株主による利益供与の承認

- (a) 会社、究極的持株会社(もしあれば)及び他の関連事業体の株主総会において承認された場合、第 184 条又は第 185 条に規定される利益の供与を行うことができる。
- (b) 第 a 項に基づいて開催される株主総会の招集通知には、当該利益の詳細及び議決権行使の基礎となる全ての重要な情報が記載されなければならない。
- (c) 第 184 条又は第 185 条にて言及されている役員若しくは元役員又は利益の供与を受ける者は、他者の代理人として議決権を行使する場合を除いては、利益の供与に関する決議において議決権を行使することができない。

187. 取締役の報酬及び取締役又は関連当事者に対する利益

- (a) 会社の取締役会は、定款、本法及びその他の適用ある法の規定に従い、以下の事項を承認することができる。
  - (i) 取締役としての職務のため又はその権能に関して、取締役又は取締役の関連当事者に対する会社からの報酬の支払い又はその他利益の供与
  - (ii) 地位の喪失に関して、取締役又は元取締役に対する会社からの支払い
  - (iii) 取締役又は関連当事者に対する会社からの貸付
  - (iv) 取締役又は関連当事者に生じた負債に関する会社による保証の提供
  - (v) 本項 i 号から iv 号に規定される事項を行う契約の締結、又は本法において規定されていない何らかの経済的利益の取締役若しくは関連当事者に対する供与、及び
  - (vi) 取締役会が以下の事項を認めるか否か
    - (aa) 当該行為が会社の最善の利益に資すること
    - (bb) 当該行為が、当該状況の下において合理的であること、及び
    - (cc) 支払、利益、貸付、保証又は契約が会社の観点から関係者取引よりも悪くない条件において実施されていること。
- (b) 取締役会は、支払いの実施、利益の供与、貸付の実施、保証の提供、又は契約の締結の承認後直ちに、当該利益等の内容について、第 189 条に基づき会社にて保持される利害関係簿に記載しなければならない。
- (c) 本条 a 項に従って承認された契約に従い、取締役又は提携者に対し報酬の支払い又はその他の利益の供与を行う場合には、別個の本項の承認は必要でない。

- (d) 本条 a 項に基づき、支払い、利益、貸付、保証又は契約に関する決議に賛成した取締役は、自己の意見として、支払いの実施、利益の供与、貸付の実施、保証の提供又は契約の締結が会社の最善の利益となるものであることが、当該状況下において合理的であること及び関連条件が当該会社にとって関係者取引よりも悪い条件ではないこと並びに当該意見に関する根拠を記載した証明書に署名しなければならない。
  - (e) 本条 a 項の規定に従い、支払、他の利益の供与又は保証の提供がされた場合において、以下の場合には、支払、利益供与、保証の提供を行った取締役若しくは元取締役又は関連当事者は、個人として支払額、利益の金銭的換算額又は保証に基づく会社の支払額について会社に対して債務を負担する。ただし、当該時点において支払、利益又は保証が、会社にとって公正であったことを当該者が証明した場合にはこの限りでない。
    - (i) 本条 a 項及び b 項の規定が遵守されなかった場合、又は
    - (ii) 前項の証明書記載の意見に関して合理的な根拠が存在しない場合。
  - (f) 本条 a 項に従い貸付けがなされた場合において、以下の場合には、貸付の実施に関する契約の規定にかかわらず、取締役又は関連当事者から会社に対する返済期限が直ちに到来する。ただし、当該貸付が当該時点において会社にとって公正であったと当該者が証明した場合にはこの限りでない。
    - (i) 本条 a 項及び b 項の規定が遵守されなかった場合、又は
    - (ii) 前項の証明書記載の意見に関して合理的な根拠が存在しない場合。
  - (g) 取締役会は次の年次総会において、支払、利益、貸付、保証又は契約の詳細が株主に開示されるようにしなければならない。
188. **取締役の報酬、取締役又は関連当事者へのその他の利益の供与に関する株主の承認**
- (a) 取締役又は関連当事者に対する前条 a 項所定の支払、利益、貸付、保証又は契約が本条に従い株主総会において承認された場合には、取締役会は定款、本法の適用ある規定、及びその他適用ある法の規定に従い、取締役又は関連当事者に対する前条 a 項所定の支払、利益、貸付、保証又は契約を承認することができる。

- (b) 関連する株主総会の招集通知の交付前において、会社は以下の各書類を登記官に対し提出しなければならない。
- (i) 決議案が記載された株主総会の招集通知案
  - (ii) 当該決議案の議決に関する判断に重要な会社が認識している情報(利益等を受ける取締役又は関連当事者の詳細、及び支払、利益、貸付、保証又は契約の記載を含む)を記載した説明書案、及び
  - (iii) 株主総会の招集通知に添付することが予定される、決議案に関連する他の書類。
- (c) 書類の提出を受けた登記官は、28 日間のうちに会社が当該招集通知を株主に発送することができるか否かを判断する。登記官が当該招集通知の発送が可能であると判断した場合又は当該期間において判断がなされなかった場合には、会社は当該証書通知を発送することができる。
- (d) 登記官は前項の規定に従い判断を行うに際して、株主の権利保護のために合理的に必要であると考えられる場合には、会社に対し、本条 b 項に基づき提出された書類の内容の釈明または変更を求めることができる。
- (e) 登記官は、合理的な理由に基づき本条 b 項 ii 号に定める要件を具備しないと判断した場合、又はそれに類する重大な理由があると判断した場合には、招集通知の発送を行ってはならないと判断することができる。
- (f) 当該取締役又は関連当事者は株主総会において決議に参加することができない。ただし、当該者が他の者の指示を受けて議決権行使を行う代理人として決議に参加する場合はこの限りでない。
- (g) 会社は、本条 a 項に基づく決議の日から 14 日以内に決議の写しを登記官に対して提出しなければならない。

### 取締役等の情報

#### 189. 取締役及び秘書役の登記簿

- (a) 会社は、登記された事務所又は登記簿が保管されている他の場所において、取締役、代替取締役及び秘書役にかかる登記簿を保管しなければならない。当該登記簿には、以下の各事項が記載されなければならない。



- (i) 各取締役、代替取締役又は秘書役のその時点での氏名、元の氏名(もしあれば)、個人の誕生日、個人の住所、個人の国籍、その他の国籍(もしあれば)、個人の職業(もしあれば)、及び個人が他に取締役を兼任している場合には、当該兼任の状況
  - (ii) 第 172 条に基づき取締役によって開示された利害関係、及び
  - (iii) 第 172 条に基づき取締役に対して提供された利益。
- (b) 取締役、代替取締役及び秘書役は、会社に対して、本条 a 項に基づき作成される登記簿に記載される情報を提供しなければならない。
- (c) 会社は、登記官に対して、第 97 条に基づく年次報告の届出義務の一環として、所定の書式により、本条 a 項の登記簿記載の情報を含む報告を送付しなければならない。会社は、登記官に対して、取締役、代替取締役若しくは秘書役に関する変更、又は登記簿に記載されている事項の変更について、当該変更の日から 28 日以内に所定の書式により通知しなければならない。
- (d) 本条に基づき保管すべき登記簿は、営業時間中(会社が定款又は株主総会により課された合理的な制限に従う。ただし、毎日 2 時間以上は閲覧に供されなければならない)、会社の全ての株主に対して無償で、その他の者に対しては会社が決定する合理的な金額を閲覧ごとに請求することによって閲覧に供されなければならない。
- (e) 本条に基づく閲覧が拒否された場合、拒否された者から申立てが行われ、かつ、会社への通知がなされた場合には、裁判所は、登記簿を直ちに閲覧に供するよう会社に対し命令を発することができる。

## 本章の規定への違反

### 190. 本章の規定に違反した場合の効果

- (a) 本章に規定される義務を履行しなかった取締役又はその他の当事者は、1,000 万チャットの罰金が科せられる。
- (b) a 項にかかわらず、各取締役又は本章の規定が適用されるその他の者で、義務の不履行につき、認識しながら故意に行った者は
- (i) 当該義務違反に不正に関わった取締役又は規定が適用されるその他の者

に対しては、この法律の規定に従って裁判所が決定する追加的罰則が科され、かつ

(ii) 登記官の申立てにより、裁判所が定める期間、会社の取締役又は役員としての資格を失う。

(c) 第 193 条及び第 200 条の規定を含め、本条の規定は、取締役の他の義務本条の適用される規定に従い他の者が負う義務、又は会社の負う義務を制限せず、本法又は他の適用ある法の規定に従いそれらの者に対してなされるいかなる法的措置も制限しない。

#### 191. 情報又は助言に対する信頼

(a) 取締役が、本章に定める義務又は同等の一般法理上の義務に違反したか否かを決定する訴訟において、情報又は専門家の助言に対する取締役又は役員の信頼の合理性が問題とされた場合には、取締役又は役員による当該情報又は助言に対する信頼は、以下の条件を具備する場合、合理的なものとみなされる。

(i) 情報又は助言が以下のいずれかの者によって提供されたこと

(aa) 取締役が合理的な根拠に基づき関連事項につき信頼に足り、適任であると信じた会社の従業員

(bb) 取締役が合理的な根拠に基づき、関連事項につき専門家のその専門性の範囲内であると信じた場合における、当該専門家

(cc) 関連事項につきある取締役又は役員の授権の範囲内の場合における、当該取締役又は役員、又は

(dd) 関連事項につき取締役会の委員会の授権の範囲内の場合で当該取締役が当該委員会に属していない場合における当該委員会。

(ii) 取締役の会社への理解、並びに会社の構成及び運営の複雑性を考慮した上で、当該信頼が善意かつ当該情報又は助言の第三者による評価の実施後に築かれたものであること

(b) 前項の規定による推定は、反証されうるものであり、訴訟を提起した者によって誤りであると証明されうるものである。

## 第 19 章

### 株主の権利及び救済方法

#### 不当な行為の場合の株主その他の者による訴え

##### 192. 不当な行為

会社によって又は会社の代わりに、現になされた又は予定された作為又は不作為、株主又はある種類株式の株主による決議又は決議案が、以下に該当する場合、裁判所は、第 193 条に基づいて命令を発することができる。

(a) 全ての株主の利益に反する場合、又は

(b) 1 名又は複数の株主に対して、圧迫、不当又は差別的である場合

本章の適用において、遺言又は法律の効果として株式を承継した者は株主であるとみなす。

##### 193. 裁判所の発することのできる命令

(a) 裁判所は、会社に関して適切であると判断した場合には、以下の命令を本条に基づき発することができる。

(i) 会社の清算

(ii) 会社の既存の定款の変更又は廃止

(iii) 将来における会社業務の運営の規制

(iv) 株主又は遺言若しくは法律の効果として株式を承継した者による株式の購入

(v) 株式資本の適切な減資を伴う株式の買取

(vi) 訴訟の提起、起訴、防御又は会社による訴訟の取り下げ

(vii) 株主又は遺言若しくは法律の効果として株式を承継した者に対して、会社の名で会社を代表して、訴訟の提起、起訴、防御、又は取り下げる権限の授権

(viii) 会社資産の一部又は全部を受領する者の選定

(ix) ある者が特定の行為に従事すること又は特定の行為を行うことの抑制

(x) ある者に対して、特定の行為を行うことの要請、又は

(xi) 損害賠償。

- (b) 本条に基づき会社の清算に関する命令が発せられた場合、清算に関する本法及び他の法令の規定又は改正条項が適用される。
- (c) 本条に基づく命令により、会社定款の変更又は廃止が行われた場合、当該変更又は廃止が命令の規定と矛盾するときは、会社は当該命令の規定と矛盾する変更又は廃止を行う第 17 条に基づく権限を有しない。ただし、命令によって認められた場合、又は裁判所から許可を取得した場合はこの限りでない。

#### 194. 申立てを行う者

以下のいずれかに該当する者は、会社に関して第 193 条 a 項に基づく命令の申立てを行うことができる。

- (a) 以下の者の作為又は不作為に関する申立をする場合であっても、会社のあらゆる株主
  - (i) 株主としての地位以外の地位を有する者としての当該株主、又は
  - (ii) 株主としての地位を有する者としての他の株主
- (b) 選択的減資のために、株主名簿から削除された者
- (c) 申立てが、株主でなくなった状況に関する場合には、株主でなくなった者
- (d) 遺言又は法律の効果として株式を承継した者、又は
- (e) 登記官が実施している又は実施した会社業務又は会社業務に関する事項に対する調査を考慮し、登記官が適切と考えた者。

#### 195. 命令の登記官への提出

第 193 条 a 項に基づき命令が発された場合、申立人は、当該命令の発せられた後 21 日以内に、登記官に対して当該命令の写しを提出しなければならない。

### 代表訴訟

#### 196. 会社を代表した法的手続きの提起又は訴訟参加

- (a) 次条に基づく許可により認められた行為をする場合には、以下のいずれかに該当する者は、会社を代表して訴えを提起し、又は会社が当事者となる訴訟において、会社を代表して、当該訴訟上又は当該訴訟の特定の過程を遂行する責任を負担す

ることを目的として訴訟に参加することができる。

(i) 当該会社又は関連事業体の株主、元株主、又は株主として登記される権利を有する者、又は

(ii) 当該会社の取締役、役員、又は元役員。

(b) 会社を代表して提起される訴訟は、会社の名において提起されなければならない。

(c) 会社を代表して訴訟を提起し、又は訴訟に参加する一般法上の権利は無効とする。

#### 197. 許可の申立て及び付与

(a) 前条 a 項 i 号記載の者は、訴訟を提起し、又は参加するための許可に関して裁判所に申立てを行うことができる。

(b) 裁判所は、以下の事項を全て充足する場合には申立てを認めなければならない。

(i) 会社自らが訴訟を提起しない若しくは当該訴訟の全部又は一部につき適切に責任を果たさないことが確実である場合。

(ii) 申立人が善意であること

(iii) 申立人に許可が付与されることが会社の最善の利益に資すること

(iv) 申立人が訴訟の提起のために許可を申立てている場合、審理されるべき深刻な問題が存在すること、及び

(v) 以下のいずれかの場合であること

(aa) 申立ての少なくとも 14 日前において許可の申立てに関する意思及び申立ての理由について、申立人が会社に対して書面により通知を行った場合、又は

(bb) 前記 aa を充足しない場合であっても、許可の付与が適切な場合

(c) 以下の各事項に該当した場合、許可を付与することは会社の最善の利益に合致しないとの反証可能な推定がなされる。

(i) 当該訴訟が

(aa) 当該会社によって第三者に対して提起された場合、又は

(bb) 第三者によって当該会社に対して提起された場合、及び

(ii) 会社が以下のいずれかの事項を決定した場合

(aa) 当該訴訟を提起しないこと

- (bb) 当該訴訟につき防御を行わないこと、又は
- (cc) 当該訴訟について取下げ、和解又は示談を行うこと、及び
- (iii) 前号の決定に参加した全ての取締役が、以下の全ての事項を満たす場合
  - (aa) 適切な目的のために善意にて行動したこと
  - (bb) 当該決定に重大な個人的利害関係を有していなかったこと
  - (cc) 取締役が合理的に適切であると信じた限度で、決定の主な事項について取締役会に報告を行ったこと、及び
  - (dd) 当該決定が会社の最善の利益に資するものであると合理的に信じていたこと。
- (d) 取締役の、前項 ii 号の決定が会社の最善の利益に資するものであるとの信頼は、当該信頼が当該取締役の有する地位にある合理的な者であれば有しなかったであろう信頼でない限り、当該信頼は理性的なものとする。
- (e) 本条 c 項 ii 号の適用において
  - (i) 当該会社の関連当事者でない者は、第三者とする、かつ
  - (ii) 会社による又は会社に対する訴訟には、会社による又は会社に対して行われた訴訟において出された判決に対する上訴を含む。

#### 198. 訴訟脱退又は訴訟参加により代わる者

- (a) 以下のいずれかに該当する者は、第 197 条に基づいて許可を得た者と代わる旨の命令を発するよう裁判所に申し立てなければならない。
  - (i) 当該会社又は関連事業体の株主、元株主、又は株主として登記される権利を有する者、又は
  - (ii) 当該会社の取締役、元取締役、役員又は元役員。
- (b) 以下の事項を全て充足する場合、裁判所は前項の命令を行わなければならない。
  - (i) 申立人が善意であること、及び
  - (ii) あらゆる状況において、前項の命令を発することが適切であること。
- (c) 本条 a 項の命令は以下の効力を有する。
  - (i) 代替された者のために許可が付与されていたものとみなす、及び
  - (ii) 他の者が訴訟を提起し、又は訴訟に参加していた場合、代替者は、当該訴

訟を提起していた、又は参加していたものと取り扱う。

#### 199. 株主による追認の効果

(a) 株主が、行為を追認又は承認をした場合、当該追認又は承認は以下の効力を有する。

(i) 第 197 条に基づく許可が付与された訴訟を提起し、若しくは訴訟に参加すること、又は、同条に基づく許可を申し立てることを妨げるものではない。  
及び

(ii) 第 197 条に基づく許可をもって提起又は参加された訴訟が、被告の勝訴として判決がなされるべき、又は同条に基づく許可の申立てが却下されるべきとの効力を有するものではない。

(b) 裁判所は、株主が追認又は承認した場合、第 97 条に基づく許可を取得して提起又は参加された訴訟において、又は同条に基づく許可の申立てに関して発する命令又は判決(損害賠償に関するものを含む)を決定する際に当該追認又は承認を考慮することができる。この場合、以下の事項を考慮しなければならない。

(i) 当該行動を追認又は承認することを決定するに際して、株主が当該行動について、どの程度情報の開示がなされていたか、及び

(ii) 当該行動を追認又は承認をした株主が適切な目的に基づきこれを行ったか

#### 200. 裁判所の一般的な権限

(a) 裁判所は、許可を得て提起された又は参加された訴訟又は許可の申立てに関して、裁判所が適切と考える命令及び指示を発することができ、当該命令及び指示には以下のものが含まれる。

(i) 中間命令

(ii) 調停の要求を含む訴訟行為に関する指示

(iii) 会社又は役員に対して作為又は不作為を求める命令、及び

(iv) 以下の事項に関する調査及び報告を裁判所に対して行うための第三者を選任する命令

(aa) 会社の財務

(bb) 請求原因、訴訟の主題を形成する事実又は状況、又は

- (cc) 訴訟の当事者又は許可を付与された者に生じた訴訟上の費用。
- (b) a 項 iv 号に基づき裁判所によって選任された者は、会社に対して合理的な通知を送付することで、選任に関連するあらゆる目的のために会社の記録簿を閲覧する権利を有する。
- (c) 裁判所が本条 a 項 iv 号に規定する者を選任した場合、
  - (i) 裁判所は、選任されたものに関する報酬及び費用を負担する者を規定する命令を発しなければならない
  - (ii) 裁判所はいつでも命令を変更することができる
  - (iii) 命令又は変更された命令に基づき債務を負担する者は、以下のとおりである
    - (aa) 訴訟又は申立ての当事者の全員又は一部、及び
    - (bb) 会社、及び
  - (iv) 命令又は変更された命令が 2 名以上の者に対して債務を負担させるものである場合、当該命令は、当該各負担者の債務の性質及び範囲を決定することができる。
- (d) 前項の規定は、裁判所の費用に関する権限に影響を与えるものではない。

#### 201. 費用に関する命令を発する裁判所の権限

裁判所は、いつでも、第 197 条に基づく許可を得て提起された若しくは参加された訴訟又は同条に基づく許可の申立てに関して、以下の者に対し、かかる費用について適当な命令を発することができる。

- (a) 許可を申立てた又は許可された者
- (b) 会社、及び
- (c) 訴訟又は申立てにおけるその他の当事者。

## 第 20 章

### 公開会社による株式募集に関する事項

#### 目論見書

#### 202. 本章の規定への遵守



- (a) 第 b 項の場合を除いて、本章の規定は、公開会社及び株式その他の有価証券の公募について適用される。これら規定は、本法のその他の規定又はその他適用ある法の規定を妨げず、その他適用ある法の適用を受ける。
- (b) 公開会社以外の会社は、株式その他の有価証券の公募又は公募を意図した割当若しくは割当の約束を行ってはならない。

### 203. 会社の目論見書の提出

- (a) 会社及び設立予定の会社により若しくは会社を代理して発行される目論見書は日付入りでなければならず、別途発行日として証明された場合を除き、当該目論見書に記載の日付が目論見書の発行日付であるとみなされる。
- (b) 取締役若しくは取締役となろうとする者又は書面により授権されたそれらの者の代理人が署名した目論見書の写しは、登記官に対し、発行日又は発行日以前に提出されなければならない。当該目論見書は、写しが登記官に登記のため提出されるまで、発行されてはならない。
- (c) 登記官は、日付の記載がない、又は本条の要件に従った署名がなされていない目論見書を登記してはならない。
- (d) 目論見書は、その表紙に、その写しが本条の要件に従い登記のために提出されている旨を記載しなければならない。

204. 前条に従った写しの提出が行われずに目論見書が発行された場合、当該会社及び悪意の目論見書発行当事者は、1,000 万チャットの罰金が科される。

### 205. 目論見書に特定して記載されなければならない事実

- (a) 会社若しくは会社の代表者、会社の設立に関与する者又はその代理人により発行された目論見書は、以下の事項を記載しなければならない。
  - (i) 定款の内容、当初株主の氏名、役職、国籍、住所並びに引受株式数、設立者の保有株式数、取締役並びに役員保有株式数、もしあれば劣後株数、会社の資産並びに利益に対し利害を有する者の当該利害の性質並びに範囲、発行日を固定して又は固定しないで発行される予定の償還可能優先株式数、通知の必要期間及び提案されている償還方法
  - (ii) 取締役の資格要件として一定の株式保有を定めた場合の当該株式数、取

取締役の報酬に関する定款の規定

- (iii) 取締役又は取締役になろうとする者の氏名、役職、国籍、住所、並びに役員  
の選任方法及び報酬の支払いに関する定款又は契約の規定
- (iv) 取締役が配当を行うことができる拠出予定株式の最低額、各株式に適用  
される配当金、2回目以降の株式の募集の場合、過去2年以内に行われ  
た割当に関する株式数及び募集額、実際に割り当てられた株式数及び割  
り当てられた株式に支払われた金額
- (v) 過去2年以内に、金銭又はその他の対価によって、全部又は一部の払込み  
により、発行された又は発行されることが合意されている株式並びに社  
債の総数、一部の払込みの場合には払込まれた金額、及び全部並びに一部  
払込みについての対価の種類
- (vi) 株式及び社債、その他有価証券が引き受けられる場合には、引受人の氏名  
及び引受人が引受義務を果たすのに十分であることに関する取締役の意  
見
- (vii) 目論見書による公募に応じて、全部又は一部の株式の対価として、会社が  
買った又は買い受ける予定の財産の売主の氏名及び住所、売主に支払わ  
れるべき金銭、株式、社債又はその他の有価証券の総額、及び複数の売主  
が存在し、又は会社が復買受人に当たる場合においては、会社が各売主に  
対して支払うべき総額  
ただし、売主又は売主のいずれかが会社である場合、会社の株主は個別の  
売主とは扱われない
- (viii) 目論見書発行日から2年以内に前号記載の財産が売却された場合には各  
売買契約の買主の支払った金額、当該財産が事業である場合には当該事  
業から得られる目論見書の発行前直近各3年間の利益、当該事業を3年未  
満の期間所有している場合には各年度の利益。目論見書の発行前90日  
以内に作成された当該事業の貸借対照表を目論見書に添付しなければならない
- (ix) 前述の財産の購入の対価として、支払った又は支払うべき現金、株式、社

債又はその他の有価証券、及びのれんの取引があるのであれば、のれんに  
対して支払われるべき対価

- (x) 株式、社債又はその他の有価証券の引受、引受合意、取得並びに取得合意  
に関して、直近2年以内に支払った又は支払う予定の手数料、及び発行株  
式に関しての割引額

ただし、下引受業者に支払われる手数料を記載する必要はない

- (xi) 創業費の額又は見積額
- (xii) 発起人に対し、直近2年以内に支払われた又は支払うことが予定された金  
額、及び当該支払いの検討
- (xiii) 目論見書発行に先立つ2年以内に締結された本条 vii 号に適用される資  
産の取得に関連する契約を含む全ての重要契約の締結日、時間、当事者、  
及び当該重要契約を検閲することができるが、この規定は通常事項又は  
目論見書の発行日前の直近2年を含む契約書に関し会社により締結され  
た又は締結を意図される契約書には適用されない
- (xiv) 会社が監査役を設置している場合、監査役の氏名及び住所
- (xv) 会社の設立又は会社が取得する予定の財産に対して各取締役が有する利  
害関係の性質及び範囲の完全な詳細事項又は取締役が企業のパートナー  
であることを理由に利害関係を有する場合における、当該企業の利害関  
係の性質及び範囲の詳細、取締役となるよう誘引するため又は就任資格  
を付与するため、その他会社の発起又は設立に関して取締役又は企業が  
提供する役務に対して、現金、株式その他の手段により取締役又は企業へ  
支払われたか、又は支払うことを合意した全額に関する説明資料と併せ  
て
- (xvi) 会社が種類株式発行会社の場合、発行済種類株式それぞれについての株  
主総会で行使できる議決権及び資本金及び配当に関する権利、及び
- (xvii) 会社の定款において、株主に対して株主総会に参加し、議論し、議決権を  
行使する権利若しくは株式を譲渡する権利を制限する場合、又は取締役  
に対して会社経営に關与する権利を制限する場合には、当該制限の内容

と程度。

- (b) 目論見書の発行前に事業を行なっている会社により発行された目論見書は、前項の所定の事項に加えて、以下の報告書を目論見書に添付して発行しなければならない。
- (i) 子会社を含む会社の利益に関する、目論見書発行前の直近 3 事業年度分の損益計算書及び各発行済種類株式の直近 3 事業年度分における配当(あれば)の割合、配当を行った種類株式の種類及び配当の財源、配当が行われなかった場合の詳細に係る監査済報告書、目論見書の発行 3 か月前に終わる 3 事業年度内において会計計算がなされなかった場合にはその事実の報告書、及び
  - (ii) 株式及び社債その他の有価証券の払込金の全部又は一部が何らかの事業の購入に直接又は間接に充てられる場合には、第 279 条の証明書を有し、目論見書に氏名が記載される会計士により作成される直近 3 事業年度分の事業から生じた利益に関する報告書。
- (c) その他の適用ある法の規定に従い、本条 a 項 viii 号の書面及び会社又は事業に関する前項の報告書には、当該期間中の取引と関係のない所得又は利益を除き、また非経常的な性質の利益又は所得を除くが、税金又は剰余金の支払のような利益に充当された金額を含む、取引結果及びそれに付随する手数料及び費用を明確に記載しなければならない。
- (d) 第 215 条 b 項に規定されている資本金以外の財源から適正な額が支払われるべき場合、その支払われる金額の詳細及びその財源を明記しなければならない。
- (e) 本条規定の目論見書が新聞公告として掲載する場合、定款の内容、当初株主、及び当初株主の保有株式数を公告に記載する必要はない。
- (f) 本条は、会社の既存株主又は社債保有者が、他人のために放棄する権利を有するかどうかにかかわらず、株式、社債又はその他の有価証券を購入するよう求める回状又は通知には適用されない。
- (g) 事業を開始した日から 1 年経過後に目論見書が発行された場合、予備費の金額又は見積額について本条の要件は適用されない。

ただし、予備費の金額又は見積額についての要件は、非公開会社から変更された会社に関して提出された目論見書に適用されるものとする。

- (h) 本条のいかなる条項も、本条を除き一般法又は本法に基づいて発生する可能性のある責任を制限又は縮小するものではない。

#### 206. 賃貸される財産についての第 205 条の適用

会社の所有する財産が賃貸される場合、前条の「売主」には賃貸人が、「売買代金」には賃料が、「下買受人」には転借人が含まれる。

#### 207. 放棄又は通知に関する一定の条件の無効

- (a) 公募された株式、社債又はその他の有価証券の引受けにおいて、契約、書類又は目論見書に具体的に記載されていない規定のうち、申込人に対し第 205 条の要件の遵守を放棄させ、又は拘束する効果を有する条件は無効とする。

- (b) 第 205 条の要件を満たす目論見書とともに発行されない限り、株式、社債その他の有価証券に関する申込書の発行は違法となる。ただし、本項の規定は以下のいずれかの場合には適用されない。

- (i) 株式又は社債に関する引受契約の締結に向けた個人への真正な勧誘に関する場合、又は

- (ii) 公募が行われていない株式、社債又はその他の有価証券に関するものである場合。

208. 第 207 条 b 項の規定に違反した者は、1,000 万チャットの罰金が科せられる。

#### 209. 第 205 条の不履行

目論見書が第 205 条の要件を満たさずに発行された場合、そのような目論見書を発行した悪意ある者は、1,000 万チャットの罰金が科せられる。

210. 第 205 条の要件への不履行又は違反の場合、目論見書に関する責任を持つ取締役又はその他の者は、以下のいずれかの事項を証明した場合には責任を免れる。

- (a) 開示されていない事項に関する取締役又はその他の者の非認識。
- (b) 軽過失により生じる期間及び条件での、取締役又はその他の者による不履行又は違反。又は
- (c) 不履行及び違反について、裁判所により重大でない又は検討後の事件の全状況

において免除すべきとの見解がでた場合、当該事項に関する措置は免除される。  
ただし、第 205 条 a 項 xvi 号規定の要件の不履行又は違反した場合、当該取締役又はその他の者は、自らが開示されていない事項に関する知識を有していたことを証明した場合に限り、不履行又は違反に関する責任を免れる。

#### 211. 目論見書を発行しない会社の義務

(a) 会社の設立に際し、目論見書を発行しない会社は目論見書に代わる書類であって、当該書類に記載された取締役、推薦された取締役又は書面で授権を受けた代理人が署名する連邦大臣の定める様式及び記載事項による書類を株式、社債その他の有価証券の最初の割当までに登記官へ提出しない限り、株式、社債その他の有価証券の割当を行なってはならない。

(b) 本条の規定は、本法のいかなる他の条項に制限なく適用される。

#### 212. 会社の目論見書とみなされる売却目的の株式、社債その他の有価証券の募集に関する書類

(a) 本章の規定が適用される会社が株式、社債その他の有価証券の全部又は一部を一般公衆に販売募集することを目的として、当該会社の株式、社債その他の有価証券を割り当て又は割り当てることを同意する場合、一般公衆への販売募集を行うための書面は、会社が発行した目論見書であるとみなされる。目論見書の内容及び責任の内容に関する全ての法律及び規則は、目論見書に関する限り、当該株式又は社債が引受けのために一般に公開されたかのように適用され、また、当該株式又は社債に関する引受けを受ける者が引受人であるかのように適用され、もつとも、文書に誤った記載がなされた場合には当該記載に関する限りにおいて、引受人に不利益を被らせない。

(b) 以下のいずれかの事項が記載されている場合には、本法の目的のため、反対の事実が証明されない限り、株式、社債その他の有価証券の割当又は割当の同意が一般公衆に対する販売募集を目的としたものであるのことの証拠となる。

(i) 割当後の 6 ヶ月以内に株式又は社債その他の有価証券若しくはそれらのいずれかの公募が行われたこと、又は

(ii) 割当が行われた日に、株式、社債その他の有価証券に関して当該会社が受

領する対価全体が受け取られていなかったこと。

(c) 第 209 条及び第 210 条の規定は、会社の取締役として目論見書に氏名が記載されているにもかかわらず、募集を行う者に適用される。さらに、第 205 条の規定は、目論見書に記載される本条の事項に加えて以下の事項を記載する必要がある場合として適用される。

(i) 募集に関する株式、社債その他の有価証券に関して会社が受領した又は受領する対価の総額、及び

(ii) 当該株式、社債その他の有価証券に基づく契約が行われる又は割り当てられる場所及び時間を検査することができる。

(d) 本条に関する募集を行う者が会社又は団体である場合、前記書面が会社の代わりに又は団体若しくはパートナー半数以上の代わりとして全ての取締役によって署名されることで十分であり、また、取締役又はパートナーは、書面により授権した代理人によって署名することができる。

#### 213. 目論見書又は目論見書に代わる書面に言及のある契約の変更の制限

会社は、いかなる場合であっても、株主総会における許可を得た場合を除き、目論見書又は目論見書に代わる書面に言及のある契約を変更することはできない。

#### 214. 目論見書の記載に関する責任

(a) 目論見書が、会社の株式、社債その他の有価証券の引受ける者を勧誘する場合、目論見書の発行時の全取締役、取締役により権限を与えられている者、目論見書に記載のある全取締役、直ちに若しくは一定の期間後に取締役になることに同意した者として記載されている者、会社の発起人、及び目論見書の発行権限を有する者は、誤解を招く又は不実の目論見書の記載若しくは目論見書とともに発行される報告書又は覚書によって被った全損失及び損害について、目論見書を信じた上で株式又は社債その他の有価証券を引き受けた全ての者に補償を支払う責任を負う。ただし、以下のいずれかの事項が証明された場合はこの限りでない。

(i) 誤解を招く又は不実の記載が、専門家の権限に基づいて作成されたものでない又はその記載を信じる合理的な理由を持つ正式な公開文書、株式、社債その他の有価証券の割当の時までの行い、場合によっては声明が公

正に事実を表している若しくは事実と信じることができる。

- (ii) 誤解を招く又は不実の記載が、専門家の報告書又は評価書の写し若しくは引用であると主張しているか若しくは内容に含まれている場合、声明を公平に表しているか、又は、報告書若しくは評価書から正確かつ公平に写し又は引用を行っていた。ただし、取締役、取締役とされている者、発起人又は目論見書の発行を認められた者は、文書、報告書又は評価書を作成した者が作成権限を有すると信じた合理的な理由を有していないことが証明された場合、前述の賠償責任を負う。又は
  - (iii) 誤解を招く又は不実の記載が、公の者により作成された文書、又は公式文書の写し又は引用であると主張される場合、当該文書は、正確に声明の公正な記載、当該文書の写し又は引用を行う。又は
  - (iv) 目論見書の発行前に同意を撤回した会社の取締役となることに同意した者、及び権限又は同意なしに発行した者。
  - (v) 会社の目論見書が、自身の認識又は同意なく発行され、当該目論見書の発行を知ってから直ちに自身の認識又は同意なく発行された旨の合理的な通知を公衆に行うこと。又は
  - (vi) 目論見書の発行後、当該目論見書に従い割当がなされる前に誤解を招く又は不実の記載が含まれていることに気づいた際直ちに同意を撤回し、その事実及び撤回した合理的な理由を公衆に対して通知すること。
- (b) 旧法の施行時に存在する会社が株式、社債その他の有価証券を発行した場合、株式、社債その他の有価証券の引き受けにより追加資本を取得する目的で目論見書が発行した場合、取締役は目論見書の発行の承認又は採択又は批准をしない限り、目論見書のいかなる記載に関しても責任を負わない。
- (c) 目論見書に会社の取締役として名前が記載されている者、若しくは取締役になることに同意した者、取締役になることに同意しなかった者、若しくは目論見書の発行前に同意を撤回した者、発行に承認若しくは同意しなかった者、目論見書の発行を認識若しくは合意しなかった者以外の会社取締役、発行する権限を有するその他の者は、目論見書に名前が挿入されたために責任を負うこととなる損害、費用及



び経費、若しくはそれに関し彼に対して提起された訴訟又は訴訟手続において自身を守るために支払う費用を賠償する義務を負う。

- (d) 取締役であること、取締役として記載されていること、取締役になることに同意したこと、又は目論見書の発行を承認したことを理由に、本条に基づいて支払義務を負う者は、当該者が詐欺的虚偽表示について有罪とされない限り、別々に訴えられれば、責任を負うであろう別の者から支払った金銭を回復することができる。

## 割当

### 215. 割当に関する制限

- (a) 割当は目論見書に記載されている額が取締役の意見に基づく最低金額でない限り、引き受けに関し公募された会社の株式資本を割り当ててはならず、第 b 項に定められた事項又は連邦大臣が規定するその他の額に関し提供される総額又は額を提供するため、株式資本の発行を調達しなければならない。また連邦大臣により別途規定される額の最低 5% 又は他の割合で、会社は現金で受け取る又は支払われることとなる。
- (b) 最小株式資本額に関する以下事項は、取締役会により定められなければならない。
- (i) 発行の収益の一部若しくは全てを控除するため、購入された又は購入予定のあらゆる資産の購入価額
  - (ii) 会社により支払い可能な予備費及び会社株式についての引受対価として支払い可能な手数料
  - (iii) 上記事項に関して会社が借り入れた金銭の返済金、及び
  - (iv) 運転資金
- (c) 目論見書に記載される金額として本条 a 項に記載されている金額は、もっぱら現金以外で支払われる金額からのみ計算され、本法では最低引受額と見なされる。
- (d) 株式の申込人から受け取った全ての金銭は、本条 f 項の規定に従って返還されるまで、又は第 218 条に基づき事業を開始するための証明書が取得されるまで、指定銀行に預けられ、保管されなければならない。
- (e) 各株式の申込に対し支払うべき金額は、株式金額の 5% を下回ってはならない。

(f) 目論見書を最初に発行した日から 180 日経過後に、上記の条件が満たされていない場合、株式の申込人から受領した全金銭は金利無しに返済されなければならない、当該金銭が目論見書の発行から 190 日経過後も返済されない場合、当該会社の取締役は 190 日目の満了日から所定の金利でその金銭を返済する責任を連帯して負う。

ただし、取締役は、金銭の損失が管理不足又は怠慢によるものではないことを自らの責任において証明した場合には、当該取締役は責任を負わない。

(g) 申込人に本条の要件の遵守を放棄させるため、株式の申込を要求又は拘束する条件は無効とする。

(h) 第 e 項を除く本条の規定は、公募された株式の最初の割当以後の株式の割当には適用されない。

216. 前条 d 項の規定に違反した場合、違反行為について責任を負う各発起人、取締役及びその他の者は 100 万チャットの罰金が科せられる。

#### 217. 無効となる割当

(a) 第 215 条の規定に反する申込に対し、会社によってなされた割当は、会社の創立総会開催後 28 日以内に申込人の申出がなされた場合には無効とすることができる。また、会社が清算中である場合も同様に取り扱う。ただし、会社が創立総会を開催する必要がない場合及び創立総会の開催後に割当がなされる場合には、割当から 28 日以内に申込人からの申出がなされた場合には無効とすることができる。

(b) 取締役が、割当に関する第 215 条のいずれかの規定に故意に違反し又は違反することを許可した場合、当該取締役は、会社及び割当先に対し、会社及び割当先が被った損失、損害又は費用を補填する義務を負う。ただし、補填手続きは割当日から起算して 2 年以内に開始されなければならない。

#### 218. 事業開始に関する制限

(a) 本章の規定が適用される会社は、以下の場合を除き、事業を開始したり借入権限を行使してはならない。

(i) 全額現金での払込みを条件とする株式について、最低引受額を下回らない金額が割り当てられている。

- (ii) 会社の取締役が引受け又は引受契約を締結した株式で、公募引受けの申込み及び割当の際に払込義務を負担する割合と同じ割合を現金で払込義務を負う株式及び公募引き受けを勧誘する目論見書を発行しない会社の場合現金によって払込義務を負う株式に関して当該取締役全員が会社に対して払込を行っていること。
  - (iii) 所定の書式に基づき秘書役又は取締役のうちの 1 名により正式に検証された宣誓書を登記官に提出し、上記条件を遵守すること。及び
  - (iv) 株式の公募引き受けを勧誘する会社の目論見書を発行していない会社の場合、当該会社が目論見書に代わる書面を登記官に提出すること。
- (b) 登記官は、本条の規定に従って正当に検証された宣誓書が提出された場合には、会社が事業を開始する資格があることを証明し、その証明書は会社が当該権利を有するという決定的な証拠となる。ただし、株式の公募引受けを勧誘する目論見書を発行していない会社の場合、登記官は、目論見書の代わりとなる会社によって作成された文書が提出されていない限り、当該証明書を発行してはならない。
- (c) 本条のいかなる規定も、株式、社債その他の有価証券の募集又は割当若しくは、社債その他の有価証券の申込時に支払うべき金銭の受領が同時であることを妨げるものではない。
219. 前条の規定に違反して会社が事業を開始又は借入権限を行使した場合、違反の責任を負う全ての者は、他の債務を害することなく、100 万チャットの罰金が科される。

## 手数料と割引

### 220. 手数料の支払権限、手数料及び割引等の支払いを禁止する権限

- (a) 本章の規定に従い株式の公募を行う会社が、引受けが絶対的なものであるか条件的なものに関わらず、当該株式の引受け若しくは引受合意又はそれらの媒介若しくは媒介の合意の対価として会社がそれらに関係する第三者に手数料を支払うことは、手数料の支払いが定款で授權されており、支払われた又は支払いを合意した手数料が当該授權された金額又は割合を超過しない場合であって、以下に

規定される金額及び割合を遵守して行われるものである場合に限り適法となる。

- (i) 公募引受の株式の場合、目論見書の開示、又は
  - (ii) 公募引受ではない株式の場合、登記官が署名し保管する目論見書に代えて開示される声明、また、目論見書でない回覧又は通知が発行される株式の引き受けを勧誘する場合、当該回覧又は通知の開示。
- (b) 前項及び次条に規定される場合を除き、会社は絶対的若しくは条件付きにかかわらず株式の引受若しくは引受合意したこと、又はそれらの媒介若しくは媒介の合意を考慮して、直接的又は間接的に手数料、割引、手当を支払い、株式又は資本金を充当してはならず、会社の株式について、会社が取得した資産の購入金額を追加することにより株式又は金銭が適用されるかどうか、会社のために実行される業務の約定価格、又は名目上の購入金額又は約定価格、それ以外から支払われる金銭を充当してはならない。

#### 221. 制限されない適法な支払

第 220 条は、支払いが第 220 条に基づき会社から直接なされるかぎり、金銭の受領権限を有する売主、発起人又はその他の者で会社から金銭又は株式による支払いを受けた者に対しての会社からの支払権限に影響を与えず、また、手数料としての金銭又は株式による支払いについて、適用されるとみなされる。

#### 222. 手数料及び割引の貸借対照表への記載

会社が、株式又は支払った総額に関する手数料として支払った金額がある場合、又は金額が償却されていない場合、支払総額が償却されるまで会社の貸借対照表に記載しなければならない。

### 第 21 章

#### ミャンマー連邦外で設立された会社による株式の募集

#### 223. 株式の売却及び売却の勧誘に関する制限

- (a) 以下の行為を行った者は違法とされる。
  - (i) 以下の要件を全て充足する場合を除き、ミャンマー連邦外で設立された又は設立予定の会社、かつ、ミャンマー連邦内で事業場所を設立している会社の株式、社債その他の有価証券の公募をミャンマー連邦内で行うこと、及び

株式、社債その他の有価証券の引き受け又は売却の募集を行う目論見書をミャンマー連邦内で発行、回覧、若しくは配布すること。

(aa) ミャンマー連邦内で会社の目論見書の募集又は発行、配布を行う前に、経営機関の決議により承認された会社の最低 2 人の取締役によって認証された目論見書の写しを登記官に対して登記のために送付すること。

(bb) 目論見書の表紙に、その写しが登記官に送付済みである旨の記載がなされていること。

(cc) 目論見書に日付けが記載されていること。及び

(dd) 目論見書が本章の規定及びその他の適切な法律に準拠していること。

(ii) 本章及び他の適切な法律に準拠する目論見書をもって様式が発行されない限り、当該会社又は意図される会社の株式、社債その他の有価証券に関する申込の様式をミャンマー連邦内で人物に発行すること。ただし、株式、社債その他の有価証券に関する引受契約の締結にかかる引受契約の締結にかかる真正な勧誘とともに発行された場合にはこの限りでない。

(b) 本条の規定は、株式、社債その他の有価証券の申込人が第三者のために放棄する権利を有するか否かにかかわらず、会社の株式、社債その他の有価証券に関する既存の株主及び社債権者への目論見書又は申込書には適用されない。ただし、前述のように会社の設立時若しくは設立に関して発行されたかどうかにかかわらず、本条は目論見書又は申込書に対して適用される。

(c) 企業が本法における意味での会社であり、ミャンマー連邦外で設立された企業の株式、社債その他の有価証券が書面により一般に売却される場合で、当該書面が第 212 条に基づき会社が発行する目論見書であるとみなされる場合、当該書面は本条において、会社が発行した目論見書であるとみなされるものとする。

(d) 業務を行う者が本人であるか代理人であるかにかかわらず、通常の業務又は通常の業務の一部として株社債その他の有価証券の売買を行う者に対して行う株式、社債その他の有価証券の引き受け又は売却の提案は、本条の目的においては公募とみなされない。

(e) 第 223 条乃至第 227 条までの規定において、「目論見書」「株式」「社債」「有価証券」は本法下での会社設立において用いられる意義と同一の意義を有する。

224. 株式、社債その他の有価証券の公募、目論見書の発行、回覧若しくは配布又は申込用紙の発行に関して、前条の規定に違反した者は、1,000 万チャットの罰金が科される。

#### 225. 目論見書に関する詳細

(a) 第 223 条 a 項 i 号 bb 及び同号 cc の規定に加えて本章の規定に従い、目論見書は、

(i) 以下の事項を記載しなければならない。

(aa) 会社の目的

(bb) 会社の定款を構成又は定義付ける法的文書

(cc) 会社の設立が有効であることの根拠となる法規又はその効力を有する規定

(dd) 上記法的文書、法規、規定又はそれらの写し及びそれらが外国語で記載されている場合には、所定の方法で認証されたミャンマー語又は英語での写しの認証を検査することができるミャンマー連邦内における住所

(ee) 会社が設立された日及び国、及び

(ff) ミャンマー連邦内において事業所を設置した会社、本法に基づき海外法人として登記されている場合、ミャンマー連邦内における主要事務所の住所。

(ii) 本条の規定に従い、第 205 条 b 項所定の事項を記載した同条の報告書を発行しなければならない。ただし、会社の定款は、第 205 条に定められた会社の定款としてみなす。

(b) 株式、社債又はその他の有価証券の申込人に対し本章の要件遵守を放棄させ又は拘束する効果を有する条件は無効とし、又目論見書に具体的に記載がなされていない契約、書面の通知のうち、申込人に影響を及ぼすものは無効とする。

(c) 本章の要件への不履行又は違反した場合、取締役又は目論見書の記載に責任を負うその他の者は、以下の条件を証明した場合、不履行又は違反を理由とする責任を負わない。

- (i) 開示されていない事項に関して、取締役又はその他の者が当該事項を認識しておらず、適用されていない場合
- (ii) 取締役又はその他の者は、不履行又は違反が軽過失から生じたものであることを証明した場合
- (iii) 裁判所が、当該不履行又は違反は重大な問題ではない又は事件の全ての状況を考慮して免除されるべきとの見解を示した場合。ただし、第 205 条 a 項 xvi 号に定められた事項に関する不履行又は違反があった場合、取締役又はその他の者は開示されていない事実の認識を有していたと証明されない限り、不履行又は違反の責任は生じない。

(d) 本条のいかなる規定も、一般法、本条以外の本法に含まれる規定、又はその他の適用ある法に基づき生じる可能性のある責任を制限及び縮小しない。

#### 226. 株式の訪問販売に関する制限

- (a) いかなる者も、引受、公衆への購入に関し、ミャンマー連邦の外で設立された会社の株式、社債その他の有価証券の募集のため戸別訪問してはならない。
- (b) 本条にいう「戸別訪問」は事業用の事務所を訪問することを含まない。

227. 前条の規定に違反した者は、1,000 万チャットの罰金が科せられる。

## 第 22 章

### 会社により付与される抵当権及び担保権<sup>10</sup>

#### 228. 抵当権及び担保権に付与される権限

- (a) 定款及びその他の適用ある法に従い、本法又はその他の適用ある法に基づくその他の権限を制限することなく、会社は第 229 条に規定される抵当権及び担保権を創設又は付与する権限を有する。登記官は、第 234 条に従い、会社、抵当権者又は担保権者と指定された者又はその代理人により、当該抵当権及び担保権を提出

---

<sup>10</sup> Mortgage を抵当権、Charge を担保権と訳している。Mortgage と Charge の違いは、Mortgage は日本法上の抵当権、譲渡担保権と類似し、担保物権に対する権利の移転を伴うが、Charge は日本法上類似の概念がなく、担保物件に対する権利の移転を伴うものではない。

し登記しなければならない。

- (b) 以下の事項は 1987 年不動産譲渡制限法又は類似の効力を有する適用ある法の規定により制限されておらず、当該事項は当該規定への違反とは推定されない。
- (i) 次条に規定される抵当権又は担保権の付与、又は
  - (ii) 抵当権又は担保権の下で、抵当権又は担保権によって担保された財産の価値を実現するための抵当権又は担保権の実行。

### 抵当権及び担保権に関する情報

#### 229. 登記されなければ効力を有しない抵当権及び担保権

- (a) 本法の施行後に会社によって設定される各抵当権及び担保権の場合、以下の種類とする。
- (i) 社債発行を担保するための抵当権又は担保権
  - (ii) 支払われていない会社の株式資本に対する抵当権又は担保権
  - (iii) 不動産及びその金利に対する抵当権又は担保権
  - (iv) 会社の債権に対する抵当権又は担保権
  - (v) 取引中の株式を除く会社の動産に対する誓約のない抵当権又は担保権、又は
  - (vi) 会社の事業又は資産に対する浮動債権

これらは、b 項に従い抵当権又は担保権に関する所定の明細書等を抵当権又は担保権が設定される又は当該権利の存在を証明する法律的文書の写しとともに、所定の形式で抵当権又は担保権の詳細を設定日から 28 日以内に登記のために登記官に提出しない限り、清算人その他の会社債権者に対して効力を有さない。

ただし、抵当権又は担保権が効力を有するか否かにかかわらず、被担保債権の弁済義務は有効に生じ、本条に基づき抵当権又は担保権が無効となった場合には直ちに被担保債権の弁済期が到来する。

- (b) 前項の規定は以下に適用される。
- (i) ミャンマー連邦外で連邦外の単一の不動産について抵当権又は担保権が設定された場合、明細書及び証書又はそれらの写しを登記官に提出する



期間として規定されている権利の設定日から 28 日以内に、書類又はその写しが適切に発送され又は適切に配送された場合にはミャンマー国内で受領されるべき日から起算して 28 日以内とする。

- (ii) ミャンマー連邦内において設定された抵当権又は担保権が、連邦外の財産を含む場合、抵当権又は担保権の設定又は設定のための所定の方法で確認された文書又は写しを登記のため提出することができる。ただし、財産が所在する国の法律に基づき抵当権又は担保権を有効にするには、更なる手続きが必要となる可能性がある。
- (iii) 有価証券により設定された会社の買掛金の支払い、会社への前払いを確保するための商品の保証金に対する保証は本条の目的上、これら買掛金に対する抵当権又は担保権とはみなさない。及び
- (iv) 社債権者のために設定される不動産上の債権は不動産上の権益とみなされない。

(c) 本条の規定に基づき登記される必要のある会社の財産に対する抵当権又は担保権が登記されている場合、当該財産、当該財産の一部、株式、利益を有する者は、当該登記の日から当該抵当権又は担保権の通知を受けたものとみなす。

#### 230. 債権のための財産取得に関する債権の登記

財産の取得後会社により設定されるべき抵当権又は担保権に対する財産を取得した会社は、本章の規定の下で登記する必要がある場合、当該会社は、担保権に関する所定の明細書を法定書類の写し(正式な写しであることが所定の方法により証明されたもの)とともに財産の取得完了後 28 日以内に登記のために登記官に送付しなければならない。

ただし、当該財産が連邦外に所在し、かつ連邦外で担保権が設定された場合には、明細書及び証書又はそれらの写しを登記官に送付する期間として規定されている権利の設定日から 28 日以内を、書類又はその写しが適切に発送され又は適切に配送された場合にミャンマー国内で受領されるべき日から起算して 28 日以内とする。

231. 前条の規定に違反した場合、会社及び当該不履行につき悪意又は有過失の取締役その他の役員は、25 万チャットの罰金が科せられる。

### 232. 同順位の社債権者が存在する場合の特則

複数回に分けて発行される社債について同順位の担保権が会社によって設定された場合には、原則として第 229 条に従い、担保権を含む権利証書を当該担保権の締結から 28 日以内に以下の事項を登記する。

- (a) 全社債により保証される金銭の総額
- (b) 全社債の発行を認可する決議日及び、証券が作成又は定義された(もしあれば)証書証書の日付
- (c) 債権となった財産の概要、及び
- (d) 社債権者の受託者氏名を証書又は所定の方法で証明されたその写しを併せて、又は当該証書がない場合には、社債の 1 つを所定の手数料を支払って登記する。

ただし、複数回に分けて発行される社債が複数発行されている場合には、各発行日及び発行金額に関する証書を登記官に提出しなければならないが、これを省略したとしても、発行された社債の効力に影響を及ぼさない。

### 233. 社債に関する手数料の特則

会社が社債の引受け若しくは引受合意又は社債の取得若しくは取得合意に際して、第 229 条及び第 232 条の規定は直接又は間接的に手数料若しくは手当を支払うか、割引を行う場合、当該手数料等の存在は届出に際しての必要的記載事項となる。

ただし、これを省略しても発行された社債の有効性には影響を及ぼさない。ただし本条の目的上、会社の社債に対する担保としての預託は、割引を行っての社債の発行として扱ってはならない。

### 234. 抵当権及び担保権の登記

- (a) 登記官は、上記登記申請を受けた際は、所定の手数料を受領し、本法施行後に会社により設定された全ての抵当権及び担保権の登記、及び第 229 条の下必要な登記、当該抵当権及び担保権の設定日、担保債権額、当該抵当権又は担保権が設定されている財産の概要及び抵当権者又は担保権者の選任を登記しなければならない。
- (b) 前項の規定する登記が完了した後、登記官は登記申請にあたって提出された文書又は証明書付きの写しを申請者に返却しなければならない。
- (c) 登記簿は所定の手数料を支払った全ての者が閲覧可能でなければならない。

235. 抵当権及び担保権の登記目次

登記官は本法に従い登記された抵当権及び担保権に関する所定の事項について年次順の目次を作成しなければならない。

236. 登記事項証明書

登記官は第 229 条に従い登記された抵当権及び担保権について、被担保債権額が記載された登記事項証明書を発行するものとし、当該登記事項証明書は第 229 条乃至第 234 条までの規定を充足した登記がなされていることについての確定的な証拠となる。

237. 社債又は無償還社債の証明書の承認

会社が発行し、その支払い義務が抵当権又は担保権により担保される旨登記がなされている社債又は無償還社債は、前条の規定に従い発行される証明書の写しに裏書きすることにより譲渡することができる。ただし、本章の規定は、会社が抵当権又は担保権の設定前に発行した抵当権又は担保権、社債又は無償還社債の裏書譲渡のために登記事項証明書が必要であるとはされない。

238. 会社の義務及び登記に関する利害関係人の権利

(a) 登記官に対し、登記のために第 229 条に従い登記をする必要のある会社が設定した抵当権又は担保権並びに複数回に分けて発行される社債に関する所定の事項提出することは会社の義務である。ただし、抵当権又は担保権の登記はそれらの引受に効力を及ぼさない。

(b) 登記済みの抵当権又は担保権の条件、範囲若しくは運用が本条に従って変更された場合には、会社は登記官に当該変更にかかる詳細を報告しなければならない。抵当権又は担保権に関する本条の規定は前述の抵当権又は担保権の変更を適用するものとする。

239. 抵当権又は担保権を設定する文書の写しの登記された事務所における備置き

各会社は第 229 条に従い登記が必要とされる抵当権又は担保権の設定に必要となる文書の写しを会社の登記された事務所に備え置かなければならない。ただし、複数回に分けて発行される社債についてはそのうちの 1 つに関する写しのみを備えおけば足りる。

**240. 財産保全管理人の選任にかかる登記**

会社の所有財産に対する財産保全管理人の選任決定を得た者又は法定の書面の効力によりかかる財産保全人を選任した者は登記官に対し、当該選任決定又は書面による選任の日から 28 日以内に財産保全管理人選任の事実を登記官に通知しなければならない。登記官は抵当権又は担保権の登記欄に当該財産保全管理人選任の事実を登記しなければならない。

241. 前条の規定に違反した者は 25 万チャットの罰金が科せられる。

**242. 財産保全管理人の取引記録の届出**

(a) 法定の書面により選任され、会社財産を占有する財産保全管理人は、占有管理権を有している限り、登記官に対し、6ヶ月ごとに所定の書式による当該期間の収支報告書を提出しなければならない。また、財産保全管理人でなくなった場合には、登記官に対し、その旨を通知しなければならない。登記官は当該事項を抵当権又は担保権の登記簿に記載しなければならない。

(b) 会社の財産の財産保全管理人が選任された場合には、会社若しくは会社を代理する者又は財産保全管理人により作成される、会社名入りの請求書、商品発注書、事業文書に財産保全管理人選任の事実を示す文言を記載しなければならない。

243. 前条の規定に違反した場合には、会社並びに当該違反の事実につき悪意又は有過失の取締役その他の役員又は財産保全管理人は 25 万チャットの罰金が科せられる。

**244. 抵当権登記簿の訂正**

(a) 裁判所は、第 229 条の規定する期間内に抵当権若しくは担保権の登記がなされない場合、抵当権若しくは担保権に関する明細書の記載に欠落又は虚偽がある場合、又は、抵当権若しくは担保権の被担保債務の弁済につき登記官に対する通知がなされなかった場合において、これらが不慮の若しくは不注意による又はその他合理的な事由に基づくものである場合、又は債権者若しくは株主の立場に損害を与えるものでない場合、あるいは救済を与えることにつき合理的な理由があると判断する場合には、会社又は利害関係人の申出により又は裁判所が公正で目的に沿うと判断する条件により、登記期間の延期や記載の欠落や虚偽を是正する命令又

は当該申出の手数料について裁判所が合理的であると考え命令を発することができる。

- (b) 裁判所が抵当権又は担保権の登記期間を延長する命令を発する場合であっても、当該命令は抵当権又は担保権が実際に登記される前に関連する財産について権利を取得した者の利益を害してはならない。

#### 245. 抵当権又は担保権に関する弁済の登記

- (a) 会社は、会社により設定され第 229 条に従い登記が必要とされる抵当権又は担保権について弁済がなされたときは、登記官に対して当該弁済から 28 日以内に当該弁済にかかる通知を送付し、登記の申請を行わなければならない。その際、抵当権者又は担保権者が当該債務の弁済又は充足を記録することについて同意していることを示す書面を通知とともに送付しなければならない。
- (b) 前条の規定する通知を受領した登記官は、特段の事情のない限り直ちに当該弁済について登記簿上に記載しなければならない。必要な場合には会社はその写しを交付しなければならない。

#### 246. 罰則

- (a) 会社が登記官に対し登記に必要な以下の事項の明細を届出することを怠った場合には、第三者の申請により登記がなされない限り、会社並びに当該違反につき悪意の取締役その他の役員又はその他の者は 25 万チャットの罰金が科せられる。
  - (i) 当該会社によって設定された抵当権又は担保権に関する事項、又は
  - (ii) 第 229 条又は第 230 条の規定に従い登記されている抵当権又は担保権の弁済に関する事項、又は
  - (iii) 本法の前条までの規定に従い登記官による登記が必要な、複数回に分けて発行される社債に関する事項。
- (b) 前条までの規定に従い会社が設定した抵当権又は担保権の登記に関して、本法の要件を遵守しなかった場合には、会社並びに不遵守を許可した悪意又は有過失の取締役その他の役員は 25 万チャットの罰金が科せられる。なお、当該罰金は他の責務を害しない。
- (c) 当該社債、債務株の発行又は発行を許可する場合に、裏書きがなされた登記事項証

明書の写しを添付がなされずに発行し又は発行が許可されることにつき悪意又は有過失の者は、25 万チャットの罰金が科せられる。なお、当該罰金は他の責務を害しない。

247. 会社は、抵当権又は担保権の登記簿を備え置かなければならず、会社の財産について設定された抵当権又は担保権、及び会社の事業若しくは会社の財産について設定された浮動担保について、抵当権又は担保権が設定されている会社財産の簡単な説明、抵当権及び担保権の設定金額、及び抵当権者又は担保権者の名称を当該登記簿に記載しなければならない。

248. 前条の規定を遵守しなかった場合、当該不遵守を許可した悪意又は有過失の取締役その他の役員は 25 万チャットの罰金が科せられる。

249. **抵当権又は担保権に関する会社の登記簿及び抵当権及び担保権の設定書面の写しの閲覧請求権**

会社は合理的な時間帯においてはいつでも会社債権者又は株主による閲覧の場合は無償で、登記申請後登記官より返却を受けて、第 239 条に従い登記された事務所において備え置かれている、本法に従い登記を行う必要のある抵当権及び担保権の設定にかかる書面の写し及び第 247 条に従い備え置かれている抵当権及び担保権の記録簿を開示しなければならない。会社債権者及び株主以外の者による閲覧の場合には、当該者が会社の定める合理的な金額の手数料を支払った場合には開示しなければならない。

250. 会社が前条の規定に従い書面の写し又は記録簿の閲覧を拒絶した場合には、会社は 25 万チャットの罰金が科せられる。また、当該拒絶の事実を認識しながら許容した取締役その他の役員は同様に 25 万チャットの罰金が科せられる。裁判所は罰金に加えて、当該写し又は記録簿を直ちに閲覧に供する旨の命令を発することができる。

251. **社債原簿及び信託証書の閲覧請求権**

(a) 会社の社債原簿は、定款で年に 30 日を超えない日数の期間を開示しない期間として定めた場合の当該期間を除き、登記された社債権者及び株主による閲覧に供される。会社は株主総会において決定した少なくとも 1 日に 2 時間以上の時間は社債原簿を閲覧に供さなければならず、全ての社債権者又は株主は、会社が決定した合

理的な金額の手数料を支払うことにより、社債原簿の全部又は一部の写しを交付するよう求めることができる。

- (b) 社債の発行を担保するための信託証書の写しは、社債権者による請求に基づき会社が特定する合理的な手数料を支払うことにより発行される。

252. 閲覧、写しの交付又は第 251 条に規定する写しの発行が拒絶された場合、会社は 25 万チャットの罰金が科せられる。また、当該会社の取締役その他の役員が当該拒絶を認識しながらこれを許容した場合には 25 万チャットの罰金が科せられる。裁判所は罰金に加えて、当該写し又は原簿を直ちに閲覧に供する旨の命令を発することができる。

#### 253. 浮動担保の対象となる財産からの優先弁済

- (a) 浮動担保によって担保された社債権者に代わって財産保全管理人が選任された場合又は債権により担保に供されている会社の財産が当該社債権者自身により又は社債権者に代わって占有管理された場合には、会社が第 5 編の規定に従い清算中でない限り、浮動担保により担保される社債にかかる元本又は利息の請求権について直ちに優先弁済を受けることができる。

- (b) 第 5 編に規定されている期間は、財産保全管理人又は前項の占有管理人が選任されている場合には、当該者の選任の日から起算される。

- (c) 本条に基づく支払いは、可能な限り一般債権者への弁済原資である会社財産から行われる。

## 第 23 章

### 海外法人によって設定された債権の財産保全管理人、帳簿備置、登記

#### 254. 海外法人による債権の設定

第 228 条乃至第 239 条まで及び第 244 条乃至第 252 条までの各規定は、ミャンマー連邦外において設立され、連邦内において事業所を設置し、本法に基づき海外法人として登記されている会社により連邦内の財産について設定された債権についても適用する。

#### 255. 財産保全管理人の選任通知

第 240 条乃至第 243 条までの規定は、ミャンマー連邦外において設立され、連邦内において事業所を設置し、本法に基づいて海外法人として登記されている全ての会社について準用する。

#### 256. 財務記録の備置

第 258 条の規定は、ミャンマー連邦外において設立され、連邦内において事業所を設置し、本法に基づいて海外法人として登記されている全ての会社について、ミャンマー連邦内における事業に関して受領並びに支出される金銭並びに販売並びに購入資産及び債務に関する当該規定により必要とされる財務記録をミャンマー連邦内における主な事業所において備え置くよう要求する限度において準用される。

## 第 24 章

### 財務報告書及び監査

#### 257. 本章の適用

- (a) 以下の事項はミャンマー会計評議会法その他の適用ある法の要件に従い本章の規定に適用する。
- (i) 作成される会計帳簿
  - (ii) 会社株主に対し交付する財務諸表及び財務報告書
  - (iii) 会計帳簿及び財務報告書の作成の際に準拠する会計基準、及び
  - (iv) 会計監査において準拠する監査基準。
- (b) 本章及びミャンマー会計評議会法の要件の間に何らかの矛盾が生じた場合には、ミャンマー会計評議会法が優先される。
- (c) 以下の場合を除き、第 260 条乃至第 268 条まで及び第 279 条 b 項の規定は小規模会社には適用されない。
- (i) 会社定款において、当該条項を適用する旨又は類似の要件が規定されている場合
  - (ii) 株主総会の普通決議により当該条項の適用が決定された場合、又は
  - (iii) 登記官が当該条項を適用すべき旨決定した場合。



## 財務諸表、会計帳簿、及び、会社の会計

### 258. 財務諸表の準備のため備え置かれるべき記録

- (a) 会社は適用ある会計基準にしたがって、ミャンマー語又は英語による財務諸表を作成することができるよう以下の事項に関して書面による財務記録を維持しなければならない。
- (i) 会社によって受領及び支出された金銭の総額並びにその対価として受領及び支出がなされたことに関する事項
  - (ii) 会社による商品の全ての販売及び購入
  - (iii) 会社の資産及び負債、及び
  - (iv) 本法又は他の適用ある法において定められる会計に関するその他の事項。
- (b) 会計記録は、会社の登記された事務所又は取締役が適切と考える他の場所において備え置かれ、営業時間中は取締役の閲覧の用に供されなければならない。

259. 前条の規定を作為又は不作為により故意で違反した取締役その他の役員は 75 万チャットの罰金が科せられる。

### 260. 年次貸借対照表

- (a) 本条が適用される会社の取締役は、会社の設立後 18 ヶ月以内のいずれかの日に、又はそれ以降は各暦年に、少なくとも 1 度、株主総会において本法又は適用ある法によって必要とされる財務諸表(貸借対照表、損益計算書、営利目的の会社でない場合には当該機関に関する収支計算書)を会社に提出しなければならない。また、当該財務諸表は、最初の決算の場合、会社設立日を起算日とし、その他の場合には前回の決算日を起算日として株主総会の日の前 9 ヶ月以内の日を、ミャンマー連邦外において事業を行い又は利益を得る会社の場合には株主総会の日の前 12 ヶ月以内の日を決算日とする期間に関するものでなければならない。
- ただし、登記官は特別の事由がある場合、3 ヶ月を越えない期間延長することができる。
- (b) 財務諸表は会社の監査役によって監査され、監査報告が添付されるか、又はその注釈において監査報告を参照しなければならない、監査報告は株主総会に提出され、株主の閲覧に供されなければならない。

- (c) 本条が適用される会社は監査報告が添付された監査済みの財務諸表の写しを当該財務諸表が提出される株主総会の招集通知とともに各株主の登記された住所に送付しなければならない。当該会社は株主の閲覧に供するために、当該株主総会の少なくとも 21 日前から登記された事業所において写しを備え置かなければならない。また、会社は定款において、本法又はその他の適用ある法を制限することなく本条に基づく財務諸表を電子的に配布することを定めることができる。

#### 261. 取締役報告

- (a) 本条が適用される会社の取締役は、会社の状況、取締役が推奨する配当金額(もしあれば)、貸借対照表又は次期以降の財務諸表とともに提供される貸借対照表に計上される準備金、別途積立金及び積立金勘定とする金額(もしあれば)に関する報告を作成し、財務諸表に含めなければならない。
- (b) 前項規定の報告は、会社の主たる事業の説明、当該年度における会社の実績の分析、会社が直面するリスク及び不確実性、その他所定の事項を含む会社の公正な報告を含んでいなければならない。また、当該報告は取締役会を代表する権限を与えられた取締役会の議長による署名を付すことができる。
- (c) 第 259 条の規定は本条の規定の違反につき悪意又は有過失の取締役その他の役員に準用される。

#### 262. 貸借対照表の内容

- (a) 会社の財務諸表に含まれる貸借対照表は、会社財産及び負債の一般的性質、並びに固定資産の価値の評価方法を示す詳細を含む当該会社財産並びに資本金及び負債の概要を含まなければならない。
- (b) 貸借対照表は適用ある会計基準にしたがって必要とされる様式にて又は適用ある法にしたがって必要とされる他の様式によって作成されなければならない。
- (c) 会社の財務諸表に含まれる損益計算書は、費用、割合として支払われるか等にかかわらず、各取締役に対して、又は株主総会の特別決議によって決議された場合には役員に対して、その職務の対価として支払われる金額の合計額を示す詳細を含まなければならない。取締役が当該会社の直接的又は間接的な推薦に基づき他の会社の取締役に就任している場合には、当該取締役が自身のために受領する報酬及

び当該他の会社の取締役の地位に基づき受領するものであるか又は経営に関連して受領するものであるかを問わずその他の給与は当該損益計算書の注釈に記載されるか、当該報酬給与の金額が記載された書面が損益計算書に添付されなければならない。

#### 263. 子会社の貸借対照表への添付書類

- (a) 会社が持株会社である場合には、ミャンマー会計審議会の発行する会計基準にしたがった当該持株会社の財務諸表に本法又は他の適用ある法に基づいて作成が必要とされる監査済の子会社の連結財務諸表を添付しなければならない。
- (b) いかなる理由であっても、持ち株会社の取締役が前項に記載の文書の作成に必要な情報を取得できない場合には、貸借対照表に署名する取締役は、書面にその旨記載して報告し、又はその旨記載した報告書を文書の代わりに添付しなければならない。
- (c) 持ち株会社は、決議により、第 258 条にしたがって、子会社において備え置かれている財務記録の閲覧を、決議に名前が記載されている代理人<sup>11</sup>に授権することができ、かかる決議が承認された場合には、当該財務記録は営業時間中においては当該代理人の閲覧に供されなければならない。
- (d) 第 268 条記載の株主が有する財務諸表の写しの交付を受ける権利について持ち株会社の株主は、その子会社に関して、当該子会社の株主が当該子会社に対して行使するのと同様に当該権利を行使することができる。

#### 264. 貸借対照表の認証

本章が適用される会社によって作成することが求められる貸借対照表は、1 名の取締役その他の役員によって署名がなされるか又は取締役が 1 名の場合においては当該取締役によって署名がなされなければならない。

265. 第 24 章において必要とされる財務諸表の株主総会への提出又は発行を行うことができない場合、又は第 260 条及び第 262 条乃至前条までの規定の要件を充足していない貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はその他財務諸表のいずれか

---

<sup>11</sup> 英語版では、「representative」となっているが、文脈から会社の代表者を指すのではなく、代理人の意味であると解される。

が発行、回覧又は公表された場合、会社及び当該違反につき悪意又は有過失の取締役その他の役員は500万チャットの罰金が科せられる。

**266. 財務諸表の写しの登記**

- (a) 株主総会において財務諸表を提出した後、取締役又は秘書役によって署名がなされた当該財務諸表の写しは株主の年次表及び第97条に従って作成された要約とともに登記官に対して提出されなければならない。
- (b) 財務諸表が提出された株主総会において当該財務諸表が承認されなかった場合には、当該事実及びその理由を記載した文書を財務諸表に添付しなければならず、当該文書及びその写しも登記官に対し提出されなければならない。
- (c) 本条の規定は非公開会社には適用されない。

267. 会社が前条の規定に違反した場合、会社及び当該違反を許容したことにつき悪意又は有過失の取締役その他の役員は25万チャットの罰金が科せられる。

**268. 財務諸表及び監査役報告書の謄写請求権**

本法に別途規定する場合を除き、会社株主は本章に基づき作成が必要な財務諸表の写しの交付を受ける権利を有する。

**登記官による検査**

**269. 情報及び説明を求める登記官の権限**

- (a) 登記官は、本法の規定に基づき提出を要する書類の調査を行い、当該書類に関する事項の詳細が当該書類に記載されるために必要であると登記官が考える情報又は説明を書面により提出させるために、会社に対し、指定する期日までに書類の提出を求める通知を書面により発することができる。
- (b) 会社が前項の通知を受領した場合、取締役若しくは役員である者又は取締役若しくは役員であった者は可能な限り当該情報提供し、かつ説明を行う義務を負う。
- (c) 登記官が当該情報又は説明を受領した場合、登記官は登記官に対して提出された元々の書類に当該情報又は説明を添付することができ、登記官によって添付された追加資料は当初の書類について適用される閲覧謄写に関する規定の適用を受ける。

- (d) 情報若しくは説明が、指定の期限に提出されない場合又は当該情報若しくは説明の精査後において登記官が当該書類によって十分な事項が開示されていない若しくは当該書類が完全かつ公正に事実を開示していないと考える場合には、登記官は書面で当該事態の状況を連邦大臣に報告しなければならない。
- (e) 清算出資者又は債権者が、登記官に対し、会社の事業が債権者及び会社と取引を行う者を欺罔し又は詐欺的な目的により行われたものである旨を証拠とともに表明した場合に、登記官は会社に対し書面において通知を發し聴聞の機会を与えた上で通知により特定の事項に関する情報又は説明を、当該通知に記載されている期限までに提出するよう会社に対し求めることができる。この場合、本条 b 項及び d 項に規定される取締役その他の役員の情報説明提供義務及び登記官の連邦大臣に対する報告義務、並びに次条の規定する罰則は当該通知に関して適用される。登記官は調査を実施し、登記官が本項に従い行った行為が根拠がない又は濫用であると確信した場合には、会社に対し当該情報の提供者に関する情報を開示しなければならない。
- (f) 本条に含まれる規定は、本法の下で届出義務を負う書類についても準用される。
270. 前条に基づき要求された情報又は説明の提出について拒否又は無視した者は、各違反行為に関し 500 万チャットの罰金が科せられる。登記官が裁判所に対し申請を行い、会社に通知を行った場合には、裁判所は調査のため登記官が要求する書類の作成を義務付ける命令を会社に対して発すること及び裁判所が適切と考える条件に基づき当該書類の登記官による閲覧を認めることができる。

## 検査

### 271. 検査官による会社の状況の検査

- (a) 連邦大臣は以下のいずれかの場合には、次項の規定に従い、会社の状況を調査し連邦大臣の指定する方法にて調査報告を行う 1 名又は複数の検査官を選任することができる。
- (i) 株式資本を有する会社について、発行済株式総数の 10 分の 1 以上を有する株主により申請がなされた場合

- (ii) 株式資本を有しない会社について、会社の株主名簿に記載された者のうち5分の1以上の人数の者による申請がなされた場合
  - (iii) 全ての会社について、第269条d項に規定される登記官による報告がなされた場合、又は
  - (iv) 全ての会社について、当該調査が公共の利益のために必要であると登記官が合理的に信じ、当該登記官による申請がなされた場合。
- (b) 前項に従い検査官を選任する場合には、連邦大臣は以下の全ての事項を合理的な理由に基づき信じていなければならない。
- (i) 会社又は1名以上の取締役若しくは役員が本法又は他の適用ある法に定める違反行為を行った可能性があること、及び
  - (ii) 適用ある場合において、前項i号又はii号記載の申請が合理的な理由に基づき善意でなされたこと。

#### 272. 連邦大臣による検査指示

連邦大臣は公共の利益のためにいつでも1名以上の検査官を選任し会社の状況を検査するよう指示することができる。

#### 273. 証拠に基づき申請された検査

第271条に基づく株主による申請は、会社又は1名以上の取締役若しくは役員が本法又は他の適用ある法に定める違反行為を行った可能性があること及び申請者が検査を行うにつき正当な理由を有しており、悪意ある動機に基づき検査を求めたものではないことについての証拠がなければならない。また、連邦大臣は検査官の選任に先立って、申請者に対し検査費用の支払いのための保証金を支払うよう求めることができる。

#### 274. 検査官による帳簿閲覧及び審問

- (a) 取締役若しくは役員又は取締役若しくは役員であった者は、会社に関して保管し又は権限を有する帳簿及び書類を検査官に対して提出する義務を負う。
- (b) 検査官は会社の事業に関して前項の者を審問することができる。

275. 提出義務のある帳簿又は書類の提出を拒んだ者又は会社の状況に関する審問に対する回答を拒んだ者は各違反行為につき500万チャットの罰金が科せられる。

## 276. 検査結果及び報告の提出

- (a) 検査が完了した場合には、検査官は連邦大臣に対し、自己の見解を報告しなければならない。連邦大臣は当該報告の写しを、登記官、対象とされた会社の登記された事務所及び検査を求めた申請者の請求がある場合には当該申請者に対し送付しなければならない。
- (b) 検査又は検査に付随して要した費用は申請者の負担とするが、連邦大臣は会社に対し、会社が当該費用を負担するよう指示することができ、かかる指示がなされた場合にはこの限りでない。ただし、第 271 条 a 項 iii 号及び iv 号に従い行われた検査に関して要した費用は会社財産から支払われなければならない。当該費用は収益の未払い分として回収可能なものとする。
- (c) 登記官は登記官が有する記録とともに当該報告の写しを保管しなければならない。

## 277. 訴追

- (a) 連邦大臣は、第 271 条及び第 272 条に従い作成された報告書から、合理的な理由をもって、いずれかの者が本法又はその他適用ある法に基づいて会社に関して違反行為を犯したものと認められる場合には所轄省は連邦法務長官府に助言を求めなければならない。
- (b) 連邦法務長官府が当該事案につき訴追を開始すべきものであると助言した場合には、登記官は公的手続きを開始しなければならない。当該会社の取締役役員及び代理人並びに取締役若しくは役員であった者は合理的に提供可能な当該訴追に関しあらゆる支援を行う義務を負う。
- (c) 前項の目的に関し、会社に関連する代理人は会社の役員であるか否かにかかわらず、監査人として銀行員、会社の法的助言者、会社により雇用された者を含んでいると考えなければならない。
- (d) 本条の下で開始された訴追手続きの結果有罪判決がなされた会社取締役又は役員は、当該有罪判決の日から 5 年間は裁判所の許可なくいかなる会社の取締役となることもできず、直接又は間接的であるかどうかにかかわらず、いかなる方法であっても会社の経営に関与又は参加してはならない。

## 278. 検査官による報告書の証拠能力

検査官が調査を行った会社の会社印が押印又は連邦大臣によって認証された、本法の下で選任された検査官の報告書の写しは、いかなる法的手続きにおいても当該報告書に含まれる事項に関する検査官の意見にかかる証拠として証拠能力を有する。

## 監査役

### 279. 監査役の資格要件及び選任

- (a) 適用ある法に基づいて授権された他の個人又は団体から、会社の監査役として行動することが認められた資格を有しない者は、公開会社又は公開会社の子会社の監査役として選任され又は活動することができない。ただし、ミャンマー連邦において業務を行っている共同経営者全員が当該資格を有する組織は、当該組織の名において会社の監査役に選任されることができ、当該組織の名で活動することができる。
- (b) 本条が適用される全ての会社は、年次総会において、次の年次総会までを任期とする監査役を選任しなければならない。
- (c) 監査役を選任が必要であるにもかかわらず年次総会で選任されなかった場合、当該会社の株主からの申立てがあった場合には連邦大臣は当該年度の監査役を選任することができる。
- (d) 以下の者は会社の監査役となることができない。
  - (i) 当該会社の取締役又は役員、及び
  - (ii) 取締役又は役員の配偶者、及び
  - (iii) 公開会社又は公開会社の子会社については、取締役又は役員と雇用関係にある者、及び
  - (iv) 会社に対して債務を負担する者。
- (e) 株主が会社に対し、退任した監査役を除く監査役候補者を指定する場合には、当該選任にかかる通知(以下、選任通知とする)を年次総会の招集通知の通知期限の14日前までに会社に対し送付しなければならない。これを欠く場合には、年次総会において当該候補者を監査役に選任することができない。当該通知がなされた場合には、会社は退任した監査役に対し、当該選任通知の写しを交付しなければならない、



株主総会招集通知に付して、及び必要な場合には定款によって認められた公告又はその他の方法によって株主に対して当該選任通知を提供しなければならない。ただし、選任通知が会社に対してなされた後、選任通知の送付後 14 日以内に年次総会の招集通知が行われた場合には、選任通知にかかる期限に関する上記の要件は満たされたものとみなし、当該選任通知は年次総会の招集通知と同時に株主に対して送付されなければならない。

- (f) 会社の初期監査役は創立総会の前に取締役会が選任することができ、当該監査役は株主総会における株主の決議によって解任されないかぎり、最初の年次総会まで任期を有する。なお、監査役を解任した場合には、株主は当該株主総会において監査役を選任することができる。
- (g) 取締役会は監査役に欠員が生じた場合、当該欠員を補充することができる。しかし欠員が続く場合、残存する監査役は活動することができる。
- (h) 監査役の報酬は、創立総会の前に選任された監査役の報酬又は欠員の補充のために選任された監査役の報酬を除き株主総会で会社により決定されなければならないが、取締役会により決定することもできる。
- (i) 本条の規定は他の適用ある法を制限することなく適用される。

## 280. 監査役の権限及び義務

- (a) 会社の監査役は、会社の財務諸表、記録簿、帳簿、及び帳票をいつでも入手できる権利を有し、また、会社の取締役及び役員に対して、監査役の職務遂行のために必要な情報及び説明を求める権利を有する。
- (b) 監査役は、検査した帳簿及び在任期間中の株主総会に提出された財務諸表に関する報告を会社の株主に対して行わなければならないが、監査報告には、以下の事項が記載されなければならない。
  - (i) 監査役が要求した情報及び説明の全てを受領することができたか否か
  - (ii) 監査役の意見として、報告書において言及された財務諸表は、適用ある法に従って作成されたものであるか否か
  - (iii) 財務諸表が監査役の知りうる限りの確実な情報及び監査人に提供された説明に従って、かつ会社の記録簿に示されるところにより、会社の事業の

状況を真実かつ公平に表示しているか否か、及び

(iv) 本章の規定に従い必要に応じて、監査人の意見で会社により財務記録が保管されていたか否か。

(c) 本条 b 項で言及された事項が、否定的に又は留保が付されて解答された場合、監査報告には、当該回答の理由が記載されなければならない。

(d) 監査役は、株主総会の招集通知を受領し、株主総会に出席する権利を有する。当該株主総会において、監査役が検査した又は監査報告の対象とされた会計帳簿が提出され、また、監査役は、必要に応じて会計帳簿に関して陳述し、又は説明を行うことができる。

(e) 本章に従い監査役が辞任し又は交代させられた場合、辞任又は交代された監査役は、監査役として合理的に活動し、誠実にかつ監査役の職務及び専門的義務に合致する程度で必要と判断した場合、会社の経済状況に関する陳述又は報告を会社に対して行うことができる。取締役会は、当該報告の受領後 28 日以内に、当該報告を株主に交付し、登記官に提出しなければならない。取締役会は、必要と判断した場合には、監査役から提供された報告に注釈を記入することができる。

(f) 本条は、本法又は他の適用ある法のいかなる規定も制限することなく適用される。

281. いずれかの監査役の報告書が第 280 条に基づく要求を遵守しなかった場合、当該違反を認識しながら意図的に違反に関与した全ての監査役は、500 万チャットの罰金が科せられる。

## 282. 政府が株式を有する会社の特則

政府が株式を有する会社の場合、第 260 条、第 279 条及び第 280 条の規定にかかわらず、以下の規定が適用される。

(a) 政府が株式を有する会社の監査役は、連邦大臣の助言に基づき、連邦会計検査院長官によって選任又は再任される。

(b) 連邦会計検査院長官は、以下の権限を有する。

(i) 本条 a 項に基づき選任された監査役による会計帳簿の監査の方法を指示すること、及び監査役としての職務の遂行にかかる事項に関して監査役へ指示すること

- (ii) 連邦会計検査院長官を代理して当該監査を実施する権限を授けられた者を介して、会社の会計帳簿の補完的又は試験的監査を行うこと、及び、当該監査を行うために、指定された事項に関し、指定された者から、指定された様式によって、情報又は追加的な情報を当該授け者に対して提出するよう求めること、及び
  - (iii) 会計帳簿の監査又は補完的若しくは試験的監査のために、連邦会計検査院長官が指定した記録又は書面のうち、当該時点において保有し又は支配しているものを連邦会計検査院長官に提出するよう会社に対して要求すること。
- (c) 会社に対して、何らかの情報、記録又は書面の提出を求める命令は、当該会社の役員若しくは従業員、又は役員若しくは従業員であった者を名宛人とすることができ、本条の全ての規定は、可能な限り会社に対して適用されるのと同様に、かかる名宛人に対して適用される。
- (d) 自身が適切と認める方法により監査報告に関して評釈を付し、補充する権利を有する連邦会計検査院長官に対して、監査役は、監査報告の写しを提出しなければならない。

#### 283. 委託

第 282 条において連邦会計検査院長官によって実施されるべきものとされている事項は、連邦会計検査院長官から包括的又は個別に授けられた者によっても実施することができる。

#### 284. 罰則

政府保有会社が第 282 条に定める命令の遵守を懈怠した場合、当該政府保有会社、及び懈怠した全ての取締役若しくはその他役員又は労働者は、2 年以下の懲役又は 500 万チャットの罰金が科せられる。

#### 285. 優先株式等の保有者における報告書等の受領及び閲覧権

優先株式又は社債の保有者は、普通株式の保有者によって保有される権利と同様に、財務諸表、監査報告及びその他の報告を受領し、閲覧する権利を有する。

## 第 25 章

### 債権者並びに会社との仲裁、和解及び紛争を仲裁に付された会社の買収権限

#### 286. 紛争事項の仲裁申し立てに関する会社の権限

会社は、会社と他の会社又は個人との間の現在又は将来の紛争について、紛争の解決のための手段を制限することなく、仲裁法その他適用ある法に従い、書面合意によって仲裁を申し立てることができる。

#### 287. 会社の債権者及び株主による和解権限

- (a) 会社と債権者又は種類債権者との間で、又は会社と株主又は種類株主との間で示談又は和解がなされる場合、裁判所は、会社、債権者、株主、会社が清算手続き中の場合には清算人の略式方法による申請により、裁判所の定める方法により債権者集会若しくは種類債権者集会又は株主総会若しくは種類株主総会を開催するよう命令を発することができる。
- (b) 債権者若しくは種類債権者又は株主若しくは種類株主の 4 分の 3 以上を表す多数派が本人又は代理人として種類債権者集会又は株式株主総会若しくは種類株式株主総会に出席している場合、いかなる示談又は和解にも合意し、裁判所が認めた場合当該示談又は和解は全債権者又は種類債権者、又は全株主又は種類株主、場合によっては会社又は会社の清算人、拋出金に対しても同様に拘束力を発する。
- (c) 前項の規定に従い発せられる命令は、当該命令の写しが登記官により提出されない限り効力を有さず、当該命令の写しは命令が発せられた後発行された会社定款の写しに添付されなければならない。
- (d) 裁判所は本条に従い申請がなされた後、申請が処理されるまではいつでも、会社に対する訴訟又は手続きの開始又は継続を停止することができる。
- (e) 本条に含まれる「会社」とは本法に従い清算義務を負う全ての会社を意味し、本条においては訴えを提起した又は判決を得た無担保債権者は他の無担保債権者と同じ種類であるとみなされる。
- (f) 裁判所による命令により上級裁判所に対し上訴されるものとする。

288. 会社が前条 c 項の規定に違反した場合、会社及び当該違反を認識しながら意図的に

違反した取締役その他の役員は 15 万チャットの罰金が科せられる。

## 289. 和解と和議の円滑化

- (a) 裁判所は、会社と第 287 条に示される他の当事者との間において提案された和解又は和議の裁判所による認可を受けるために、第 287 条に基づき裁判所への申立てが行われ、当該和解若しくは和議が 1 社若しくは複数の会社の再建計画又は 2 社以上の会社の合併計画のために、又はそれらと関連して提案されたものであり、かつ当該各計画に基づき、会社(本条において、「譲渡会社」という。)の事業又は資産の全部又は一部が他の会社(本条において、「譲受会社」という。)に譲渡されることが裁判所に対して示された場合、和解又は和議を認可する命令によって、又はその後の命令によって、以下の事項に関する条件を設定することができる。
- (i) 譲渡会社の事業及び資産又は債務の全部又は一部の譲受会社への譲渡
  - (ii) 和解又は和議に基づき譲受会社から割り当てられる株式、社債、証券、その他会社に対する類似の権益に関する譲受会社による割当
  - (iii) 譲渡会社による又は譲渡会社に対して係属中の法的手続に関し、譲受会社による又は譲受会社に対する法的手続としての承継
  - (iv) 清算手続きよらない、譲渡会社の解散
  - (v) 裁判所が指定した時間内において、指定した方法により、和解又は和議に対して意義を申立てた者のために設定される条件<sup>12</sup>
  - (vi) 再建又は合併が完全かつ有効に実施されることを確保するために必要となる付随的、結果的及び補足的事項
- (b) 本条に基づく命令の内容が資産の譲渡又は債務の引受である場合、当該資産及び債務は、命令の効力として、譲受会社に対して譲渡され又は引受けられ、また、資産について命令により指定される場合、和解又は和議の効力として、いかなる担保も効力を失う。
- (c) 本条に基づく命令が発せられた場合、命令の対象となる会社は、当該命令の完了後 14 日以内に、登記を行うため当該命令の認証済み写しを登記官に対して送付しなければならない。

---

<sup>12</sup> 「and」、「or」のいずれも記載されていません。

(d) 本条に含まれる「資産」とは、各記述の資産、権利及び権限を含み、「債務」には、義務を含む。

(e) 第 287 条 e 項の規定にかかわらず、本条に含まれる「会社」には、本法において定義される会社以外の会社を含まない。

290. 第 289 条 c 項の規定に違反した場合、会社及び当該違反を認識しながら意図的に違反した取締役又は役員は、15 万チャットの罰金が科せられる。

**291. 公開会社の株主の大多数が承認した契約に反対する株主の株式を取得する権限**

(a) 他の適用ある法を制限することなく、公開会社(本条において、「譲渡会社」という。)の株式又はある種類の株式にかかる他の会社(本条において、「譲受会社」という。)への譲渡に関する契約が、買収会社による申込後 4 か月以内に、対象となる株式の 4 分の 3 以上の価値の保有者によって承認された場合、買収会社は、当該 4 か月の期間の満了日から 2 か月以内にいつでも、所定の方法によって、反対株主が保有する株式を購入する旨を反対株主に対して通知することができる。当該通知がなされた場合、買収会社は、計画又は契約において賛成株主の株式が買収会社に対して譲渡される際に従う条件に従って、反対株主の株式を取得する権利を有し、そのように拘束される。ただし、当該通知がなされた日から 28 日以内に反対株主が行った申立てに応じて裁判所が適切と認める命令を発する場合はこの限りでない。

(b) 本条に基づき買収会社によって通知がなされ、かつ反対株主による申立てにもかかわらず裁判所がそれに反する命令を出さなかった場合、当該通知がなされた日から 28 日の期間の満了日において、又は、その時点で反対株主による裁判所に対する申立てが審理中の場合には、全ての他の適用ある法を遵守し、当該申立てが処理された後譲受会社は、譲渡会社に対して当該通知の写しを送付しなければならない。この場合、譲渡会社は、当該譲渡対象株式に関して、譲受会社を当該株式の保有者として登記しなければならない。

(c) 本条に基づき譲渡会社が受領する代金は、独立した銀行口座に払い込まれなければならない。譲渡会社が受領した代金その他の対価は当該株式の代金その他の対価

を受領する権利を有する者のために信託されたものとして、譲渡会社によって保有されなければならない。

- (d) 本条に含まれる「反対株主」には、契約に同意しなかった株主、及び計画又は契約に従って譲受会社に対して自己の株式を譲渡することができなかった又は譲渡することを拒絶した株主を含む。

## 第5編

### 清算

## 第26章

### 会社の清算

#### 292. 会社の清算方法

- (a) 会社の清算手続は、以下のいずれの方法によってもなされうる。
- (i) 裁判所による清算
  - (ii) 任意清算、又は
  - (iii) 裁判所の監督下での清算。
- (b) 本法の清算に関する規定は、反対の事実が認められない限り、前条の規定する全ての方法について適用する。

### 清算出資者

#### 293. 現在又は過去の株主の清算出資者としての責任

- (a) 会社が清算手続に入った場合、全ての現在及び過去の株主は、会社の責任、債務、清算手続に要する手数料、費用等の支払、及び株主間の清算出資にかかる調整のために、清算出資を行う義務を負担する。ただし、以下に掲げる例外事項を伴う。
- (i) 過去の株主のうち、清算手続の開始の1年以上前に株主でなくなった者は、清算出資にかかる義務を負担しない。
  - (ii) 過去の株主は、株主でなくなった後に生じた債務又は責任に関して、清算出資にかかる義務を負担しない。
  - (iii) 裁判所が、現在の株主が清算出資にかかる義務を果たすことができない

と判断した場合を除き、過去の株主は清算出資にかかる義務を負担しない。

- (iv) 有限責任株式会社の場合、現在又は過去の株主として負担する金額は、株式に関する未払い額（もしあれば）を超えない。
- (v) 有限責任保証会社の場合、清算時の会社の資産について負担する金額は引受額を超えない。
- (vi) 保険約款その他の契約において株主個人の責任を制限する規定、又は当該約款その他の契約に関して会社財産のみを責任財産とする規定は、本法のいかなる規定によっても無効とされるものではない。
- (vii) 配当、利益等に関する株主としての地位に基づく会社株主に対する支払義務は、会社の株主ではない債権者との間で債権回収の順位で問題となる場合には、会社の株主に対する債務とはみなされない。ただし、清算出資者間の権利の最終調整において考慮されうる。

- (b) 株式資本を有する有限責任株式会社の清算において、会社の各株主は、株主が清算中の会社の財産に供出する金額に加えて、保有する株式の未払い金の支払い義務を負う。

#### 294. 無限責任を負う取締役の責任

有限責任会社の清算手続において、現在及び過去を問わず、いかなる取締役であっても、その責任が本法又は当該会社の定款に基づき無限責任である場合、（仮に、当該取締役が株主である場合には、当該株主の清算出資義務に加えて）当該取締役が清算手続の当初より無限責任会社の株主であったときと同様に、追加清算出資を行う義務を負担する。ただし、以下に掲げる場合にはこの限りでない。

- (i) 過去の取締役のうち、清算手続の開始の1年以上前に取締役でなくなった者は、追加清算出資にかかる義務を負担しない。
- (ii) 過去の取締役のうち、取締役でなくなった後に生じた債務又は責任に関して、追加清算出資にかかる義務を負担しない。
- (iii) 裁判所が会社の債務又は責任及び清算手続に関する費用その他負担を果たすために清算出資が必要と判断する場合又は定款において別途定める



場合を除き、取締役は追加清算出資にかかる義務を負担しない。

**295. 清算出資者の責任の性質**

清算出資者の義務は、清算人によって請求された時点において支払う必要がある債務となる。

**296. 株主死亡の場合における清算出資者**

(a) 清算出資者が清算出資者リストに掲載される前後を問わず死亡した場合、清算出資者の法定代理人又は相続人は必要な手続に従い、当該清算出資義務の履行として、会社財産への清算出資にかかる義務を負担し、清算出資者となる。

(b) 当該法定代理人又は相続人が負担する金銭の支払を懈怠した場合、被相続人の財産管理のため動産又は不動産を問わず、また、両資産から当該金銭の支払を強制するか否かを問わず、必要な手続を取ることができる。

**297. 株主が支払不能の場合の清算出資者**

清算出資者が清算出資者リストに掲載される前後を問わず支払不能と判断された場合、以下のとおりとする。

(a) 清算出資者の破産管財人は、清算手続の目的のために当該清算出資者を代理するものとし、清算出資者となり、また、当該破産管財人は会社財産に清算出資すべき義務に関して支払不能者が負担する金銭について、支払不能者の財産により支払可能であることを証すること、又は法律に基づき当該財産より支払うことを許諾することが要求されうる。及び

(b) 支払不能者の財産に対し将来請求される及び既に請求された金額について、支払債務の見積額であると証することができる。

**裁判所による清算**

**298. 裁判所の決定により会社が清算される可能性のある状況**

以下の場合において会社は裁判所によって清算がなされる。

(a) 裁判所に清算される旨の株主総会特別決議がなされた場合

(b) 創立報告書を保管しなかった場合又は創立株主総会を開催しなかった場合

(c) 設立の日から1年間事業を行わない場合又は、1年間事業を停止している場合

- (d) 株主数が1を下回った場合
- (e) 債務を弁済できなくなった場合、又は
- (f) 裁判所が、会社が清算されるべきであるのと同内容の意見を有する場合。

#### 299. 会社が債務を弁済できないとみなされる場合

- (a) 本章において、会社は以下の場合には債務を弁済できないものとみなされる。
  - (i) 会社が単一の債権者に対して、総額 25 万チャット以上の債務を有する場合において、当該債権者が会社に対し、登記された支部又は業所において債権の全額弁済を請求したにもかかわらず弁済又は担保の提供又は債権者との間で合理的な満足に適う合意の形成を行わなかった場合
  - (ii) 会社の債権者のために裁判所の判決又は命令の執行がなされたにもかかわらず、債権の全部又は一部が不十分である場合、又は
  - (iii) 裁判所は、会社が債務を弁済できないことが証明された場合、会社が債務を弁済できるか否かを決定する際には、会社の偶発的債務及び予定債務を考慮しなければならない。
- (b) 前項 i 号の請求は代理人又は法律顧問により署名がなされた場合又は団体の代理人又は法律顧問若しくは株主が団体を代表して署名した場合には、債権者自身によりなされたものとみなされる。

#### 300. 下級裁判所への移送

裁判所が本法に基づいて会社の清算命令を出しそれが適切であると考え、以降の手続きを下級裁判所に委ねることができる。下級裁判所は、会社を清算する場合においては、本法での「裁判所」とみなされ、会社の清算についての管轄権及び前記の権限を有する。

#### 301. 清算手続きの移送

裁判所において清算手続きがなされている場合、裁判所が管轄権を有する他の裁判所においてより簡便に審理される可能性があるとして判断した場合、裁判所は当該他の裁判所に移送することができ、移送された場合には、当該他の裁判所が清算手続きを行う。

#### 302. 会社の清算申立てについての規定

本条に従って行われる裁判所に対する会社の清算手続きの申立ては、会社、偶発的債務及び予定債務の債権者を含む債権者、清算出資者その他第三者が、及びこれらの者と個別に又は共同して登記官が行う。ただし、

- (a) 清算出資者は、清算出資者である株式の一部が当初その者に割り当てられていたか、又は清算開始前 18 ヶ月間に少なくとも 6 ヶ月保有され又は、その者の名で登記されている場合若しくは前所有者の死亡により相続された場合を除き、会社の清算開始申立てをする権利を有さない。
- (b) 登記官は、会社の清算手続きについての嘆願書を提出する権利を有さない。
  - (i) ただし、貸借対照表において開示されている会社の財政状況又は第 271 条に基づき選任された検査官の報告書に基づき、会社が債務を支払うことができないと思われる場合、及び
  - (ii) 以前の連邦大臣の認可が嘆願書の提出に対し得られていない限り、当該認可は会社が最初に聴聞の機会が与えられていない限り与えられない
- (c) 創立報告書の提出又は創立総会の開催を怠った会社を清算する旨の申立ては、株主以外の者が行うことはできず、かつ創立総会が開催された最後の日の 14 日後以内に申し立てられなければ有効とならない。
- (d) 裁判所は、偶発的債権者又は予定債権者による会社を清算する旨の申立てがなされた場合、裁判所が合理的と考える費用の担保が提供され、かつ一応の決定がなされるまで、聴聞を行なってはならない。

### 303. 清算命令の有効性

会社を清算する旨の命令は、すべての債権者及び清算出資者の利益となるよう、債権者及び清算出資者が共同で申立てたものであるように扱う。

### 304. 裁判所による清算開始

裁判所による会社の清算は、清算開始申立てがなされた日から開始されたものとみなす。

### 305. 裁判所による差止め

本法に従い清算開始申立てがなされた後、清算命令が発される前まではいつでも、会社、債権者又は清算出資者の申立てに従い、裁判所は会社に対する訴訟や法的手続き

の実施を裁判所が適切であると考え条件の下で差し止めることができる。

### 306. 裁判所の聴聞権限

- (a) 聴聞の実施に際し裁判所は、費用の有無にかかわらずこれを却下するか、若しくは条件を付して又は無条件で延期するか、暫定命令を発するか、若しくはこれと同様にみなす他の命令を発することができるが、会社の資産がこれらの資産と同等又はそれ以上の金額の抵当権が設定されていること、又は会社に資産がないことのみを理由として清算命令を発することを拒むことはできない。
- (b) 創立報告書の提出又は創立総会の開催を怠ったことを理由に清算開始申立てがなされている場合、裁判所は当該提出又は開催を怠ったことにつき責任を負うべきであると裁判所が考える者に対して、費用を支払うよう命じることができる。
- (c) 裁判所が清算命令を発する場合において、同時に清算人が選任されている場合を除き、直ちに公的財産保全管理人に通知しなければならない。

### 307. 清算命令が発される場合の訴訟

清算命令が発され又は暫定清算人が選任される場合、会社に対する裁判その他の法的手続きは裁判所の許可又は裁判所が課すことのできる条件に従う場合を除き、実施又は開始できない。

### 308. 清算人が不在の場合

- (a) 本法の適用において、裁判所による会社の清算に関する限り、「公的財産保全管理人」は裁判所に所属する公式財産保全管理人を意味し、そのような公式財産保全管理人が存在しない場合には、官報に掲載する通知において連邦大臣が選任する者を指す。
- (b) 裁判所が清算命令を発する場合、公式財産保全管理人は公式清算人となり、裁判所の命令により解任されるまでは公式清算人として行動する。
- (c) 公式財産保全管理人は公式清算人として直ちに会社の書類、文書、資産を管理保管しなければならない。
- (d) 公式財産保全管理人は裁判所によって修正される報酬額を受領する権限を有する。

### 309. 登記官による清算命令の写しの保管

- (a) 清算命令の作成について、清算手続きの実施は申立人の義務であり、登記官に対し清算命令の写しを清算命令がなされた日から1ヶ月以内に提出することは当該会社の義務である。
- (b) 清算命令の写しの提出時に、登記官は会社に関連する帳簿にその旨を記載し、当該命令がなされたことを官報で公示しなければならない。
- (c) 当該命令は、会社の業務が継続される場合を除き、会社の従業員に対する解雇通知とみなされる。

### 310. 清算を中断する裁判所の権限

裁判所は清算命令の後いつでも、債権者又は清算出資者の申請により、清算に関連するすべての手続を留保すべきであると裁判所が認める証拠に基づいて、裁判所が適切と考える条件で、完全に又は限られた期間、命令の手続を中断させることができる。

### 311. 裁判所は、債権者又は清算出資者の要望を考慮してもよい

裁判所は、清算に関連する全ての事項に関して、十分な証拠により証明された債権者又は清算出資者の希望を考慮することができる。

## 公的清算人

### 312. 公的清算人の任命

- (a) 会社の清算手続き及び裁判所が課す義務を実行するため、裁判所は公的清算人又は公的清算人と呼ばれる公的財産管理人以外の者を任命することができる。
- (b) 裁判所は、嘆願書の提出後及び清算命令がなされる前にいつでも、当該任命を暫定的に行うことができるが、通知を省略することが適切であると考え記録する理由がない限り、当該任命を行う前に会社に通知しなければならない。
- (c) 複数人が公的清算人の職務に任命された場合、裁判所は公的清算人により行うことが要求され又は許可された本法に基づく行為が、全員又は単独又はその人々の中の複数人で行われるべきかどうかを宣言しなければならない。
- (d) 裁判所は、任命された公的清算人によって、何らかの担保を与えられるべきかどうかを決定することができる。
- (e) 公的清算人の行為は、任命後にわかる可能性のある欠陥にかかわらず、有効である

ものとする。ただし、本項のいずれも任命が有効でないことが判明した後は、公的清算人によってなされる行為の有効性を与えるものとみなされない。

(f) 財産管理人は、公的清算人の管理下にある資産について任命されてはならない。

### 313. 退職、解任、欠員の補充及び賠償

(a) 公的清算人は、辞職する又は正当な理由により裁判所によって解任されることがある。

(b) 裁判所によって任命された公的清算人の事務所の空席は、裁判所によって補充され、空席が埋まるまで公的財産管理人が公的清算人となり、公的清算人として行動するものとする。

(c) 裁判所の指示に応じて、割合又はその他の方法で、公的清算人に給与又は報酬が支払われるものとする。複数の清算人が任命された場合、当該報酬は裁判所が指示した割合で彼らの間で分配される。

### 314. 公的清算人

公的清算人は、個人名ではなく、任命された会社の公的清算人として記載されるものとする。

### 315. 清算人に提出されるべき供述書

(a) 裁判所が清算命令を発した又は公的清算人を暫定的に任命した場合、裁判所が命令を適切と考える限り、以下の事項が含まれる宣誓供述書により証明された会社の状況に関する公的清算人供述書を作成し、提出しなければならない。

(i) 現金残高及び銀行口座の残高を別途記載した会社の資産

(ii) 負債及び債務

(iii) 債権者の氏名、居住地及び職業、別途記載した担保付債務及び無担保債務額、担保付債務の場合担保の詳細、価値及び付与日、及び

(iv) 会社が有している債権、債務者の氏名、居住地及び職業、及び債務のうち弁済される可能性のある金額。

(b) かかる供述書には基準日における取締役の内 1 人以上の者及び基準日に会社書記役である者のいずれか、又は公的清算人が裁判所の指示に従い供述書を提出し、確認させることができるとされている以下に定める者が提出し、確認しなければならない

らない。

- (i) 会社の取締役又は役員であるか、又はあった者
- (ii) 基準日より1年以内のいつでも会社設立に参加した者。又は
- (iii) 会社の雇用者又は当該年内に会社の雇用者であったもので、かつ公的清算人が、必要な情報を提供することができると判断した者。

(c) またかかる供述書は、基準日から21日以内又は公的清算人又裁判所が特別の理由により指定した延長期間内に提出されなければならない。

(d) 本条で要求される陳述書及び宣誓供述書を作成しなければならない者は、場合によっては、公式の清算人としての陳述書及び宣誓供述書の作成及び作成に関連して発生した経費について、裁判所に上訴することを条件としての公式の清算人が合理的と考えるかぎり、会社の資産から支払わなければならない。

(e) 会社の債権者又は清算出資者であることを書面で述べている者は、合理的時期に写し又はそこから引用されたものに所定の手数料を支払って、本条に基づいて提出された供述書を検査するため、自己又は代理人により権利を与えられなければならない。

(f) 本条の目的において「基準日」とは、暫定的な清算人が選任された場合はその選任の日をいい、その任命がされない場合には清算命令の日をいう。

316. 正当な理由なく、故意に第315条の要件に違反した者は、100万チャットの罰金が科せられる。

317. 債権者又は清算出資者であると偽った者は、刑法182条違反となり、清算人又は破産管財人の申請に応じて、処罰されるものとする。

### 318. 清算人の報告書

(a) 清算命令が出された場合、公的清算人は、第315条に基づいて提出されるべき供述書の受領後、4か月以内(裁判所の許可があるときは命令から6か月以内)に、又は供述書提出が不要との命令の場合には命令後すみやかに、裁判所に対し以下の予備調査報告書を提出しなければならない。

- (i) 交付、出資、払込みされた資本の額及び資産と債務の推定額に関して、以下の資産の細目事項に分類されているもの

- (aa) 現金及び有価証券
  - (bb) 清算出資者からの債務
  - (cc) もしあれば、会社の債権及び入手可能な資産
  - (dd) 会社に属する動産及び不動産、及び
  - (ee) 未回収債権。
- (ii) 会社が倒産した場合、その原因について、及び
  - (iii) 会社の発起、設立、又は倒産に関連する事項、又はその業務の遂行に関して、公的清算人の意見として更なる調査が望ましいかどうか。
- (b) 公的清算人は、適切と考える場合、会社が設立や公的積算人の意見で、昇進や設立の際何らかの者により、又は取締役により、又は会社設立以来の会社に関係する会社の他の役員によって、不正行為が行われたか否か、そして裁判所の通知をすることが望ましいとする他の事を述べるさらなる報告をすることも許される。

### 319. 会社財産の管理

- (a) 公的清算人は、一時的に任命されたか否かにかかわらず、会社が行使可能な又は権利を有するとみなされるすべての不動産、動産、行使可能な請求を公的清算人の管理下に置くものとする。
- (b) 会社のすべての不動産及び動産は、会社の清算命令の日から、裁判所の管理下にあるものとみなされる。

### 320. 義務的清算にかかる検査委員会

- (a) 公的清算人は、会社の清算命令日から 1 か月以内に、清算人と行動を共にする検査委員を任命し、任命された場合、委員会の一員となるか否かを決定するという目的のため、会社債権者(会社の帳簿及び書類から確認されるとおり)の集会を招集しなければならない。
- (b) 公的清算人は、債権者集会の日から 7 日以内に、債権者の決定を考慮するため、そして変更を加えて、又は変更なしに同様のことを受諾するため、清算出資者の集会を招集するものとする。
- (c) 清算出資者が債権者全員の決定を受け入れることができない場合は、公的清算人は、検査委員会を置くべきか否か、もしそうであれば、委員会の構成方法、構成員の



選出についての指示を仰ぐため、裁判所に申請する義務を有する。

- (d) 本条に基づいて任命された検査委員は、12人以下の会社の債権者又は清算出資者、若しくは債権者又は清算出資者からの一般若しくは特別な委任状を持つ者で構成されるものとし、その割合は債権者集会及び清算出資者集会で合意され、それと異なる場合は、裁判所で決定される。
- (e) 検査委員会は、合理的な時期に公的清算人の口座を調査する権限を有する。
- (f) 委員会は随時任命、辞任についての委員会議を開くことができ、当該任命は最低ひと月に1回行われ、清算人若しくはいずれかの委員も必要に応じて、委員会議を招集しなければならない。
- (g) 委員会は、委員会議に出席する委員の過半数により決定することができるが、委員の過半数が出席しない限り決定することはできない。
- (h) 委員会委員は、その委員が署名し、清算人に提出された通知書によって辞任することができる。
- (i) 委員会委員が破産した場合、又は債権者と申し合わせた場合、債権者若しくは清算出資者の代表者となる委員の許可なく委員会議を5回引き続いて欠席した場合、その者の仕事はそこで直ちに欠員となる。
- (j) 委員会の委員は、目的を示した通知を少なくとも7日前に行うことで、債権者の代表であれば債権者集会、清算出資者の代表であれば清算出資者集会における通常の決議で解任することができる。
- (k) 委員会で欠員が生じた場合、清算人は必要に応じて、欠員を補充するために債権者は清算出資者の集会を直ちに招集し、当該集会の決議によって同じ者を再任若しくは他の債権者か清算出資者を任命することができる。
- (l) 継続的に委員を務めている者は、2人以上であれば、委員の欠員にかかわらず行動することができる。

### 321. 公的清算人の権限

公的清算人は、裁判所の承認のもと、以下のことを為す権限を有するものとする。

- (a) 会社の名の下に会社を代理して、訴訟、訴追、若しくはその他の民事若しくは刑事の法的手続きを起し又はこれに応訴すること。

- (b) 会社の清算を有益なものにするために必要な範囲内で事業を継続すること。
- (c) 公売若しくは契約により会社の不動産及び動産を売却し、その全部を若しくは区画に分けて個人又は会社に譲渡すること。
- (d) 会社に代わり、必要に応じ社印を使用する目的のためすべての証書、領収書及びその他の書類についてすべて実行及び執行すること。
- (e) 清算出資者が倒産した場合において、未払金額に関して、その財産に対して、立証、送達及び請求すること、また当該倒産から生じた債務とは別に、当該未払金額に関して、他の債権者と比例して当該清算手続において配当を受けること。
- (f) 会社を代表して、当該会社が通常の事業の一環として行う場合と同様のものとして、為替手形、小切手、又は約束手形を発行、受領、作成又は裏書すること。
- (g) 会社の資産を守るため、必要な資金を調達すること。
- (h) 清算人の名前において、死亡した清算出資者の遺産管理状を受け取ること、及び会社の名称において受領することができない場合に清算人の名前において清算出資者又はその相続財産から支払を受けるために必要な行為を行い、当該すべての場合において、清算人が行政書簡を受け取る又は金銭の払い戻しを可能にする目的を持つとし、清算人自身に支払義務が生じたものとみなされる。ただし、連邦会計検査院長官の権利、権限、又は特権に何らの影響を与えるものではない。
- (i) その他清算及び残余財産の分配に必要なすべての行為。

### 322. 公的清算人の指示及び公的清算人の法的支援のための規定

- (a) 裁判所は、命令によって公的清算人が裁判所の制裁又は干渉なしに上記の権限を行使できることを規定してもよい。そして、公的清算人が暫定的に任命された場合、その者を任命する命令によってその者の権限を制限することができる。
- (b) 公的清算人は、裁判所の承認とともに、裁判の前に公的清算人の義務の履行に際しそれを手助けする権限が与えられた弁護士を任命することができる。ただし、公的清算人が弁護士であった場合、その者は協力者が報酬なしで行動することに同意しない限り任命してはならない。

### 323. 集会の手続を含む帳簿をつけ、かつ、受領総額を裁判所に提出すべき清算人

- (a) 裁判所により清算中の会社の公的清算人は、所定の方法で、適切な帳簿をつけなけ

ればならず、その帳簿において、公的清算人が会議の手續や規定されるその他の事項の議事録を作成しなければならない。

債権者又は清算出資者は裁判所の監督に従って、個人的に又は代理人によって、そのような帳簿を検査することができる。

(b) すべての公的清算人は、規定された時期に、しかし清算人の在任期間中に毎年 2 回以上、清算人として領収と支払いをした口座を裁判所に提出しなければならない。

(c) 口座は所定の形式で作成され、もう 1 部作成され、所定の方法で宣言されることによって確かめられるものとする。

(d) 裁判所は口座を適切な方法で監査し、清算人は監査の目的のため、裁判所が要求する当該領収書及び情報を裁判所に提供し、裁判所はいつでも清算人により保管されてる帳簿又は口座を要求することができる。

(e) 口座が監査されたときは、その 1 部の写しを提出し裁判所により保管されなければならない、もう 1 部が提出のため登記官に届けられ、各写しは債権者又は利害関係がある者の検査のため開示されるものとする。

#### 324. 清算人の権限の行使及び規制

(a) 本法の規定に従い裁判所により清算される会社の公的清算人は、会社の資産の管理及び債権者間の分配において、検査委員会若しくは株主総会における清算出資者と債権者の決議決定を尊重するものとし、検査委員会による決定と矛盾した場合には、これに優先するものとする。

(b) 公式清算人は、意向を確認する目的で、債権者又は清算出資者の株主総会を招集することができ、出資額ないし債権額の 10 分の 1 の債権者又は清算出資者が決議により書面で招集を要求した場合には、これを招集しなければならない。

(c) 公式清算人は、解散に際して生じた特定の事項に関して、規定された方法で裁判所に申請することができる。

(d) この法律の規定に従い、公的清算人は、会社の資産の管理及び債権者間の分配に関して、清算人自身の裁量で判断しなければならない。

(e) 公的清算人の行為又は決定について不服が生じた場合、不服ある者は裁判所に申

し立てすることができ、裁判所は、当該行為及び決定を確認、改正又は変更することができる。

### 裁判所の通常の権限

#### 325. 清算出資者及び資産申請者のリストの確定

- (a) 清算命令がなされた後実行可能となり次第裁判所は、本法の遂行中に修正が求められる場合いつでも、株主登記を修正する権限を持ち清算出資者のリストを確定させなければならない。
- (b) 清算出資者のリストを確定する際、裁判所は自己の権利を有する者と他者の債務の代表者又は責任者である者を区別しなければならない。

#### 326. 財産の引渡しを要求する権限

裁判所は清算命令を出した後いつでも、清算出資者リストにおいて確定した出資金を受託者、受取人、銀行員、代理人、又は株主が清算人に支払う、引き渡す、放棄する、譲渡することを要求することができる。それに加えて裁判所が公的清算人に会社が本来の権利を有する全ての金銭、財産又は書類を裁判所が指示する期間内に引き渡すよう指示することができる。

#### 327. 出資者によって負債を支払う命令を発する権限

- (a) 裁判所は清算命令が発せられた後はいつでも、命令によって指示された方法で、出資者から又は出資者によって支払われる金銭を含まない出資者が会社の代表を務める者の資産から支払われるべきお金を支払うための出資者のリストを確定するときのために、命令を出資者に発することができる。
- (b) 無限責任会社の事案で、そのような命令をする際、裁判所は清算出資者が清算出資者のため又は清算出資者が独立した取引又は会社との契約によって、会社を代表する財産のため相殺することを許すことができる。しかし、それは配当又は利益に関して会社の役員として清算出資者に当然支払われるべきお金ではない。そして、裁判所は有限責任会社の事案で責任が限定されていない取締役又は取締役の財産に対して、手当のようなものを作ることができる。ただし、無限責任会社の事案か有限責任会社の事案かにかかわらず、全ての債権者は、全額支払われ、会社か

らの清算出資人かに関係なく、いかなる口座にも支払われた金額は、後続の要求に対して相殺することが清算出資者に許される。

### 328. 召喚する裁判所の権限

(a) 裁判所は清算命令を発した後いつでも、会社の資産が相応であることを確認する前後いずれかの時点で、会社の負債及び債務、費用、債権、清算費用、清算出資者の権利の調整が十分に必要と裁判所が考える金銭の支払いに関し、当面の間債務の範囲内で清算出資者のリストにまとめられ、清算出資者による支払いを命じることができる。

(b) 裁判所は、召喚する際に、一部の清算出資者が部分的に又は全体的に訪問できない可能性を考慮できる。

### 329. 銀行への支払い命令の権限

裁判所は、公的清算人に代わる予定された銀行にある公的清算人の口座に同額を支払うために会社に支払うべき寄与者、購入者その他の者に命令することができる。そして、そのような命令は、公的清算人に対する支払を指示したのと同じ方法で実施することができる。

### 330. 裁判所との口座の規制

裁判所によって清算されている会社の場合には、会社の清算人が口座を開設することができる銀行に支払われ、交付されたすべての金銭、請求書、小切手、紙幣その他の証券は、裁判所の命令に関して対象となるものとする。

### 331. 清算出資者の決定的証拠に対する命令

(a) 清算出資者に対する裁判所が発した命令は、(控訴権に従って) もしあれば、それによって支払い期限が到来したか、又は支払いを命じられた金銭が当然支払われるべき決定的な証拠となるものとする。

(b) 命令に記載されているその他すべての関連事項は、すべての人及びすべての手続において真実であるとみなされるものとする。

### 332. 証明が間に合っていない債権者を排除する権限

裁判所は、その時間内に債権者が自己の債務を証明する、又はそれらの負債が証明される前に、なされた分配利益から排除する期限を決めることができる。

**333. 清算出資者の権利の調整**

裁判所は清算出資者の権利を調整し、権利を有する者に利益を分配しなければならない。

**334. 費用命令の権限**

裁判所は、資産が負債を満たすには不十分である場合には、裁判所が考える優先順位で、清算に伴う費用、手数料及び費用の資産からの支払いを命令することができる。

**335. 会社の解散**

(a) 会社の業務が完全に終了した際、裁判所は会社が命令日に解散するよう命令することができ、会社はそれに応じて解散しなければならない。

(b) 命令がなされてから 15 日以内に公的清算人により登記官に報告され、登記官は会社の解散の議事録を作成しなければならない。

336. 公的清算人が第 335 条の要件を遵守しなかった場合、公的清算人は、40 万チャットの罰金が科せられる。

**裁判所の特別な権限**

**337. 会社財産を所有していると疑われる人物を召喚する権限**

(a) 清算命令が発せられた後、裁判所は、会社の財産を所有していると認識されている若しくは疑われている、又は会社に対して負債を負っていると思慮される役員若しくは人物、又は会社の取引、事務、若しくは財産に関して情報を与えることができると裁判所がみなす人物を召喚することができる。

(b) 裁判所は、上記事項に関して、口頭又は書面による尋問のいずれかにより、その者を誓約して審査することができ、その者の回答を書面に還元し、書面に署名するよう要求することができる。

(c) 裁判所は当該者に、会社に関する保護権又は権限に関する文書の作成を要求することができるが、作成された文書に対し優先権を主張する場合、当該作成は優先権を害することなく行われなければならない。加えて、裁判所は当該優先権に関連するすべての質問を決定するための管轄権を有するものとする。

(d) 財産の補償のための合理的な金額が差し出された後、裁判所による召喚時に、合法

的に出頭できない理由がないにもかかわらず裁判所に出頭することを当該者が拒んだ場合、裁判所は尋問のため当該者を拘束し、裁判所に勾引することができる。

338. 発起人、取締役等の公開審尋の命令権限

- (a) 裁判所による会社の解散命令が行われた際、公的清算人は清算人の意見において、会社の事業の振興又は創設のための詐欺行為が当該者、会社の創設以来関係する会社取締役又は役員により行われたと述べた場合、裁判所は申し出について審議した後、会社の事業の振興又は創設に何らかの役割を果たした又は当該行為を行った者を指名することができ、そのために裁判所に指名されたその他の取締役は指定された期日に出廷しなければならない。加えて、裁判所は会社の事業の振興、創設若しくは業務の遂行、又はその他の取締役の個人の行動及び取引について公に審査する。
- (b) 公的清算人は、審尋に参加しなければならない、審尋を代表して行うことが裁判所によって特別に授権されている場合には、裁判所に承認されている限り司法助手を雇うことができる。
- (c) いかなる債権者又は清算出資者も、個人で又は裁判所に出頭する権利を有する者を通じて、審尋に参加することができる。
- (d) 裁判所は、審尋された者に対し、適切と考える質問を行うことができる。
- (e) 審尋された者は、宣誓した上で審尋され、裁判所ができる質問又は裁判所が質問することを許した全ての質問について答えなければならない。
- (f) 本条に基づき審尋を命じられた者は、自身の費用で裁判所に出頭する権利を有する者を雇用することができ、裁判所による当該質問は当該者により与えられた答えを説明又は限定する目的であるとみなすことができる。ただし、当該者が裁判所の意見により行われた又は提案された審尋において潔白を証明できた場合、裁判所は適切と考える裁量内で当該費用を認めることができる。
- (g) 審尋の記録は書面にて記録され、審尋された者によって読まれ署名されなければならない、その後、当該者の民事訴訟において証拠として使用することができる。また、当該記録は、合理的な時期に、債権者又は清算出資者の審尋に供されなければならない。

- (h) 裁判所は、適切と考える場合には、随時審尋を延期することができる。
- (i) 本条に基づく審尋は、裁判所が指示し本代理の規則に従う場合は、裁判所又は裁判官、公的審判、指導者、登記官、副登記官、審尋の実施のため本条に基づき裁判の権限を持つ者の前で開催することができるが、費用は審尋前の人物の負担により実施され、開催することができる。

### 339. 出奔する清算人を逮捕する権限

裁判所は、清算命令発付の前後を問わずいつでも、清算人が請求に対する支払を避けるため若しくは会社の事務に関する尋問を避けるためにミャンマー連邦を出国又は移動又は財産を移転若しくは隠匿しようとしていると考えている原因の証拠となる場合、当該清算人を逮捕し、帳簿、書類及び動産を差押え、清算人及びそれら財産を裁判所が命じるまで安全に保持することができる。

### 340. その他の手続に関する例外

あらゆる請求又は金額の回収のため、裁判所に与えられた本法のいかなる権限も、会社の清算出資者、債務者、又はそれらの者の財産に対する手続を開始する既存の権限を制限することなく、それらの既存の権限に加えられる。

## 命令の執行及び抗議申立て

### 341. 命令の執行権限

本法に基づいて裁判所によってなされた全ての命令は、当該裁判所が訴訟手続き中になした、執行されるべき命令に従い、執行される。

### 342. 裁判所によってなされるよう任意の裁判所により執行される命令

会社の生産方法に関し裁判所により行われた命令は、ミャンマー連邦内で実施されなければならない。当該裁判所が置かれている場合を除き、会社の登記された事業所が他の場所に置かれている場合裁判所は当該会社に関する管轄権を有し、当該命令が同様の執行を要求する裁判所により行われた場合に関して同様の方法を取る。

### 343. 他の裁判所により執行される命令の扱い

ある裁判所によりなされた命令が他の裁判所によって執行されようとする場合、当該命令の認証済写しは、当該命令を執行するよう要求された裁判所の適切な役員に



提出されなければならない、当該写しが提出されたことは、当該命令がなされたことの十分な証拠となる。

その後、当該執行裁判所は、当該執行裁判所の命令を執行するのと同様の方法で、当該命令の執行のために必要な手続きを履践しなければならない。

#### 344. 命令に対する抗議申立て

会社の清算に関してなされた、又は与えられた命令又は決定に対する再審理及び抗議申立ては、同様の方法で行われ、同じ条件が適用され、抗議申立ての対象となりうる。

### 任意会社清算

#### 345. 任意清算の条件

会社は、以下のいずれかの場合に任意清算することができる。

- (a) 定款により定められた会社の存続期間が満了した場合、会社の清算について定款で定めた事象が発生した場合、又は会社に対して任意的に清算すべきことを要求する決議を株主総会において当該会社が承認した場合
- (b) 会社が任意清算される旨の特別決議を決議した場合
- (c) 債務が原因で会社が事業を継続することができず、清算することが賢明である旨の特別決議を決議した場合

また、「任意清算の決議」という表現は、本章において以後使用される場合、本条 a 項、b 項、又は c 項に基づき承認された決議を意味する。

#### 346. 任意清算の開始

任意清算の決議が可決した時点で、任意清算が開始されたものとみなされる。

#### 347. 会社の地位における任意清算の効果

清算が開始された場合、会社は、清算開始時点から、清算にとって有益となる場合を除き、その事業を中止するものとする。ただし、会社の権限は、仮に定款に反するものであっても、解散するまで継続するものとする。

#### 348. 任意清算の決議の通知

任意清算に関する特別決議の通知は 10 日以内にされるものとし、官報及び一般に流

通する日刊新聞に掲載される。

349. 仮に会社が第 348 条の要件を遵守しなかった場合、25 万チャットの罰金が科され、故意に履行を怠った場合、会社のすべての役員は同じ違約金を負担する。

### 350. 弁済能力の宣誓

- (a) 会社が任意的に清算されるよう提案された場合、会社の清算に関する決議が提案される株主総会の通知が送付される以前の日に開催された取締役会において、会社の取締役、2 名以上の取締役を有する会社の場合は取締役の過半数、又は 1 名のみの取締役の会社の場合には当該取締役は、会社の事務に関して完全に調査をし、その調査により、会社は清算手続が開始された日から 3 年を超えない期間内に、会社の債務を完全に支払う事ができるとの意見を形成した旨の宣誓供述書をもって確認された宣誓書を作成することができる。
- (b) かかる宣誓書は、会社の事務に関する監査役の報告書によって指示されなければならないが、本条 a 項に言及されている日以前に登記官に送達されない限り、本法の適用において効力を生じない。
- (c) 宣誓書が本条に従って作成され送達された場合の清算手続は、本法において「株主による任意清算」として扱われ、前述の方法によって作成されず送達されなかった場合の清算手続は、本法において「債権者による任意清算」として扱われる。

## 会社株主による任意清算

### 351. 会社株主による任意清算に適用される規定

第 352 条乃至第 357 条までに含まれる規定は、会社の株主による任意清算に関して適用される。

352. (a) 株主総会において会社は、会社の事務の清算及び財産の分配のために、複数の清算人を選任しなければならないが、また、清算人に支払う報酬を決定することができる。
- (b) 清算人が選任された時点で、取締役のいかなる権限も、株主総会において会社が承認したか、清算人が継続を承認した場合を除き、停止する。

### 353. 清算人の欠員を埋める権限

- (a) 死亡、辞任、その他の事情によって会社により選任された清算人の欠員が事務所に

において発生した場合、当該会社は債権者との取決めに従い、欠員を埋めることができる。

(b) 上記目的のため、株主総会はあらゆる清算出資者により、又は複数の清算人がいる場合には他の清算人によって招集することができる。

(c) 株主総会は、この法律若しくは定款によって規定されている方法で、若しくは清算出資者又は継続してその地位にある清算人による申請により、裁判所が決定する方法で行われるものとする。

#### 354. 会社財産の譲渡の対価として株式等を受領する清算人の権限

(a) 任意清算されることが提案され、又は任意清算手続中の会社において、その事業又は財産の全部又は一部を他の会社(本条において「譲受会社」という)に譲渡又は売却する場合、最初に示した会社(本条において「譲渡会社」という)の清算人は、特定の取決めに關して当該清算人又は他の授權者に対して包括的な授權を行う特別決議を得ることにより、譲渡会社の株主への分配を目的として、譲受会社の株式、保険証券又はその他の權益を受領することができる。また、当該清算人は、譲渡会社の株主が現金、株式、保険証券その他の權益を受領する代わりに、又はそれらに追加して、譲受会社の利益を受け、又はその他の利得を受ける取決めを行うことができる。

(b) 本条に従ってなされたいかなる売却又は債務整理も、譲渡会社の株主に対し拘束力を有する。

(c) 特別決議に賛成しない譲渡会社のいずれかの株主が、特別決議の成立から7日以内に清算人宛の書面による異議申立書を会社の登記事務所に提出した場合、当該株主は、清算人に対して決議の実行を棄権するか、又は合意により若しくは以後に規定する方法での仲裁により決定された価格において自らの權益を購入するよう要求することができる。

(d) 清算人が株主の權益の購入を選択した場合、購入費用は、会社が消滅する前に支払われなければならない、特別決議によって定められた方法で清算人によって調達されなければならない。

(e) 本条の適用において、任意清算又は清算人の選任に関する決議がなされる以前又

は同時に特別決議がなされたことを理由としては、特別決議は無効とならないが、会社の清算に関して 1 年以内に裁判所によって又は裁判所の監督に従って清算命令が発された場合、裁判所により承認されない限り、当該特別決議は無効となる。

- (f) 仲裁法の規定は、仲裁の本案に関して仲裁法の適用が制限される場合を除き、本条に基づく全ての仲裁に適用される。

### 355. 清算人による年度末株主総会の招集義務

清算手続が 1 年以上続く場合、清算人は、清算手続が開始された日から起算して初年度及びその後の各年度の末、又は年の終わりの日から 90 日以内の可能な限り早い時期に株主総会を招集しなければならない。株主総会において、前年度の行動、取引、清算手続の実施についての記録及び所定の書式に従った清算手続の状態に関する報告書を提出しなければならない。

356. 清算人が第 355 条を遵守しなかった場合、清算人は、50 万チャットの罰金が科せられる。

### 357. 最終株主総会及び解散

- (a) 会社の事務が完全に清算された後速やかに、清算人は、当該清算の実施方法及び会社財産の処分方法について示す清算手続の記録を作成しなければならない。その後、当該記録を株主総会に提出し説明を与えるために、会社の株主総会を招集しなければならない。

- (b) 当該株主総会は、時期、場所及び目的を特定した公告によって招集されなければならない。第 348 条に定められている方法に従い、株主総会開催日の少なくとも 28 日以上前に公表されなければならない。

- (c) 株主総会の日から 7 日以内に、清算人は当該記録の写しを登記官に対して送付し、登記官に対し株主総会の開催があった旨及び開催日について報告しなければならない。

ただし、株主総会の定足数に満たなかった場合、清算人は、上記報告に代えて、株主総会が正当に招集され、定足数が満たされなかった旨を報告しなければならない。かかる報告がなされた時点で、本項の規定は遵守されたものとみなされる。

- (d) 登記官は、当該記録及び本条 c 項に言及されている報告書のいずれかを受領した

場合、直ちにそれらの書類を記録しなければならず、報告書の登記時点から起算して3か月の期間の満了日に、会社は解散したものとみなされる。

ただし、清算人又は裁判所に出廷した利害関係人の申立により、裁判所は、会社の解散が効力を生じる日を裁判所が適切と考える時期まで延期する旨の命令を発することができる。

358. 当該記録の写しが送付されなかったか又は第357条c項に従って返還されなかった場合、清算人は、15万チャットの罰金が科せられる。

359. 第357条d項に基づく裁判所の命令を申立てた者は、命令の発付後21日以内に、登記官に対して命令の認証済み写しを提出する義務を負い、当該者がそうしなかった場合、15万チャットの罰金が科せられる。

### 債権者による任意清算

#### 360. 債権者による任意清算に適用される規定

第361条乃至第372条までに含まれる規定は、債権者による任意清算に関して適用される。

#### 361. 債権者集会

(a) 会社は、任意清算の決議が提案される株主総会の開催日又はその翌日に、債権者集会を招集しなければならず、債権者に対し、清算に関する当該株主総会の招集通知の送付と同時に、債権者集会の招集通知を送付しなければならない。

(b) 会社は、第348条に定められる方法に従い、債権者集会の招集通知を公告しなければならない。

(c) 会社の取締役は、以下の事項を行わなければならない。

(i) 会社債権者のリスト及び債権者の推定請求額とともに、会社の業務の状況に関する完全な報告書を債権者集会の前に作成し提出すること、及び

(ii) 取締役の中から、債権者集会において議事進行する者を1名選任すること。

(d) 債権者集会において議事進行するよう選任された取締役は、当該債権者集会に出席し、議事進行しなければならない。

(e) 任意清算に関する決議が提案される株主総会が延期され、延期された株式会社に

において決議が承認された場合、本条 a 項に従って開催された債権者集会において承認されたいかなる決議も、任意清算に関する決議の承認の直後に承認されたものと同様の効力を生じる。

362. 以下に掲げる違反がなされた場合、

(g) 会社による、第 361 条 a 項及び b 項の不遵守

(h) 取締役による、第 361 条 c 項の不遵守

(i) 取締役による、第 361 条 d 項の不遵守

会社及び取締役は 25 万チャットの罰金に処され、会社による違反の場合には、違反をした全ての役員は、同額の罰金が科せられる。

### 363. 清算人の選任

債権者及び会社は、第 361 条に言及されている債権者集会及び株主総会において、ある者を、事務の清算及び会社財産の分配を行う清算人となるべき者として指名することができ、債権者及び会社が異なる者を指名した場合、債権者により指名された者が清算人となり、債権者により指名された者がいない場合には、会社により指名された者が清算人となる。

ただし、異なる者が指名された場合において、取締役、役員又は債権者は、債権者による指名がなされた日から 7 日以内に、裁判所に対し、債権者により指名された者に代わって又はその者と共同で、会社により指名された者が清算人となる旨を指示する命令、又は債権者に指名された者に代わって別の者を清算人として選任する命令のいずれかを発するよう申立てることができる。

### 364. 検査委員会の選任

第 361 条に従って開催された債権者集会及び株主総会又はその後の債権者集会及び株主総会において、債権者は、適切と考える場合、5 名以下で構成される検査委員会を選任することができ、当該委員会が選任された場合、任意清算のための決議に関する株主総会が成立した時又は株主総会後の任意の時期において、会社は、債権者が適切と考える人数を、5 名を超えない範囲で、委員会委員として行動する者として選任することができる。

### 365. 清算人報酬の決定及び取締役の権限の停止

(a) 検査委員会又は検査委員会が存在しない場合には、債権者は、清算人に対して支払うべき報酬を確定することができ、当該報酬が決定されていない場合には、裁判所によって決定される。

(b) 清算人が選任された時点で、検査委員会又はそのような委員会が存在しない場合には、債権者が継続を承認する場合を除き、取締役の全ての権限は、停止する。

#### 366. 清算人の欠員を埋める権限

死亡、辞任、その他の事情によって清算人の欠員が事務所において発生した場合、清算人は、裁判所により又は裁判所の指示により選任された清算人が存在する場合を除き、欠員を埋めることができる。

#### 367. 第 354 条の債権者による任意清算への適用

第 354 条の規定は、株主による任意清算の場合と同様、債権者による任意清算の場合に適用される。ただし、第 354 条に基づく清算人の権限は、裁判所又は検査委員会の承認がある場合を除き、行使することができない。

#### 368. 清算人による年度末株主総会の招集義務

清算手続が 1 年以上続く場合、清算人は、清算手続が開始された日から起算して初年度及びその後の各年度の末、又は年の終わりの日から可能な限り早い時期に、株主総会及び債権者集会を招集しなければならない。株主総会において、前年度の行動、取引、清算手続の実施についての記録及び所定の書式に従った清算手続の状態に関する報告書を提出しなければならない。

369. 第 368 条を遵守しなかった場合、清算人は、50 万チャットの罰金が科せられる。

#### 370. 最終会議及び解散

(a) 会社の事務が完全に清算された後速やかに清算人は、当該清算の実施方法及び会社財産の処分方法について示す清算手続の記録を作成しなければならない。その後、当該記録を株主総会及び債権者集会に提出し説明を与えるために、会社の株主総会及び債権者集会を招集しなければならない。

(b) 当該株主総会及び債権者集会は、時期、場所及び目的を特定した公告によって招集されなければならない。第 348 条に定められている方法に従い、株主総会及び債権者集会開催日の少なくとも 28 日以上前に公表されなければならない。

- (c) 株主総会の日又は同日に株主総会が開催されない場合、その後に開催された株主総会から 7 日以内に、清算人は、当該記録の写しを登記官に対して送付し、登記官に対し株主総会の開催があった旨及び開催日について報告しなければならない。ただし、株主総会の定足数に満たなかった場合、清算人は、上記報告に代えて、株主総会が正当に招集され、定足数が満たされなかった旨を報告しなければならない、かかる報告がなされた時点で、本項の規定は遵守されたものとみなされる。
- (j) 登記官は、当該記録及び本条 c 項に言及されている報告書のいずれかを受領した場合、直ちにそれらの書類を記録しなければならない、報告書の登記時点から起算して 3 か月の期間の満了日に、会社は解散したものとみなされる。ただし、清算人又は裁判所に出廷した利害関係人の申立により、裁判所は、会社の解散が効力を生じる日を裁判所が適切と考える時期まで延期する旨の命令を発することができる。

371. 清算人は、第 370 条 c 項に従って口座の写しが送付されないか、又は返還が行われない場合、15 万チャットの罰金が科せられる。

372. 命令がなされてから 10 日以内に、その申請者が第 370 条 d 項に基づく裁判所の命令を受けた場合、登記命令の認証謄本を登記官に届出なければならない。その人がそうしなければ 15 万チャットの罰金が科せられる。

### 株主又は債権者の任意清算

#### 373. すべての任意清算に適用される規定

第 374 条乃至第 382 条に含まれる規定は、株主の清算か債権者の清算かにかかわらず、すべての任意清算に適用されるものとする。

#### 374. 会社の財産の分配

この法律の優先支払いの規定に従うことを条件として、会社の財産は、清算上、同等の負債を充足するように使用されなければならない、その使用を条件として、定款に別段の規定がない限り、会社財産は、会社における権利と利益に応じて株主に分配される。

#### 375. 任意清算における清算人の権限と義務



- (a) 清算人は以下のことができる。
- (i) 株主の任意清算の場合、会社の特別決議の承認で、及び債権者の自発的解散の場合、裁判所又は調査委員会のいずれかの承認により、清算人は、第321条 d 項、e 項、f 項及び h 項により与えられた権限を清算の際に行使すること。この下位区分によって与えられた権限の清算人による行使は、裁判所の支配の対象となり、あらゆる債権者と清算出資者は、裁判所にこれらの権限のあらゆる行使若しくは要求された行使について問い合わせることができる。
  - (ii) 本条 a 項 i 号に言及された承認を受けることなく、裁判所による清算の際に、会社法によって清算人に与えられた他の権限を行使すること。
  - (iii) 清算出資者のリストを定める本法の下、裁判所の権限を行使すること。そして、その清算出資者のリストは、清算出資者と呼ばれる人々の責任における一応の証拠となるものとする。
  - (iv) 呼び出しに係る裁判所の権限を行使すること。及び
  - (v) 特別決議による会社の承認を得るため、若しくは清算人が適切と考える他の目的のため株主総会を招集すること。
- (b) 清算人は、会社債務の支払い及び清算出資者の権利調整を行わなければならない。
- (c) 複数の清算人が選任されたときは、この法律により与えられた権限は、任命時に決定される 1 人若しくはそれ以上の者、又はそのような決定がなされないときは、少なくとも 2 人によって行使される。

**376. 任意解散における清算人の任命及び解任における裁判所の権限とその清算人任命の通知**

- (a) もし何らかの原因で清算人がいない場合、裁判所が清算人を任命する。
- (b) 裁判所は、理由を示して清算人を除名し、新たな清算人を任命することができる。
- (c) 清算人は、任命の日から 21 日以内に所定の形式による任命の通知を登記官にしなければならない。

377. 清算人が第 376 条の要件に違反した場合、清算人は 15 万チャットの罰金が科せられる。

### 378. 債権者を拘束する取決め

- (a) 清算しようとする又は清算手続中の会社とその債権者との間の取決めは、本条に定める抗議申立てに関する権利に従うことを条件として、特別決議による承認がなされた場合において当該会社に対して、また債権者の数及び債権額の4分の3による承認がなされた場合において債権者に対して、それぞれの効力が生じる。
- (b) 債権者又は清算出資者は、取り決めから 21 日以内に裁判所に不服を申し立てることができ、裁判所は、これを変更又は確定させることができる。

### 379. 裁判所への質問の決定又は権限行使の申立権限

- (a) 清算人又は清算出資者又は債権者は、裁判所に対し、会社の清算の際に生じた問題を終結させること、又は会社が裁判所によって清算中であれば、呼び出しの強制、手続き若しくはあらゆる事項の停止、裁判所が行使できるあらゆる権限の行使を申し立てることができる。
- (b) 清算人、債権者又は清算出資者は、清算の開始後の会社の財産に対する仮差押え、差押え、又は強制執行を停止する命令を求めて申立てを行うことができる。
- (c) かかる申請は、その会社の清算のための管轄を有する裁判所になされるものとする。
- (d) 裁判所は、問題の終結又は要求された権限の行使又は適用された命令の決定が有益であると認める場合、全体的又は部分的に裁判所が合理的と考える条件で申込みに応じることができる。裁判所が適切と考える申請に対する他の命令をすることができる。

### 380. 任意清算の費用

清算人の報酬を含む清算時に適切に発生するすべての費用、手数料及び経費は、担保付債権者の権利を除き、他のすべての債権より優先して会社の資産から支払うものとする。

### 381. 債権者と清算出資者の権利のための保護

裁判所による清算によって、債権者又は清算出資者の権利が妨げられてはならない。しかし、清算出資者による申請の場合には、裁判所は清算出資者の権利が任意清算によって害されることを認めなければならない。

**382. 任意清算の手続を採択する裁判所の権限**

会社が任意清算され、清算のため命令が裁判所によってなされる場合、裁判所が適切と考えるのであれば、裁判所は、同じ若しくは後続の命令によって、任意清算の手続きのすべて又はいずれかを採択することを定めることができる。

**裁判所の監督の対象となる清算**

**383. 監督の対象となる清算命令の権限**

特別決議による任意清算が可決された場合、裁判所は、清算出資者又は債権者の申立てによって、一般的に裁判所が適切と考える条件そして状況のもとで、債権者のそのような権利とともに、裁判所による監督下で任意清算を継続すべき旨の命令をすることができる。

**384. 監督の対象となる清算のための申立ての効果**

裁判所の監督下にある任意清算の継続の申立ては、管轄外の裁判所に管轄を与えるため、裁判所による清算の申立てとみなされる。

**385. 裁判所は債権者と清算出資者の要望を考慮することができる**

裁判所は、裁判所による清算と監督を条件とする清算のいずれにするかを決定する際、清算人の任命の際、その他の監督の対象となる清算に関する事項につき、十分な証拠によって証明された債権者又は清算出資者の要望を考慮することができる。

**386. 清算人を任命又は解任する裁判所の権限**

- (a) 監督を条件とした清算の命令がなされた場合、裁判所は同じ又は後続の命令によって、更に清算人を任命することができる。
- (b) 本条に基づき裁判所に任命された清算人は、同様の権限及び義務を有し、あらゆる点で会社により任命されたのと同様の地位に立つものとする。
- (c) 裁判所は、監督命令の下で裁判所に任命された清算人、又は引き続き務めている清算人を解任することができる。そして、その解任、死亡又は辞任により生じた欠員を補充することができる。

**387. 監督命令の効果**

- (a) 監督を条件とした清算のための命令がなされた場合、清算人は裁判所によって課

された制限を条件として、裁判所の許可若しくは介入なしに、会社が完全に任意清算している場合と同様の方法で、あらゆる権限を行使することができる。

- (b) 本条 a 項に規定されている場合、又は第 338 条の目的のためである場合を除いて、裁判所の検査を条件とした清算のための裁判所による命令は、全ての目的のため、訴訟や他の手続きの停止を含んで、裁判所による会社清算のための裁判所の命令とみなされ、召喚、清算人によってなされる召喚を実施する又は裁判所によって会社清算のための命令が発せられた場合に行使される全ての他の権限を行使する完全な権限を裁判所に与えるものとする。
- (c) それによって裁判所が行為、すべきこと又は公的清算人に賛成するよう指示する権限が与えられる規定を構築する際、「公的清算人」という表現は、裁判所の監督の対象となる清算を遂行する清算人を意味する。

## 附則

### 389. 清算後の譲渡の無効等及び各種の証明されるべき負債

- (a) 任意清算の場合、清算人に対する譲渡又は清算人によって承認されたものを除いて、清算会社の株式の譲渡及び会社の株主の地位の変更は、無効とされる。
- (b) 裁判所による清算又は裁判所の監督下にある場合、清算後になされた会社の財産（実行可能な請求を含む）のすべての処分、株式の譲渡、又は株主の地位の変更は、裁判所の別段の命令がない限り、無効とする。
- (c) 債務超過に関する本法の規定に従い申請がなされた債務超過会社の場合を除いた清算手続において、全ての偶発債務、会社に対する現在の債権、将来債権、確定債権、又は不確定債権は、不確実性を有する又は特定の額を明示できない理由を有する債務若しくは債権の額に関して、可能な限り公正な見積額を会社に対して証明されなければならない。

### 390. 破産した会社の清算における破産規則の適用

破産した会社の清算の際、担保付のそして無担保の債権者の各権利、立証可能な債権、破産判決を受けた人の財産に関する破産法の下で当時強制されていた年金の見積もり及び将来そして不確定の債務に関して、同じ規則が適用、遵守されるものとする。

そのような場合に、会社の資産からの配当を証明し、受け取る権利がある者は、清算に参加し、本条項の効果によりそれぞれ権利を有する会社に対して請求することができる。

### 391. 優先的支払い

- (a) 清算の際、全ての他の債権に優先して、以下のものが支払われるものとする。
- (i) 以下の第 391 条 e 項に記載されている日に会社から支払われた、そして、その日の前の 12 か月以内に支払われなければならない、政府又は地方自治体に支払われるべきすべての収益、税金、課税及び手数料
  - (ii) 当該日付の前の 2 か月以内に会社に対してなされた労務に関して、事務員又は使用人の全ての賃金又は給料
  - (iii) 当該日付の前の 2 か月以内に会社に対してなされた労務に関して、時給払いか出来高払いかにかかわらず、全ての労働者又は作業員の賃金
  - (iv) 会社の役員又は従業員の死亡又は障害に関して、労働者補償法又はその他の適用されうる法に基づいて支払われる補償
  - (v) 積立基金、年金基金、厚生年金基金、又は会社によって維持されている労働者の福祉のためのその他の基金から労働者に支払われるすべての金額、及び
  - (vi) 本法第 271 条 a 項 iii 号に従って行われた調査の費用。
- (b) 前述の債権は、
- (i) 資産がそれらを満たすのに不十分でない限り、同等の位置付けがされ、完全に支払われる、かつ、
  - (ii) 一般債権者に支払うことができる会社の資産が不十分である限り、会社によって作られた浮動担保による債券保有者の請求よりも優先し、その請求に含まれている、又はその対象となっている全ての財産から適宜支払われる。
- (c) 清算の費用及び経費に必要な金額の保持を条件として、前述の債権は、資産がそれらを満たすのに十分である限り、直ちに支払われるものとする。
- (d) 管理者又は他の人が、清算の日の前の 3 か月以内に会社の商品又は財に対し差押え

をしている又は差押えをした場合、本条による優先権が与えられた債権は、その商品や財に対する差押え又は売却代金に対する第一請求となるものとする。ただし、そのような請求の下支払われる金銭に関して、管理人又は他の人は、支払いがなされる者と同様の優先権を有するものとする。

(e) 本条で言及された上記の日付は、以下のとおりである。

(i) 以前に任意清算を開始していなかった強制的に清算をなす命令がなされた会社の場合は、清算命令の日、及び、

(ii) その他の場合には、清算の開始日

### 392. 財産の放棄

(a) 清算手続中の会社財産のいずれか一部が、不利な契約に基づく保有期間の負担を負う土地、株式又は証券、不採算な契約、又は当該財産の所有者が不利な契約の履行若しくは金銭の支払に拘束されることを理由として売却できない若しくは売却が容易でない財産である場合には、会社の清算人は、所有者が売却、財産の所有その他所有者としての権利を行使するよう努めていたとしても、裁判所の許可を得て及び本条の規定に従い、自署した書面により、清算手続の開始日から 12 か月又は裁判所によって許可された延長期間内の任意の時期に、当該財産を放棄することができる。

ただし、清算手続の開始日から 28 日以内に当該財産の存在を清算人が知らなかった場合、本条に基づく財産放棄の権限は、清算人が当該財産の存在を知った日から 12 か月又は裁判所によって許可された延長期間内の任意の時期に、行使することができる。

(b) 免責条項は、免責条項の日付から、会社の権利、利益、及び負債、及び会社の財産を免除された財産に関して決定するために働かなければならないが、会社及び会社の財産を責任から免除する目的で必要であるものを除いて、他の者の権利又は負債に影響を与えてはならない。

(c) 裁判所は、免責の許可を与える前又はそれを与えるや否や、利害関係を有する人に送られる通知を求め、許可を与える条件を課し、裁判所が適切と考える方法で他の命令を発することができる。

- (d) 清算人は、不動産に利害関係を持つ者が書面による申請をした場合、その者がその権利を放棄するか否かを決定するよう要求する場合には、本条に基づく財産を放棄する権利を有してはならない。そして、清算人は、申請の受領後 28 日以内に、又は裁判所の許可を得た更なる期間、免責許可を裁判所に申請しようとしていることを申請者に通知し、契約の場合において、清算人が上記のような申請の後に当該期間又はそれ以上の期間内に契約を放棄しなければ、会社はそれを採用したものとみなす。
- (e) 裁判所は、清算人に対して、会社と結んだ契約の責任に従う者の申請によって、契約の不履行のための損害賠償責任者のいずれか、又は裁判所が正当であると考えた者の契約を取消す命令を発することができる。そして、そのような人物に対する命令の下で支払われる損害賠償は、清算の際、債権としてその者自身によって証明されることができる。
- (f) 裁判所は放棄された財産に対する利益の主張、又は放棄された財産に関する本法により免責されない責任を負う者による申立てに基づき、当該者が適切であると考えられる場合財産の権利決定又は財産の引渡を資格を有する者に命令し、当該責任に対する補償又はその受託者として裁判所が正当と考える条件での権利確定命令によって財産を引き渡すべきであると思われる人の中で、当該目的のためのいかなる伝達又は譲渡なしに、その中で指名された人に応じて権利確定するものとする。
- (i) 会社が清算の開始時に当該不動産に関して貸借借対象となったものと同じ負債及び義務を負う、及び
- (ii) その日に貸借借契約がその人に譲渡された場合と同様の責任と義務を負うことになる。貸借借が権利確定命令に含まれる財産のみを構成していた場合、その期間に権利確定命令を受け入れることを拒否する抵当権者又は転貸借は、そのような条件で注文を受け入れることを希望する会社の下で請求する者がいない場合、裁判所は、責任を負う者の財産に会社の不動産上の利益を賃借人の契約条項を履行するため、会社が作成したすべての財産、争点及び利益から解放され、放棄されることを条件としてい

る。

- (g) 本条に基づく免責条項のため、損害を受けた者は、損賠額に対して会社の債権者であるとみなされるものとする。そして、その者はそれに従って、清算の際、債権額を証明することができる。

### 393. 詐欺的行為

- (a) 個人によって又は個人に対してなされた又は行われた場合、その支払不能が詐欺行為であるとみなされる財産に関する移転、商品に引渡し、支払い、執行その他の行為は、会社により又は会社に対して行われた場合、清算において、その債権者の詐欺的行為は、それに応じて無効とみなされる。
- (b) 本条の目的上、裁判所による清算の事案又は裁判所の監督下に置かれた場合の清算申請の提示及び任意清算の場合の清算のための決議は、個人の場合における破産行為に対応するとみなされるものとする。
- (c) すべての債権者の利益のために、会社がすべての財産を受託者に移転又は譲渡することは無効とする。

### 394. 特定の差押え、執行等の回避

- (a) いずれかの会社が裁判所による清算である又は裁判所の監督の対象となる場合には、財産又は所持品に対する裁判所の許可なしに行使される差押え、留置又は執行又は清算の開始後に会社財産についての裁判所の許可なしに保持された売上げは無効となるものとする。
- (b) 本条の規定は、政府の手続には適用されない。

### 395. 浮動担保の効果

会社が清算されている場合、引き受けている浮動担保又は清算開始の 3 か月以内に作られた会社財産は、会社が担保を作った後すぐに支払い能力があったことが証明されない限り、料金の発生時又はそれに引き続いて、またそれを考慮して、会社に支払った現金の金額と、その金額の利子を年率 5%で支払う場合を除き無効であるものとする。

### 396. 清算の一般的計画は許可されうる

- (a) 清算人は、会社が裁判所による清算中である、又は裁判所の監督に従っている場合、



裁判所の許可で、そして、任意清算においては会社の特別決議による承認で、以下のいずれか又はすべてを行うことができる。

- (i) いずれかの種類債権者に全額を支払うこと
- (ii) 会社が責任を負うことができる場合、債権者、債権者であることを主張する者、又は現在又は将来に請求権を有すると断言する者との間で和解又は取決めを行うこと
- (iii) すべての召喚及び債務を、債務をもたらす可能性のある召喚、債務及び負債、ならびに会社と拋出者、寄与者又は債務者又は人物との間に存続する特定の又は偶発的な、債務、債務、債務又は債務の払い戻しを保証するため、会社に責任を負わせること、及び資産の喪失又は会社の清算に関連するすべての質問を合意すること。訴え、そしてそれに関して完全な賠償を行うこと。

- (b) 本条の清算人の権限の清算人による行使は、裁判所の管理下にあるものとする。そして、債権者又は清算出資者は、これらの権限の行使又は要求されたこれらの権限の行使に関して、裁判所に申出ることができる。

### 397. 罪を犯した取締役等に対する賠償責任を課す裁判所の権限

- (a) 会社の清算手続中において、当該会社の設立又は発起を担当した者、現在又は過去の取締役又は清算人、その他会社の役員が会社の金銭又は財産に関して、横領、留保その他何等かの責任を負う場合、職権濫用を行った場合、又は会社に対する信認義務に違反した場合、裁判所は、清算人、債権者又は清算出資者の申立てにより、清算手続において清算人が選任された日、又は横領、留保、職権濫用若しくは信認義務違反の日のいずれか遅い日から 3 年間に於いて、発起人、取締役、清算人、又は役員の実行を検証し、当該者に対して、当該金銭若しくは財産、若しくは裁判所が公正と考える返還及び回復を求めることができる。

- (b) 本条は、刑事上の責任の有無にかかわらず、違反行為等を行った者に適用される。

### 398. 帳簿の改ざんに対する罰金

清算会社の取締役、役員又は清算出資者が帳簿、文書、又は有価証券を破壊、損傷、変更、改ざん、若しくは不正に隠匿した場合、又は第三者を欺くことを意図して、虚偽又

は不正に登記簿、会計帳簿その他会社の書類を作成又は作成しようとした場合、当該取締役、役員、又は清算出資者は、7年以下の懲役及び罰金が科せられる。

399. 罪を犯した取締役の訴追

- (a) 裁判所による清算中である又は裁判所の検査の対象であり、会社の元又は現在の取締役、他の役員、株主が刑事上責任を負う会社に関する違反の罪を犯したと思われる場合、裁判所は、清算に関する利害提携者の申立て又は裁量のどちらかで、清算人又はその者自身に違反者を訴追する又は登記官にそのことを任せることを指示できる。
- (b) 任意清算中の清算人にとって、会社の元又は現在の取締役、役員又は株主がその取締役、役員又は株主が刑事上責任を負う会社に関する違反の罪を犯したと思われる場合、清算人は、直ちにそのことを登記官に報告しなければならず、登記官が要求するように、質問に関連する清算人が所有する又は管理下にある情報又は書類について、登記官にそのような情報を与え、検査したり書類の写しをとる権利を与え、便宜を図らなければならない。
- (c) 本条 b 項に基づき登記官に報告がなされた場合、登記官は合理的と考えるなら、連邦大臣に更なる照会のためそのことを問い合わせることができる。そして、連邦大臣は、直ちにそのことを調査しなければならず、連邦大臣が目的に適うと考えるのであれば、裁判所に裁判所による清算の際、本法に規定されている会社の状況を調査する全ての権限に関与する会社に関する目的のため、連邦大臣によって指定された者に与える命令を申出ることができる。
- (d) 本条 b 項に基づく登記官への報告に基づき、登記官にとってその事例が登記官によって手続きが行われるべきものではないと思われる場合、登記官は清算人に適宜に情報を与えなければならず、そこで直ちに、裁判所の前の制裁に従い、清算人は違反者に対する手続きをとることができる。
- (e) 任意清算中、裁判所にとって、会社の元又は現在の取締役、他の役員、株主が前記のような罪を犯したと思われる場合、及びそのことに関する報告が登記官に対し清算人からなされていない場合、裁判所は、清算に関する利害提携者の申立て又は裁量により、清算人にそのような報告をすることを指示できる。そして、それに従っ

てなされる報告に基づき、本条の規定は、報告が本条 b 項の規定により遂行されたかのように効力を有するものとする。

- (f) 本条に基づいて登記官に報告される又は任される場合、登記官は罪に問われた者に書面で陳述する機会を与えなければならない。そして、登記官が、その事件は起訴されるべき事件であると判断した場合は、連邦司法長官府の助言を求めなければならない。そして、登記官がそのような助言を考慮して手続を行う場合、それは清算人の義務であり、会社の元及び現在のすべての役人及び代理人(手続において被告以外)は、その者が合理的に与えることができる訴追に関連してすべての援助を行う義務を負うものとする。

本条の目的上、会社に関して「代理人」という表現は、会社の銀行業者又は法律顧問、及び会社の役員であるか否かを問わず、監査人として会社に雇用されている人物を含むものとみなされる。

- (g) いずれかの者が本条 f 項で求められている方法で協力しない又は無視した場合、裁判所は、登記官の申出で、その者に本条 f 項に従うよう指示することができる。そして、そのような申出が清算人に対してなされた場合、裁判所は従わなかったこと又は無視したことが、清算人がそうすることを可能とする十分な会社資産が、清算人の管理下になかったためであると思われたい限り、申請費用を清算人が個人的に支払うべきことを指示することができる。

#### 400. 虚偽の証拠に対する罪

ある者が本法に基づく宣誓下における尋問、宣誓書、証言録取書又は厳粛な確約において、清算手続において又は清算手続に関して、意図的に虚偽の証拠を提供した場合、当該者は 7 年以下の懲役及び罰金が科せられる。

#### 401. 刑罰規定

- (a) 裁判所の監督による、裁判所の監督のもとで若しくは自主的か、若しくはその後の裁判所による清算命令若しくはその後の自主的清算決議の可決によるかにかかわらず、清算手続中に違反行為が実行されたときの会社の現在又は過去の取締役又はその他の役員が、以下のいずれかの事由に該当する場合、当該役員は後述の同条 a 項 xiii 号、xiv 号及び xv 号に該当する場合 5 年以下の懲役に、またその他の

事由に該当する場合には2年以下の懲役に科せられる。

- (i) 最大限知り、信じる限りにおいて、会社の動産、不動産その他の資産に関して、会社がその全部又は一部を処分したことに関し、その処分方法、処分先、対価の種類及び処分の時期について、清算人に対して、完全かつ真実の内容を開示しない場合
- (ii) 第三者の管理又は制御下にある会社の動産及び不動産について、清算人に対して、引き渡さない場合、又は清算人の指示に従い、法律上引渡しが必要となる者が清算人に引き渡さない場合
- (iii) 第三者の管理又は制御下にある会社に帰属する帳簿その他の文書に関して、清算人に対して引き渡さない場合、又は清算人の指示に従い法律上引渡しが必要となる者が清算人に引き渡さない場合
- (iv) 清算開始前12か月以内又は清算開始移行において、会社の財産のいずれかの部分について、また、会社が有する債権又は会社が負担する債務について隠匿した場合
- (v) 清算開始前12か月以内又は清算開始移行において、詐欺的に会社の財産のいずれかの部分を持ち去った場合
- (vi) 会社の状況に関する供述書において重要な部分を欠落させた場合
- (vii) 清算手続において、不正な債権が第三者により示されたものと知りながら又は信じながら、その旨を1か月以内に清算人に対して報告することを懈怠した場合
- (viii) 清算開始後、財産又は会社の業務に影響する又は関連する帳簿又は書類の提出を防ぐ場合
- (ix) 清算の開始前12か月以内又は清算開始以降において、会社の財産又は状況に影響を与える又はそれらに関する帳簿又は書類を隠匿、破壊、損壊、若しくは偽造を行った場合、又はそれらへ関与した場合
- (x) 清算の開始前12か月以内又は清算開始以降において、会社の財産又は状況に影響を与える又はそれらに関する帳簿又は書類への虚偽の記載又はそれらへ関与した場合

- (xi) 清算開始前 12 か月以内又は清算開始以降において、会社の財産又は状況に影響を与える又はそれらに関する書類の詐欺的な処分若しくは変更し又は欠落させた場合、又はそれらへ関与した場合
- (xii) 清算の開始後又は清算開始前 12 か月以内の会社の債権者集会において、架空の損失又は費用によって、会社の財産のいかなる部分をも利用しようとした場合
- (xiii) 清算の開始前 12 か月以内又は清算開始以降において、虚偽の表明又は他の欺罔行為により、会社のために又は会社を代表して、会社はその代金の支払いを行わないにもかかわらず、買い掛けにて何らかの財産を取得した場合
- (xiv) 清算の開始前 12 か月以内又は清算開始以降において、会社が事業を行っているものと虚偽に見せかけて、会社のために又は会社を代表して、会社はその代金の支払いを行わないにもかかわらず、買い掛けにて何らかの財産を取得した場合
- (xv) 清算の開始前 12 か月以内又は清算開始以降において、会社が買い掛けに手取得しかつその代金の支払を行っていない会社の財産に関する質入れ、質権設定、又はその他の処分を行った場合(ただし、当該質入れ、質権設定、その他の処分行為が会社の通常の事業として行われる場合を除く)、又は
- (xvi) 会社の状況又は清算手続に荷担して債権者からの同意又は合意を取得することを目的として、虚偽の表明又はその他の欺罔行為を行った場合

ただし、被疑者に欺罔する意図がない場合には、後述の ii 号、iii 号、iv 号、vi 号、xiv 号及び xv 号の違反に対する抗弁となり、また、会社の状況を隠匿し、法を侵害する意図がない場合には、後述の i 号、viii 号、ix 号及び x 号の違反に対する抗弁となる。

- (b) 当該質入れ、質権又はその他の処分に関して、本条 a 項 xv 号の事情を認識のうえ、会社の財産を質入れ、質権その他の処分により取得した者は、3 年以下の懲役に科せられる。

#### 402. 債権者又は清算出資者の希望を確認するための集会

- (a) 債権者又は清算出資者の要請に応じて、裁判所は適切と考える場合、債権者集会又は清算出資者集会の招集及び開催に関する指令を発することができ、また議長となり、裁判所への結果の報告を行う者を選任することができる。
- (b) 債権者による要請については、各債権者の債権額を考慮しなければならない。
- (c) 清算出資者による要請については、本法、定款、又は株式の内容に従い、清算出資者が有する議決権の数を考慮する。

#### 403. 証拠となる会社の書類

会社が清算中である場合、会社及び清算人の全ての書類は、清算出資者間において、当該書類に記載されている事項が真実であるものとして、一応の証拠となる。

#### 404. 書類の検査

裁判所の監督による又は従った清算命令後、裁判所は適切と判断した場合、債権者及び清算出資者による書類の検査のための命令を発することができる。そして、会社が所有している書類は、適宜、債権者又は清算出資者によって検査されるが、それ以上のことや他のことはできない。

#### 405. 会社の書類の処分

- (a) 会社が清算し、解散しようとしている場合、会社及び清算人の書類は以下のとおり処分される。
  - (i) 裁判所の監督による又は従った清算の場合、裁判所の指示による方法で、又は
  - (ii) 任意清算の場合、特別決議による方法で。
- (b) 会社の解散から 3 年後が経過すると、会社又は清算人、若しくは書類の管理を委託されている者は、理由によって、責任を負わない。

#### 406. 会社の解散を宣言する裁判所の権限

会社が清算された場合であっても、裁判所は、当該解散の日から 2 年以内であれば、当該会社の清算人又はその他の利害関係人の申請によって、裁判所が適切と判断する条件により、当該解散が無効であったものとする命令を発することができる。

- 407. 第 406 条に基づく命令を申請した者は、当該命令の発行後 21 日以内に当該命令の認証済み写しを登記官に届出なければならない、かかる届出を懈怠した場合、25 万チャッ

トの罰金が科せられる。

#### 408. 停止中の清算に関する情報

(a) 会社が解散され清算が開始後 1 年以内に終了しない場合、清算人は、年に 1 回 12 か月を超えない間隔で、終了まで、清算手続き及び立場に関連する陳述書を所定の様式で裁判所に提出しなければならない、又は登記官へ提出することができる。

(b) 会社の債権者又は清算出資者であると書面にて主張する者は、自ら又は代理人を介して、合理的な時間において、所定の費用を支払うことにより、供述書を閲覧又は謄写することができる。ただし、偽って自らを債権者又は清算出資者であると主張した者は、刑法第 182 条の犯罪を構成するものとし、清算人の申請により、刑罰が科せられる。

(c) その陳述書が裁判所に提出されたときは、その写しは同時に登記官に提出されなければならない、会社の他の記録と共に登記官によって保管されるものとする

409. もし清算人が第 408 条の要求に従わなかった場合は、25 万チャットの罰金が科せられる。

#### 410. 銀行に対する清算人の支払い

(a) 裁判所による清算手続中の会社の清算人は、規定された方法、時に、受領した金銭を予定された銀行に払わなければならない。ただし、裁判所が会社の事業を遂行する又は前進させる目的、又は清算人が他の銀行口座を持つことが、債権者や清算出資者の利益となると考える他の理由があると確信した場合は、裁判所は、清算人が裁判所が選択する他の銀行への支払い又は引出しを行うことを清算人に認めることができ、それらの支払は所定の方法で行われるものとする。

(b) 当該清算人が、10 日間以上 25 万チャットを超える額を保持している場合、又は裁判所が清算人の保持を許可できる額を超える場合、保持を説明しない限り清算人は裁判所の満足のため毎年 20%の率で超過分の保持金額のの利息を支払うものとし、裁判所が適切と考える清算人の報酬の全部又は一部を却下する義務を負い、裁判所により役員を解任された者は不履行を理由に偶然生じた費用を支払う責任を負うものとする。

(c) 清算手続中の会社の清算人は、特別の銀行口座を開設し、清算人として受領する金

銭を当該口座に払い込まなければならない。

#### 411. 宣誓供述書が宣誓される前の裁判所又は人

- (a) その規定の下又は本編の目的のために宣誓されることが求められるあらゆる宣誓供述書は、ミャンマー連邦内又はその他の場所において、法廷、裁判官又は適法に宣誓供述書を受諾する又は受領する権限が与えられた者の前で、宣誓されなければならない。また、ミャンマー連邦の外においては、ミャンマー連邦の領事、副領事又は大使の前で宣誓されなければならない。
- (b) 全ての法廷、裁判官、最高裁判所裁判官、司法官、委員<sup>13</sup>若しくはミャンマー連邦内で司法上の行動をする者は、法廷、裁判官、領事、副領事若しくは大使の印鑑、証印若しくは署名が添付、添加若しくは認証された宣誓供述書又はその他本章において使用される文書を、法的に認めなければならない。

#### 412. 最高裁判所の細則作成権限

- (a) 最高裁判所は随時、本法及び民事訴訟法に準拠し、当該裁判所及びそれに従属する裁判所で会社の清算に関する必要な手続き方法に関する細則を作成することができ、本法第 287 条の下で手続きに関係する株主総会及び債権者集会を開き株主及び債権者双方の任意清算を行い、本法の規定に基づき裁判所に対し行われたすべての申立における一般的な事柄について、本法の規定に基づき会社の清算に関連するすべての事項に関して提供される細則を作成しなければならない。
- (b) 前述の権限の一般性を害することなく、最高裁判所は、以下の事項に関し本法により裁判所に与えられまた課せられた権限及び責務を当該細則により可能に又は要求することができ、裁判所の権限及び責務、裁判所の管理について公的清算人により行使又は遂行される。
- (i) 債権者及び清算出資者の希望を確認するため会議を開催し、実施すること
  - (ii) 清算出資者のリストをまとめ、必要に応じ役員の登記を修正し資産の収集及び適用を行うこと
  - (iii) 清算人に財産の引渡又は文書を要求すること

---

<sup>13</sup> なんの委員会であるかは不明である。



- (iv) 招集を行うこと
- (v) 債務及び請求が証明される期間を固定すること。ただし、公的清算人は裁判所の特別な許可なく役員登記を修正及び招集を行ってはならない。

## 第 27 章

### 未登記会社の清算に関する事項

#### 413. 未登記会社の清算

- (a) 本章の適用において、「未登記会社」とは、本法に基づいて登記された会社を含まないが、他の適用ある法に基づいて設立されたあらゆる法人、組合、団体又は事業体を含む。
- (b) 本編及び他の適用ある法に従い、いかなる未登記会社も本法に基づいて清算することができ、清算に関する本法の全ての規定は、以下にかかる例外及び追加事項を除き未登記会社に適用される。
  - (i) ミャンマー連邦において会社の事業の主たる場所は、会社の登記事務所とみなされる。
  - (ii) 未登記会社は、任意的に又は裁判所の監督の下では清算されない。
  - (iii) 未登記会社が清算される場合は以下のとおりである。
    - (aa) 未登記会社が解散したか、事業を営むことを停止、又は会社の事務を清算するためだけに事業を営んでいる場合、又は
    - (bb) 未登記会社が負債を支払えない場合、又は
    - (cc) 未登記会社が清算することが正当で公平に資すると裁判所が考える場合、及び
  - (iv) 未登記会社は、本法の適用において、以下の場合に、負債を支払えないものとみなされる。
    - (aa) 未登記会社が単一の債権者に対して、総額 25 万チャット以上の債務を有する場合において、当該債権者が未登記会社に対し、会社の主たる事業の場所に赴くか、会社の取締役又は役員に請求書を送達するか、又は裁判所が承認若しくは指示した方法で請求することにより、債権

の全額の弁済を請求したにもかかわらず、当該請求の日から 21 日経った後も、当該会社が弁済又は担保の提供又は債権者との間で合理的な満足に適う合意の形成を行わなかった場合

(bb) 訴訟又はその他の法的手続きが債権又は原因の要求、原因となる請求について、又は未登記会社、役員性格上、訴訟又はその他の法的手続きの書面による通知が未登記会社に対して、その主要な事業所で行われるか、取締役又は未登記の会社の役員に行われるか、あるいは裁判所が指示又は承認する方法で行うことができる。未登記会社は通知の送達後 10 日以内に、債務又は要求に対する利子の支払い、担保又は複利、又は訴訟又はその他の訴訟手続を継続することを承認又は指示し、訴訟その他の法的手続き、及びその理由により被った費用、損害及び費用に対しては、合理的な十分な補償を行わなければならない。

(cc) 未登記会社、その役員、未登記会社に代わり被告として訴訟を起こすことを認められた者に対して裁判所から下された債権者に有利な判決又は命令に基づく執行又は他の手続きが十分とはみなされない場合、及び

(dd) その他未登記会社が負債を支払うことができないと裁判所が認識していることが判明した場合。

(c) 本編のいかなる規定も、清算手続中又は本法によって廃止された法律に基づき会社若しくは未登記会社として清算手続中の法人、組合、団体若しくは未登記会社に適用されるあらゆる法律の適用に影響を与えない。

ただし、廃止された制定法における条項は、本法の対応する条項（もしあれば）への言及として読むものとする場合を除く。

#### 414. 未登記会社の清算における清算出資者

(a) 未登記会社が清算手続中の場合、当該会社の負債又は債務、会社の株主の権利の調整に関する金額、又は当該会社の清算の費用及び手数料を支払うか又は支払に出資する責任を負う全ての者は清算出資者とみなされ、全ての清算出資者は、前述の

債務に関する全ての金額について未登記会社の財産に出資しなければならない。

- (b) 清算出資者が死亡したか又は破産決定を受けた場合、本法の規定は、死亡した清算出資者の法定代理人、相続人及び破産清算出資者の譲受人について、適用される。

#### 415. 手続の中断又は中止

清算が申立てられた後、清算命令が出される前に、会社に対し、訴訟及び法的手続を中断及び中止することに関しての本法の規定は、未登記の会社の事案において、債権者による中断又は中止の申立てがあった場合の訴訟や法的手続にも及ぶ。

#### 416. 清算命令を猶予された訴訟

未登記会社の清算のために命令が発せられた場合、未登記会社の負債に関しては、裁判所の許可がある場合を除き、裁判所が課した条件に従って、未登記会社の清算出資者に反して、訴訟又は他の法的手続を進める又は開始されてはならない。

#### 417. 特定の事案における財産に関する指示

未登記会社が同名義で訴訟する若しくは訴訟される権限がない場合、若しくは何らかの理由でそれが生じた場合、裁判所は清算命令若しくはその後の命令により、財産、動産又は不動産から生じるすべての利益及び権利、並びに、義務及び権利を含む未登記会社又はその受託者に帰属するすべての又は一部の財産、動産又は不動産を公的清算人に付与することができ、かつ、命令により特定された財産若しくはそれらの一部もそれに従い付与される。裁判所によりそのような賠償（もしあれば）が付与された後、公的清算人は、当該財産に関連する訴訟又はその他の法的手続きについて公的清算人自身で提訴若しくは応訴でき、若しくは効果的な未登記会社の清算及びその財産の回復のために必要な提訴若しくは応訴を行うことができる。

#### 418. 本編の追加的規定

未登記会社に関する本編の規定は、裁判所による会社清算を含む本法の上記規定に加えて、そしてその制限なしに存在するものとする。そして、裁判所又は公的清算人は、本法に基づいて設立又は登記された会社を清算する際、裁判所又は公的清算人によって行使又は行動される未登記会社の場合、あらゆる権限又は行動を行使することができる。しかし、未登記会社は、清算される場合を除いて、本法に基づいて会社であるとみなされ、本編で規定されている範囲でのみ適用される。

## 第 6 編

### 登記官、登記所、文書の登記、検査権限及び手数料

#### 第 28 章

#### 登記官、登記所、文書の登記、検査権限及び手数料若しくは登記簿からの会社の削除

##### 419. 登記官

- (a) 本法の施行時点においては、投資企業管理局及び任意の後継機関が登記官としての権限を有し、その機能及び義務を履行するものとする。
- (b) 登記官は、本法その他適用ある法に随時定められている権限、機能及び義務を有し、それらの履行に必要な又はこれと関連し若しくは付随する全てのことを行う権限を有する。
- (c) 連邦大臣は、登記官に対して、その権限、機能及び及び義務の履行につき指示を与えることができる。
- (d) 本条 a 項から c 項を制限することなく、登記官は本条の運用につき、一般的又は具体的な手引きを発行する権限を有する。
- (e) 投資企業管理局が登記官である限り、投資企業管理局長又は名称にかかわらず同等の官職は、委任権限も含めて登記官としての権限を行使し職務を遂行することができ、それらを局長の監督する投資企業管理局又はその他の後継機関の他の職員若しくは従業員に委任することができる。
- (f) 同条は、適用ある法の下、他の方法により登記官が選任され、又は、登記官の権限が委任されることを妨げない。

##### 420. 登記所

- (a) 本法に基づく会社の登記のため、連邦大臣が適切と考える場所に登記所が設けられるものとし、いかなる会社も登記所以外で登記してはならない。
- (b) 連邦大臣は、会社の登記に必要な又は関連する文書の認証のために印章を作成することを指示することができる。

#### 421. 登記と記録の維持及び調査

- (a) 登記官は本法に基づいて維持されることが必要とされる登記及び本法に基づいて届出が必要とされる記録を作成、保管、及び維持しなければならない。
- (b) 登記官は、同条 a 項の義務を適切と考える方法によって履行しなければならず、その履行の方法には、記録及び登記の電子的認証、提出、届出、保管及び維持のための、また、本法に基づいて登記可能な全ての事業体と通信するための制度及び手続を創設することが含まれる。
- (c) 登記官による文書の登記又は登記の拒絶によって、当該文書の有効性若しくは正確性又はそれに含まれる情報に影響を与え又は推定を付与するものではない。また、この規定は同条 a 項を害することもない。
- (d) 連邦大臣は、他の関連規定を制限することなく、特に文書の電子登記及び登記官と本法に基づいて登記された事業体の間での電子的通信に係る制度の開発に関する、本条 a 項及び b 項で考慮される事項に影響を与えるために必要又は便利な規則、細則、命令又は告示を制定することができる。これには、本法に基づいて登記された法人の再登記を求める又は電子登記の操作に関連して支払われる手数料は、電子的でない手段によって行われる同様の登記行為の場合と、規定されている手数料が異なる場合があるため、それに関する指示が含まれる。
- (e) 全ての者は、連邦大臣が定める費用の支払により、登記官が保管する登記及び記録を検査することができる。
- (f) 全ての者は、全ての会社の設立証明、又は本法に基づき登記官に届出がなされ会社の記録とともに保管されることが要求されるその他のすべての文書又はその一部の写し若しくは抄本につき、連邦大臣が定める費用を支払うことによって、登記官による認証を求めることができる。
- (g) 明らかな誤りがある場合又は第 422 条及び第 423 条の修正手続の対象となる場合を除き、同条 f 項に基づき登記官が認定し発行した文書は、全ての手続において原本と同じ有効性を持つ証拠として認められる。

#### 422. 登記の補正又は訂正

- (a) 登記官は以下のことを行うことができる。

- (i) 登記簿に間違った情報が入力され、又は省略されたことを登記官が確信した場合、本法に基づき登記官が維持する登記を補正すること。又は
  - (ii) 登記官による誤記により何らかの事項が誤って登記に含まれていると登記官が認めた場合は、登記官が当該事項を訂正すること。又は
  - (iii) 会社による誤記により、何らかの事項が誤って会社に維持されている登記簿に含まれていると登記官が認め、かつ、かかる誤記の訂正がいかなる者にも不利益にならない可能性が高い場合には、いずれかの者の申請により、会社との協議後、当該会社に対してその維持する登記簿における当該事項の訂正を命ずることができる。
- (b) 登記官は、同条 a 項 i 号に基づき登記を補正する前に、以下の各事項を行わなければならない。
- (i) 当該会社に対し、当該会社に関連して当該登記を補正する申請がなされた旨(当該申請の詳細を含む。)を書面により通知すること
  - (ii) 抵当権又は担保権の登記に関連して申請がなされた場合、当該抵当権者又は担保権者に対し、当該会社に関連して当該登記を補正する申請がなされた旨を書面により通知すること、及び
  - (iii) 以下の事項を記載した公示を行うこと
    - (aa) 当該申請者の名称
    - (bb) 当該会社の商号
    - (cc) 要求されている当該登記になされる変更の理由及び詳細、及び
    - (dd) 提案された補正に対する書面による異議が登記官に提出されるべき日。ただし、その日は通知の日から 28 日以後でなければならない。
- (c) いかなる者も同条 b 項 iii 号 dd で特定された日より前に、提案された登記の補正に対して書面による異議を提出することができ、当該登記官は申請者に対して当該異議の写しを渡さなければならない。
- (d) 登記官は、特定された日までに提案された補正について書面による異議を受領した場合には、当該異議が撤回されたと判断しない限り、同条 a 項に従って当該登記を補正してはならない。

#### 423. 裁判所の権限

- (a) 第 422 条 c 項に基づき登記官が提案された補正に対する異議を受領した場合、当該登記の申請者は、裁判所に対して補正命令を申請することができる。
- (b) 同条 a 項に基づき命令の申請が行われた場合には、
  - (i) 申請者は、可能な限り早く当該申請に係る通知を登記官に送達しなければならず、かつ
  - (ii) 登記官は当該申請に関し出廷し尋問を受けることができる。
- (c) 同条 a 項に基づき申請がなされた場合、裁判所が当該登記につき何らかの情報が誤って含まれ又は含まれなかったと判断した場合には、裁判所は、登記を補正するよう命ずることができる。

#### 424. 登記官に提出されるべき文書の書式

- (a) 本法において所定の書式にて登記官への提出が必要とされる文書は、以下の書式であることを要する。
  - (i) 書式が本法に基づく規則、細則又は告示にて定められている場合、以下の要件を具備することが必要である。
    - (aa) 所定の書式に従うこと
    - (bb) 当該書式が要求する情報、記載、説明又はその他の事項を含むこと、及び
    - (cc) 当該書式が要求するその他の資料が添付されていること、又は
  - (ii) 書式が規則、細則、又は告示にて定められていないが、登記官が当該文書の書式として承認した場合、以下の条件を具備することが必要である。
    - (aa) 承認された書式に従うこと
    - (bb) 当該書式が要求する情報、記載、説明又はその他の事項を含むこと、及び
    - (cc) 当該書式が要求するその他の資料が添付されていること。
- (b) 本法において届けられた、本条 a 項が適用される文書には、他の意図がある場合を除き、当該文書とともに届出られた全てのその他の資料を含む。
- (c) もし、

- (i) 本法において、ある文書につき所定の書式で登記官に届出ることが必要とされる場合、
- (ii) 本法の規定が当該文書に含まれることを要する情報、記載、説明若しくはその他の事項又は当該文書の添付資料が特定され、又は、これらを特定するための規則、細則又は告示につき定めがされている。

ただし、他の規定は、所定の書式に関する同条 a 項の適応を除外又は制限するものと解されてはならず、所定の書式には、書式に含まれる情報等や書式に添付される資料も必要となる場合がある。

#### 425. 文書の登記

(a) 本法に基づいて維持されている登記簿に追加するために文書を受領した場合、登記官は以下のことを行わなければならない。

- (i) 同条 a 項に従い、当該文書を適用ある登記簿に登録し、かつ
- (ii) 文書が年次報告書でない場合には、当該文書を提出した者に対し当該登記に係る通知書面を与えること

(b) 本法に基づいて登記のために登記官により受領された文書が以下に該当する場合には、

- (i) 所定の書式があればそれに準拠していないこと
- (ii) 本法又は本法に基づく規則、細則又は告示に適合していないこと
- (iii) 印刷又はタイプ文字ではないこと
- (iv) 登記簿の全部又は一部が電子的に保管されている場合には、それが電子的方式により直接入力可能な書式でないこと
- (v) 適切に完成されていないこと、又は
- (vi) 明確に判別できない資料を含んでいること

登記官は当該書類の登録を拒否することができ、その場合、以下のいずれかを要求することができる。

(A) 書類を明確に修正又は完成させ、登記のために再度提出すること、又は

(B) その場において新たな書類を提出すること。



426. 登記官の検査権限

- (a) 連邦大臣、適用ある法に基づく機関若しくは当局又は類似の者若しくは主体が有する権限を制限することなく、登記官は
- (i) 以下の目的のために
- (aa) 会社又は会社の取締役が本法を遵守しているか又は遵守していたかを確かめること
- (bb) 登記官が本法に基づく登記官の権利又は権限のいずれかを行使すべきかを確かめること、又は
- (cc) 本法に違反する行為を探知すること、及び
- (ii) 登記官がその行為を行うことが公共の利益に適うとの見解である場合には、以下のいずれかの行為を行うことができる。
- (aa) ある者に対し、当該者の占有又は支配下にある関連する文書を検査のために提出するよう要求すること
- (bb) 関連する文書を検査すること及びその写しを取ること
- (cc) 写しを取る目的で、関連する文書を占有し、それが保管されていた場所から移動させ、合理的な期間それを保持すること、又は
- (dd) 関連する文書につき、それが違反行為の証拠であると信じるに足る合理的な根拠がある場合、全ての事情に照らして合理的な期間保持すること。
- (b) 同条 a 項よって与えられた権限の行使の目的が、指定銀行又は適用ある法に基づいてミャンマー中央銀行の監督下にあるその他の銀行若しくは金融機関である会社に関連する場合には、登記官は、その権限を行使する前に、ミャンマー中央銀行と協議しなければならない。
- (c) 登記官又は登記官により授権された者が同条 a 項により与えられた権限を行使している間、妨害してはならない。
- (d) 登記官が本条 a 項に基づく何らかの行為を行った後、登記官が訴追すべきと判断した場合には、登記官は、連邦法務長官府の助言の検討後に、手続を開始しなければならない。本項は、当該事項に関連して登記官が本法に基づいて有しうるその他

の権限を制限することなく適用される。

427. 認識し、意図的に以下の行為をした者は、各違反につき 1,000 万チャットの罰金が科せられる。

(a) 第 426 条 a 項 ii 号 aa に基づく要求を満たせなかった者、又は

(b) 第 426 条 c 項に違反する行為をした者。

#### 428. 登記官の決定に対する上訴

(a) 本法に基づく登記官の判断により被害を受けた者は、当該判断の通知の日から 28 日以内に連邦大臣に上訴することができる。

(b) 連邦大臣は、同条 a 項に基づく上訴がなされた場合、登記官の判断を確認し変更し、又は修正することができる。

#### 429. 費用

(a) 本法に基づいて費用が支払われるべき事項に関しては、連邦大臣が定めうる費用を登記官に対して支払わなければならない。

(b) 本法に基づいて登記官に支払われた全ての費用は、ミャンマー連邦の歳入とされる。

#### 430. 登記官への報告書や書類の提出

(a) 報告書、帳簿、又はその他の文書に関して、登記官への届出、提出若しくは送付又は何らかの事項の登記官への通知を要求している本法のいずれかの規定を遵守しなかった会社が、当該不履行の是正を要求する当該会社に対する通知の送達後 21 日以内に不履行を是正しなかった場合には、裁判所は、当該会社のいずれかの株主若しくは債権者又は登記官の裁判所に対する申請により、当該会社及びそのいずれかの役員に当該不履行を特定された期間内に是正することを命ずることができる。

(b) 当該命令において、当該会社、又は当該不履行に責任を有する当該会社の役員が当該申請に係る及びこれに付随する費用を負担しなければならない旨を定めることができる。

(c) 本条のいかなる事項も、上記の不履行に関して会社又はその役員に罰則を科する本法のいかなる規定又は他の法令の運用を害するものと解されてはならず、又は

会社又は他の者の本法の不遵守に関連して登記官が取りうる他のいかなる行為を制約するものではない。

- (d) 第 97 条に基づき要求される年次報告書の届出を懈怠した場合、又は登記官に対して提出されたいずれかの文書が、詐欺的若しくは虚偽の表明及び情報を含み、かつ、当該事項が当該会社、その債権者又は公衆に対して重大な損害を生じうると登記官が合理的に信ずる場合には、登記官は、当該会社に対し、登記官が当該会社の登記を中断することを意図している旨及び当該中断は会社が当該不履行を是正しない限り 28 日以内に発する旨を通知することができる。
- (e) 本条 d 項後、登記官は、会社からの申請により、登記官は以下の措置を講ずることを要する。
- (i) 中断が年次報告書の届出の不履行に基づく場合登記官は、当該申請が全ての未提出の年次報告書及び関連する届出費用及び所定の遅延届出費用又は各未提出の年次報告書にかかわる罰金を伴ってなされた場合には、当該中断を撤回し、当該会社を登記簿に復しなければならない。
- (ii) 中断が詐欺的若しくは虚偽の表明及び情報を含み、かつ、当該事項が当該会社に対して重大な損害を生じうる場合  
当該申請が登記官が合理的に満足するよう修正されかつ正しい情報を含む文書及び関連する届出費用及び各未提出の文書に係る所定の遅延届出費用又は罰金を伴ってなされた場合には、当該中断を撤回し、当該会社を登記簿に復しなければならない。
- (f) 本条 d 項に基づき、登記の中断が効力が生じた日から 6 か月以内に当該中断が撤回されない場合、登記官は、反対の原因が会社により示されない限り、その商号を登記から抹消することができ、その旨の通知を官報において公表しなければならない。ただし、当該通知の官報による公表により、当該会社は解散する。ただし、当該会社の全ての取締役及び株主の責任は、会社が解散しなかったものとして、有効に存続し、執行されうるものとされている。
- (g) 会社又はその株主若しくは債権者が、当該会社が登記から抹消されたことにより損害を被ったと感じる場合には、裁判所は、当該会社又は株主若しくは債権者の申

請により、当該会社がかかる抹消時に事業を遂行し若しくは運営をしている場合、又は当該会社が登記簿に回復されることが正しいと判断した場合には、当該会社の登記簿への回復を命令することができ、その後、当該会社はその商号が抹消されなかったものとして存在を継続していたものとみなされる。また、裁判所は命令により、会社の商号が抹消されなかったものとして当該会社とその他全ての者を可能な限り従前と近い地位に復するため適切と思われる指示を行い、規定を定めなければならない。

- (h) 本条 d 項は、文書の検査、調査、休眠会社の抹消、処罰通知の交付、手続への介入若しくは開始の試み、又は会社若しくは本法が規定するその他の関連する者に対する命令、会社に関して清算及び登記抹消に関する命令を含み、その他本法のいかなる規定も制限することなく適用される。

#### 431. 登記官は登記簿から休眠会社の登記を抹消できる

- (a) 登記官が合理的理由に基づき会社が事業を行っていないものと信じる場合、登記官は、郵便、電子的方法、又はその他の方法にて、当該会社が事業を行っているか否かを問う通知を発することができる。
- (b) その通知から 28 日以内に登記官が何らかの回答を得られない場合、登記官は当該期間の満了から 60 日以内において、当該会社に対して本条 a 項と同様の手段によって、初めの通知を参照する更なる通知を発して、回答が得られなかった旨、及び更なる通知の日から 28 日以内に何らかの回答がない場合には、当該会社の商号を登記簿から抹消することを官報に公表する旨の通知を行わなければならない。
- (c) 登記官が当該会社から事業を行っていない旨の回答を得た場合、又は更なる通知から 28 日以内に何らかの回答を得られなかった場合、登記官は、反対の事情を示さない限り、当該公表の日から 3 か月の期間の満了をもって、当該会社が登記簿から抹消され、解散されるものであることを官報において公表し、かつ同条 a 項と同様の手段で当該会社に通知することができる。
- (d) 登記官は、会社が清算手続にある会社に関して、清算人が活動していない又は当該会社の現務が終結したものと合理的理由をもって判断した場合でかつ登記官が本条 a 項と同様の手段で当該会社又は当該清算人に対して報告書の提出を要求した

最新の知れたる事務所宛ての通知後、連続する 6 か月の期間において、清算人によって作成することが必要とされる報告書が提出されなかった場合、登記官は、官報において公表し、本条 c 項で送られたものと同様の通知のようなものを発することができる。

- (e) その通知で述べられた期間の満了時点において、登記官は、当該会社から反対の事情が示されない限り、当該会社の商号を登記簿から抹消することができ、官報においてその旨を公表し、かかる公表によって、当該会社は解散されるものとする。ただし、当該会社の全ての取締役及び株主の責任は、会社が解散しなかったものとして有効に存在し、執行されうるものとする。
- (f) 会社又は株主若しくは債権者が、当該会社が登記から抹消されたことにより損害を被ったと感じる場合には、裁判所は当該会社又は株主若しくは債権者の申請により、当該会社がかかる抹消時に事業を遂行し若しくは運営している場合、又は当該会社が登記簿に回復されることが正しいと判断した場合には、当該会社の登記簿への回復を命令することができ、その後、当該会社はその商号が抹消されなかったものとして存在を継続していたものとみなされる。また、裁判所は、命令により、会社の商号が抹消されなかったものとして、当該会社とその他全ての者を可能な限り従前と近い地位に回復するため、適切と思われる指示を行い、規定を定めなければならない。
- (g) 本条に基づく通知は、登記された会社の事務所への送付、会社によって登記官に届けられた電子的方法、ミャンマー連邦において一般に発行されている日刊新聞に掲載する方法、その他の方法、会社の取締役若しくは役員宛て、登記官に届出られた当該取締役又は役員の名前及び住所がない場合には、定款に記載された設立時の株主の名前及び住所宛てに送付される。
- (h) 本条は、第 430 条 d 項に定める登記官の権限、又は本法に定められた他の関連する権限を制限しない。

## 第 7 編

### 手続と違反

## 第 29 章

### 裁判所の管轄及び訴訟手続

#### 432. 裁判所の管轄

本法に基づいて管轄権を有する裁判所とは、ミャンマー連邦の管区及び州の高等裁判所をいう。ただし、連邦最高裁判所は地方裁判所に管轄権を与えることができる。

### 手続

#### 433. 逮捕状が必要な犯罪

刑事訴訟法の規定にかかわらず、本法に違反するすべての犯罪は、刑事訴訟法の目的としては、逮捕状が必要な犯罪である。

#### 434. 有限責任会社に費用の担保を求める権限

有限責任会社が裁判又はその他の法的手続において原告又は申立人となる場合において、被告がその防御に成功したにもかかわらず当該会社がその手続費用を支払うことができないと信じる理由があるものと裁判所が判断したときは、裁判所は、当該会社に対して当該手続費用を確保するために十分な担保の提供を要求することができる。また、当該担保が提供されるまで当該手続を停止することができる。

#### 435. 特定の場合に免責を与える裁判所の権限

- (a) 過失、不履行、本法に基づく義務及び本条が適用される者に対する義務違反若しくは信用違反に関する法的手続において、裁判所は当該者の過失、不履行、義務違反若しくは信用違反に関して責任を負う若しくはその可能性があるとの判決が下されたにもかかわらず、当該者は誠実かつ合理的に行動しており、任命に関することを含めすべての状況を考慮し過失、不履行、義務違反若しくは信用違反を免除されるべきだと判断した場合、裁判所は適切と考える条件に対する全て又は一部を免責することができる。
- (b) あらゆる過失、不履行、本法に基づく義務違反、信用違反を含む違反に対して請求が行われる又は行われる可能性があると考えられる理由がある場合、裁判所に免責を申立てることができ、当該申し立ては過失、不履行、義務違反又は信用違反についての訴訟の提起と同様に、当該者に対し法的手続を講じる権限を有すると

みなされる。

(c) 本条は以下の者に適用される。

- (i) 会社の取締役
- (ii) 会社の秘書役(もしあれば)
- (iii) その他会社役員、及び
- (iv) 当該者が役員か否かにかかわらず、監査役として選任された者。

#### 436. 手続方法

本法に対する違反行為に関する法的手続に関して、告訴、告発、訴え、又は申立ては、以下の者によって行うことができるものとする。

- (a) 登記官自身の行為として、又は申請若しくは要求に基づくもののいずれかを問わない登記官
- (b) 第 435 条で言及され、本法違反に関し措置が講じられる可能性を理解し、本法に基づく救済を申請する権利を有する者、又は
- (c) 連邦大臣によって当該法的手続を主宰する権限を授権された者。

#### 437. 手続に参加する登記官の権限

- (a) 登記官は本法に基づいて、発生した問題に関連するいかなる訴訟にも介入することができる。
- (b) 登記官が本条 a 項で言及された訴訟に介入した場合、登記官は、法的手続の当事者とみなされ、本法に従い、当該当事者としての権利、義務及び責任を負担することとなる。

#### 438. 手続を開始する時期

他の適用されうる法にかかわらず、違反を構成する作為又は不作為後 6 年間に限り、本法違反に関する法的手続の開始を求めることができる。

#### 439. 罰金警告

- (a) ある者が本法で罰金又はその上限が明文で規定されている違反(以下「所定の違反」という。)を犯したと信じる理由が登記官にある場合、登記官は本条 b 項に従いその者に対して、所定の様式により以下の各事項を警告することができる。
  - (i) 所定の違反を犯した旨の指摘及び当該違反に関する詳細

- (ii) 所定の違反に対する法定の罰金(又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金)、及び
  - (iii) 以下の各事項
    - (aa) 行為又は事柄の懈怠による所定の違反の場合
      - (I) 警告の送達の有無又は法的の罰金(又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金)の支払いの有無にかかわらず、行為又は事柄を履行する義務が継続していること
      - (II) 警告に定められた期間(最短 21 日間)内に、法的の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払い、行為又は事柄を履行する義務を果たした場合には、当該義務に関してさらなる責任の追及はしないこと、及び
      - (III) 警告に記載された期間の末日において、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払っておらず、行為又は事柄を履行する義務も果たしていない場合には、手続を開始できること。
    - (bb) 行為又は事柄の懈怠によるものではない所定の違反の場合
      - (I) 警告に定められた期間(最短 21 日間)内に、法的の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払った場合には、当該違反に関してさらなる責任の追及はしないこと、又は
      - (II) 警告に記載された期間の末日において、法定の罰金(又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金)を警告に記載された当局に支払っていない場合には、訴訟手続を開始できること。
- (b) 本条 a 項は、登記官に以下の権限を与えるものではない。
- (i) 指摘されている所定の違反行為について、複数の警告を発すること、又は
  - (ii) 第 438 条に定める期間内において手続を開始しうる場合以外に、所定の違反に関して罰金警告をすること。
- (c) 本条 a 項の警告は、自然人に対しては、直接、郵送又は電子機器により発すること



ができる。

(d) 本条 a 項の警告が、所定の行為又は事柄の懈怠による所定の違反に関して発された場合には、以下のとおりとする。

- (i) 警告に記載された期間内に、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払い、かつ行為又は事柄を履行する義務を果たした場合には、当該所定の違反に関し法的手続を行わないことができる。
- (ii) 警告に記載された期間の末日に、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払ったが、行為又は事柄を履行する義務を果たしていない場合には、当該所定の違反に関し法的手続を行わないことができる。この場合、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を支払った日において、行為又は事柄を履行することを懈怠し、違反行為を継続しているものとして、送達に関する規定である第 449 条が適用される。
- (iii) 警告に記載された期間の末日において、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払っていないが、行為又は事柄を履行する義務は果たしている場合も、当該所定の違反に関し法的手続きを行うことができる。又は
- (iv) 警告に記載された期間の末日において、法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を、警告に記載された当局に支払っておらず、行為又は事柄の履行義務も果たしていない場合には、行為又は事柄の履行義務は継続し、当該所定の違反に関し法的手続を行うことができる。

(e) 本条 a 項の警告が所定の行為又は事柄の懈怠によるものではない所定の違反に関して発せられた場合には、以下のとおりとする。

- (i) 警告に記載された期間内に法定の罰金又はその上限の範囲内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払った場合には、当該所定の違反に関し法的手続を行わないことができる、又は
- (ii) 警告に記載された期間の末日において、法定の罰金又はその上限の範囲

内で登記官の決定した罰金を警告に記載された当局に支払っていない場合には、当該所定の違反に関し法的手続を行うことができる。

- (f) 所定の違反に関して本条の警告を受けた者が、これに従って行う金銭の支払いをもって、その者が指摘された所定の違反に関して何らかの目的で責任を認めたものと受け取られることはない。
- (g) 本条 d 項 i 号、ii 号及び e 項 i 号に規定されている場合を除き、本条は本法のいかなる規定、又は本条の対象である所定の違反に関する法的手続の開始に関連して適用される他のいかなる法律の運用にも影響を与えないとされている。

#### 440. 訴追を支援する者

- (a) 本条では被告人と呼ばれる者に対して、本法違反について訴追が開始された場合、又は、登記官が本法違反について訴追が開始されるべきと考える場合、登記官は、以下のいずれかの者に対して、当該訴追の支援を要請することができる。そして、かかる要請を受けた者は、訴追に関連して合理的に可能な限りのあらゆる支援を行わなければならない。
  - (i) 被告人が自然人である場合は、被告人のパートナー、従業員、代理人であるか、そのような立場にあった者、又は
  - (ii) 被告人が事業体である場合には、被告人の役員、従業員又は代理人であるか、そのような立場にあった者。

### 宣言、命令及び差止命令

#### 441. 義務違反の宣言

- (a) 登記官は、義務違反、罰金命令又は賠償命令を申し立てることができる。
- (b) 本条に従い、ある者が本法の規定に違反した可能性を示す根拠として裁判所が十分と考えた場合には、裁判所は第 190 条で課される罰金の代替措置として以下のことを行うことができる。
  - (i) 第 441 条に基づき違反を宣言すること、及び
  - (ii) 第 442 条に基づく罰金命令、又は
  - (iii) 第 443 条に基づく賠償命令。

- (c) 本条 b 項による違反の宣言がなされた場合において、登記官が未だ上記の賠償命令の申立てを行っていないとき、会社は賠償命令を申し立てることができる。
- (d) 違反の宣言、罰金命令又は賠償命令のための手続きは、違反行為時から 6 年を経過しない間、これを開始することができる。
- (e) 裁判所は、違反の宣言、罰金命令又は賠償命令のための審理の際は、適用ある法に従い、その証拠及び民事訴訟に関する法準則を適用しなければならない。
- (f) 裁判所は、ある者が違反行為と実質的に同一の行為による違反が確定している場合には、その者に対して違反の宣言、罰金命令又は賠償命令を発してはならない。

#### 442. 罰金命令

- (a) 裁判所は、以下の条件を充足する場合、違反者に対して、1,000 万チャットの罰金をミャンマー連邦の国庫に納付するよう命令を発することができる。
  - (i) 第 411 条に基づき違反者に対して違反の宣言がなされた場合、及び
  - (ii) 当該違反が
    - (aa) 会社又はその株主の利益に実質的損害を与えること、又は
    - (bb) 会社の債権者に対する弁済能力の実質的な損害を与えること。
- (b) 罰金は、ミャンマー連邦のために登記官に対して支払う債務を構成する。登記官は、支払期限の到来している債務を回収するための民事手続上の判決と同様に、罰金命令を違反者に対して執行することができる。

#### 443. 賠償命令

- (a) 賠償命令が第 442 条に従ってなされた場合、裁判所は、以下の条件を充足する場合には、損害を受けた会社に当該損害を賠償するよう違反者に対して命令を発することができる。
  - (i) 第 441 条に基づき違反者に違反の宣言がなされたこと、かつ
  - (ii) 当該違反から損害が発生したこと。
- (b) 賠償命令は、賠償額を明示しなければならない。
- (c) 賠償命令を発する目的で会社に生じた損害を決定するにあたり、裁判所は、違反又は反則の結果として他のいずれかの者に生じた利得も考慮することができる。
- (d) 賠償命令は、裁判所による判決と同様に執行することができる。

#### 444. 禁止命令

- (a) 以下の本条 a 項 i 号から iii 号のいずれかの場合に該当し、かつ以下の本条 a 項 i 号から iii 号のいずれかにおいて言及されている者(本条では違反者という。)が、ある者(本条では被害者という。)に対して負債、損害賠償、損失補償又はその他財産上の責任を負担している、負担する可能性がある又は負担することになる可能性がある場合において、被害者の権利を保護するために必要又は望ましいと裁判所が考えるときには、裁判所は、登記官又は被害者の申立てにより、本条 b 項に挙げられている命令を 1 回又は複数回発することができる。
- (i) 本法に対する違反となる又はなる可能性のある者の作為又は不作為に関連して、本法に基づいて捜査が行われる場合
  - (ii) 本法の違反につきある者に対して起訴が開始した場合、又は
  - (iii) 本法に基づいてある者に対して民事訴訟が開始した場合。
- (b) 裁判所は、同条 a 項に基づき、以下に掲げる命令を 1 回又は複数回発することができる。
- (i) 違反者又はその提携者に対して債務を負担している者が、その債務を負担している違反者等又はかかる違反者等が指示若しくは要請した第三者に対して、債務の全部又は一部を弁済し消滅させることを禁じる命令
  - (ii) 違反者又はその提携者のために金銭又はその他の財産を所持している者が、違反者等又はそれらの者が指示若しくは要請した第三者に対して、金銭の全部又は一部を支払い又はその他の財産を譲渡若しくはその所持を手放すことを禁じる命令
  - (iii) いかなる者も違反者又はその提携者の金銭をミャンマー連邦から外部に外部に持ち出し又は送金することを禁じる命令
  - (iv) 違反者が自然人である場合、そのパスポートその他裁判所が適切と考える書類を裁判所に提出することを要求する命令
  - (v) 以下の者を任命する命令
    - (aa) 違反者が自然人である場合、その財産の全部又は一部について、裁判所の命ずる権限を有する管理人又は財産保全管理人、又は

- (bb) 違反者が事業体である場合、その財産の全部又は一部について、裁判所の命ずる権限を有する管理人又は公的清算人。
- (vi) 違反者が自然人である場合、パスポート又は裁判所が適切と考えるその他書類を裁判所に提出することを要求する命令、又は
- (vii) 違反者が自然人である場合、裁判所の同意なしにミャンマー連邦を出国することを禁じる命令。
- (c) 同条 b 項の命令は、行為を絶対的に禁止するものでも、条件付きで禁止するものでもよい。
- (d) 同条 a 項の命令の申立てが裁判所にあった場合、裁判所は望ましいと考えるときには、申立てを審理する前に、申立てに対する結論が出るまでの効力という条件で、申立書に記載されたものと同種の命令である中間命令を発することができる。
- (e) 同条 a 項に基づく申立てに対して、裁判所は同条 d 項に基づく中間命令を発する条件として、申立者又はその他の者に対しても、損害賠償の保証を要求してはならない。
- (f) 申立てに基づき本条に定める命令を発した場合、裁判所は、申立人又は命令の影響を受けたその他の者から申立てにより、当初の命令を取消又は変更する追加命令を発することができる。
- (g) 本条 a 項又は本条 c 項に基づく命令には、一定の期間又はかかる命令が本条に基づく追加命令によって取り消されるまでの間、効力を有する旨を明示することができる。

#### 445. 差止命令を発する権限

- (a) 以下の行為に該当していたか、該当しているか、又は該当するであろう行為に従事していたか、従事しているか、又は従事することを意図している者に対して、裁判所は、登記官又はかかる行為に利害関係を有していたか若しくは有するであろう者からの申立てにより、裁判所が適切と考える種類と内容で、違反者がかかる行為をすることを制限する差止命令を発することができる。そして、この命令は、裁判所が望ましいと考える場合には、違反者に一定の行為又は事柄を要求する内容とすることもできる。

- (i) 本法に対する違反
  - (ii) 本法に対する違反の未遂
  - (iii) 本法に対する違反の幫助、促進、共謀、教唆
  - (iv) 強迫によるか約束によるかその他の方法によるかを問わず、本法に対する違反の誘発又はその未遂
  - (v) 直接、間接その他方法を問わず、本法に対する違反への意識的な関与又は共犯、又は
  - (vi) 本法に対する違反の共謀。
- (b) 本法によって要求されている行為又は事柄について、拒絶したか若しくは遵守できなかった者、拒絶しているか若しくは遵守していない者、又は拒絶するか若しくは遵守しないことを意図している者に対して、裁判所は以下の者からの申立てにより裁判所が適切と考える種類と内容で、かかる行為又は事柄を要求する差止命令を発することができる。
- (i) 登記官、又は
  - (ii) 当該行為又は事柄について拒絶され又は遵守されないことにつき利害関係を有し又は有するであろう者。
- (c) 本条 a 項又は本条 b 項に基づく差止命令の申立てが裁判所に対してなされた場合、裁判所は、適切と考える場合には、同条 a 項又は同条 b 項の適用がなされるかどうかにかかわらず、手続の全当事者の合意をもって、差止命令を発することができる。
- (d) 裁判所は、本条 a 項又は本条 b 項に基づく差止命令を取消又は変更することができる。
- (e) 登記官が裁判所に対して本条に基づく差止命令の申立てを行った場合、裁判所は、かかる申立人又はその他の者に対して、中間差止命令を発する条件として損害賠償の保証を要求してはならない。
- (f) 本条に基づく手続において、裁判所は、第 444 条に基づく命令を発することができる。
- (g) 本条に基づいて、裁判所がある者が特定の振る舞いをなすことを制限したり、ある

いは特定の行為又は事柄を行うことを要求したりする差止命令を発する権限を有する場合、裁判所は、かかる差止命令の発令に加えて、又はこれに代えて、その者に他のいずれかの者に対する損害金の支払を命ずることができる。

#### 446. 裁判所の他の権限の非制限

本章のいかなる条項も、本章とは別に裁判所が有する権限を妨げることはない。

### 手続における帳簿の使用及び帳簿の様式

#### 447. 帳簿の証拠能力

(a) 本法に基づいて会社が作成する帳簿の原本は、あらゆる法的手続において証拠能力を有し、当該帳簿に記載又は記録された全ての事項についての一応の証拠とする。

(b) 会社の帳簿原本として作成された文書は、反証が挙げられない限り、本条 a 項に基づき作成された帳簿として取り扱う。

#### 448. 帳簿の様式及び証拠価値

(a) 本法に基づく帳簿は、以下のいずれかの方法により作成することができる。

- (i) 綴込帳簿又はルーズリーフ式帳簿に記録する方法、又は
- (ii) 機械的、電子的又はその他の機器による方法によって記載すべき事項を記録する方法、又は
- (iii) 登記官が承認するその他の方法。

(b) 同条 a 項が定める機械的、電子的又はその他の機器による方法によって作成される帳簿は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (i) 記録した事項が、いつでも、書面形式による複製可能であること、又は
- (ii) 記載すべき事項の複製物が登記官の承認する書面形式により、保管されること。

(c) 会社は、本法に基づいて会社が作成する全ての帳簿について、毀損、破棄、偽造又は改ざんを発見するための、合理的なあらゆる予防措置(別段の定めがある場合それを含む。)を講じなければならない。

(d) 会社が機械的、電子的又はその他の機器による方法によって、何らかの事項を記録

- し又は保管する場合において、本法に基づき、閲覧可能な事項又はすべて若しくは一部の写しの提供可能な事項を含む帳簿の作成が義務付けられており、事案に応じて、それらのすべて若しくは一部の書面形式による閲覧若しくは鮮明な書面の複写を含む書面の提供も含むものとする。
- (e) 登記官は、同条 d 項に基づき作成された書面に含まれている情報がどれ程最新のものでなければならないかを定める指令を発することができる。
- (f) 以下の要件を具備する場合、帳簿に記録された事項の書面による複製は、当該事項の一応の根拠であるものとする。
- (i) 本法に従い作成又は準備が必要とされる帳簿が、本法に基づいて記載された事項の一応の証拠であること、かつ
- (ii) 帳簿又は帳簿の一部が、機械的、電子的又はその他の機器による方法によって記録している事項を作成又は準備されたものであること
- (g) 機械的、電子的又はその他の機器による方法によって記録された事項を複製する目的で作成された書面は、反証が確立されない限り、当該事項の複製として取り扱われる。

### 文書の送達及び認証

#### 449. 会社に対する文書の送達

会社に対する文書は、以下のいずれかの方法により送達することができる。なお、以下のいずれかの方法に限定されるものではない。

- (a) 会社の登記上の本店における差置き又は登記上の本店宛ての郵便による送付
- (b) 第 421 条に基づき登記官が作成する登記簿に会社の取締役として記載された者への引渡し
- (c) 会社の主たる事業の場所における会社の従業員への引渡し
- (d) 手続における裁判所の指示に基づく送達、又は
- (e) 会社との合意に基づく送達。

#### 450. 登記官に対する文書の送達

登記官に対する文書は、登記官宛の郵便による送付、登記官への引渡し又は登記官の



事務所への差置きの方法によって送達することができる

#### 451. 文書の認証

会社の認証を要する文書又は手続は、会社の取締役、秘書役、又は権限を有するその他の役員による署名をもって認証することができ、会社印を要しない。なお、会社による文書又は手続の認証方法を制限するものではなく、また、会社との取引を行った者が第31条に基づき認証権限の存在を前提とすることを制限するものではない。

### 第30章

#### 違反及び防衛

##### 違反 各論

#### 452. 虚偽記載に対する罰

本法の要件又は本法の定めに基づく申告書、報告書、証明書、財務諸表又はその他の文書において、重要な事項について虚偽であることを認識しながら意図的に虚偽又は誤認される記載を行い又は記載を指示した者、又は記載事項を省略することにより虚偽又は誤認される文書となることを認識しながら、それらの文書における記載事項を省略し又は省略を指示した者は、現存する法に基づいて決定する罰金が科せられる。

#### 453. 財産の不法な隠匿又は損壊に対する罪

会社の財産を不法に所有する会社の取締役その他の役員若しくは従業員又は定款において明示され又は指示された目的及び本法に定める目的以外の目的のために、所有する会社の財産を不法に隠匿又は意図的に処分する者は、会社、債権者、又は清算出資者の訴えにより、現存する法に基づいて決定する罰金が科されるものとする。そして、当該違反を審理する裁判所は、裁判所が定める期間内に、不当に取得され、又は不法に隠匿又は意図的に処分された財産を引渡し又は償還することを命令することができる。

#### 454. 雇用主による証券の悪用に対する罰

(a) 会社との雇用契約に従い従業員が会社に預託した金銭又は証券は、指定銀行にお

- いて会社が開設する特別口座に保管又は預託されるものとする。雇用契約において別段の合意がなされない限り、会社は当該金銭又は証券を使用してはならない。
- (b) 会社が、従業員又は会社のある特定の従業員のために退職金準備基金を組成した場合、会社によるか従業員によるかを問わず当該基金に拠出された金銭及び基金から生じる利息等は、ミャンマー中央銀行の適法な認可を受けた金融機関の口座に預託され、又は全ての適用ある法に従い、信託法の第 20 条 a 項から e 項に定める証券に対して投資されなければならないものとする。
- (c) 本条 b 項の基金に適用される細則又は会社及び従業員間のあらゆる契約の定めにかかわらず、本条 b 項に従い支払われた労働者による基金への拠出金について、従業員は投資から発生した利率を超える部分の利率の適用によって生じた利息を受領する権利を有しない。
- (d) 従業員は、会社を代理して要請した場合、同条 a 項及び同条 b 項に定める金銭又は証券の銀行による受領を確認する権利を有する。
- (e) 本条に違反することを認識しながら違反し、又は違反することを承認した会社の取締役又はその他の役員は、適用ある法に基づいて決定する罰金が科せられる。

#### 455. 「Limited」の不適切な使用に対する処罰

適法に有限責任を有する法人として設立された場合でない限り、商号の末尾に「Limited」を付して事業を行った者は、適法に有限責任で設立された者でなければ、適用ある法に基づいて決定された罰金が科せられる。

#### 456. 帳簿の偽造に関する違反

- (a) 会社の証券又は所有物、又は会社に関するあらゆる帳簿についての隠匿、破棄、破損、又は偽造行為に従事した役員、役員であった者、従業員、従業員であった者、会社の役員又は役員であった者は、本法に定める違反の責めを負うものとする。
- (b) 会社の業務に関する事項で帳簿を作成する目的で記載された事項が機械的、電子的又はその他の機器による方法によって不明瞭な形で記録された場合において、以下の者は本項に違反するものとする。
- (i) 重要な事項について虚偽の又は誤認されるものと認識しながら、当該事項を機器による方法によって記録した者

- (ii) 機器による方法によって記録され、又は記録のために供され、若しくは記録のために編集し又は復元された事項の破棄、削除、又は偽造行為に従事した者、又は
  - (iii) 機器による方法によって記録する義務を負う者であって、以下のいずれかに該当する場合に当該方法による記録を怠った者
    - (aa) 記録された事項の全て又は一部を改ざん又は編集する意図をもっていた場合、又は
    - (bb) 記録を怠ることにより、記録されたその他の重要な事項が虚偽の又は誤認されるものになると知っていた場合。
- (c) 被告が誠実に行為したことを証明した場合、本条 a 項、b 項に基づく責任に対する防御となり、全ての事情に照らして違反を構成する行為又は懈怠は免除される。
- (d) 本条は、第 452 条を制限することなく適用される。

## 違反 総論

### 457. 罰則総則

- (a) 会社を含むある者が、以下のいずれかの事由に該当する場合、本法の該当規定又は他の規定にその者について違反の責を負わない旨が定められていない限り、第 457 条の効果として、違反の責を負う。
  - (i) 本法の規定に基づき禁止されている行為又は事柄を行った場合
  - (ii) 本法の規定に基づき要求又は指示されている行為又は事柄を懈怠した場合、又は
  - (iii) 本法の規定にその他の方法で違反した場合。
- (b) 本法違反の責を負う者は、本条 a 項によるかその他の規によるかにかかわらず、当該違反に適用される罪を上限とする罰に処せられる。
- (c) 本条を除く本法の規定が、本法の特定の規定の違反に適用される罪として、金銭的なものであるかを問わず特定の罪を規定している場合は、当該ある特定の規定の違反により構成される違法行為に適用される罰をもって当該特定の罰とする。

### 458. 違反の一部が管轄内で行われた場合と違反の一部が管轄の外で行われた場合

- (a) ある者がミャンマー連邦外において、作為又は不作為を行った場合、及び
- (b) その者がミャンマー連邦内においても、作為又は不作為を行い、本法に違反した場合、その者は違反の責を負う。

#### 459. 違反状態の継続

- (a) 本法の規定に基づき、所定の期間内又は所定の時期までに履行しなくてはならない又は履行しなくてはならなかった行為であり、所定の期間内又は所定の時期までのその行為の懈怠が違反を構成する場合に、所定の期間又は所定の時期までに当該行為が履行されなかった場合は、
  - (i) 当該行為の履行義務は、その者が行為の懈怠による違反と判断されたか否かにかかわらず、履行されるまで所定の期間満了後又は所定の期限徒過後も継続し、かつ
  - (ii) 本条 c 項が適用される。
- (b) 本法の規定において、履行しなくてはならない又は履行しなくてはならなかった行為の履行期間又は履行時期が規定されていない又は規定されていなかった場合に、その行為の懈怠が違反を構成し、ある者が当該行為の懈怠に関し違反と判断された場合は
  - (i) 当該行為の履行義務は、違反との判断にかかわらず、履行されるまで継続し、かつ
  - (ii) 同条 c 項が適用される。
- (c) 所定の時点において、ある者が行為の懈怠に係る違反について初めて違反と判断され、当該行為の懈怠がその時点後の継続した場合
  - (i) 当該行為の懈怠に関し、初めての違反との判断時点から更なる違反と判断される日までの懈怠の継続又は期限徒過の期間について、その者は更なる違反の責を負い、かつ
  - (ii) 本法及びその他の適用ある法の適用に関して、期限の徒過後の期間中における行為の懈怠により、更なる違反が継続しているものとみなされる。
- (d) 本条 c 項に基づき、ある者が所定の期間の全て又は一部に関する違反について責を負う場合、当該違反に適用される罰則は、当該期間中、1 日ごとに 2 万 5 千チャ

ットの罰金とする。

## 抗弁と免責

### 460. 取締役又は役員による抗弁

(a) 第 435 条を制限することなく、取締役又は役員が以下いずれかの事項を証明した場合には、会社の取締役会に課せられた義務又は取締役若しくは役員に課せられた義務に関する違反で訴えられた取締役又は役員の抗弁となる。

- (i) 取締役会に課せられた義務に関する違反である場、本法に基づく要件の遵守が確保されるよう取締役会が全ての合理的及び適切な措置を講じたこと
- (ii) 取締役会に課せられた義務に関する違反である場合、取締役会による本法に基づく要件の遵守が確保されるよう取締役又は役員が全ての合理的及び適切な措置を講じたこと
- (iii) 取締役又は役員に課せられた義務に関する違反である場合、本法に基づく要件の遵守が確保されるよう取締役又は役員が全ての合理的及び適切な措置を講じたこと、又は
- (iv) 場合に応じて、取締役会又は取締役若しくは役員に課された本法に基づく要件の取締役会又は取締役若しくは役員による遵守が確保されるための措置を講ずることにつき、取締役又は役員に対して合理的に期待することができない状況であったこと。

(b) 第 435 条を制限することなく、取締役又は役員は以下のいずれかの事項を証明した場合には、会社に課せられた義務に関する違反で訴えられた取締役又は役員の抗弁となる。

- (i) 本法に基づく要件の遵守が確保されるよう会社が全ての合理的及び適切な措置を講じたこと
- (ii) 会社による本法に基づく要件の遵守が確保されるよう取締役及び役員が全ての合理的な措置を講じたこと、又は
- (iii) 会社による本法に基づく要件の遵守が確保されるための措置を取締役又

は役員が講ずることを合理的に予測することができない状況であったこと。

461. 違反の宣言に引続く責任の軽減

- (a) 本編に基づきある者に対して手続が提起され、その手続の中で裁判所が、その者が本法に違反した又は違反の可能性があると判断した場合であっても、以下の各事由に該当する場合は、裁判所は違反によりその者が対象となる又はその者に課せられる可能性のある責任の全て又は一部を免責することができる。また、かかる抗弁は第 435 条を制限することはない。
  - (i) その者が誠実に行動したこと、及び
  - (ii) 状況に応じて、その者の会社の役員としての選任又は会社の従業員として雇用された事情も含み、事件の全ての事情に鑑み、その者が違反から厳正に免れるべきであること
- (b) 本法の規定違反の可能性に関し、本法に基づいて法的手続が開始され、又は開始される可能性があるものとする場合、その者は裁判所に対し免責を申し立てることができる。
- (c) 本条 b 項に基づく申立てに対し、裁判所は裁判所で手続が開始されたものとして、同条 a 項に基づく免責を認めることができる。
- (d) 本条は、裁判所が救済を認めるその他の権限を制限するものではない。

第 13 編

雑則

第 31 章

雑則規定

462. 細則、規則、告示及び指令の権限

- (a) 本法及び他の適用ある法に基づいてある者に付与された又は保有される権限を制限することなく
  - (i) ミャンマー連邦政府の承認の下、各省は、本法の適切かつ効率的な適用、

運用及び執行のために、細則、規則又は附則を発することができる。

(ii) 登記官は、本法の適切かつ効率的な適用、運用及び執行のために、告示、命令、指令、手続、表及び書式を発することができる。

(iii) 諸官庁及び登記官は、本条 a 項 i 号及び ii 号に基づく権限行使にあたって、関連する経済団体に諮問することができる。

(b) 本条 a 項に従い作成された全ての規則、細則、附則、告示、命令又は手続は、官報によって公表されなければならない、かかる公表により、それらは本法に基づいて制定されたものとして効力を有する。

#### 463. 専門の裁判所、審判所及び委員会をつくる権限

(a) 連邦大臣は、連邦政府の許可を得て本法の運用及び適用を支援するために審判所又は委員会を組織するための全ての必要な規則、細則、命令、告示、指令及び手続を発行することができる。かかる必要な規則、細則、命令、告示、指令及び手続は、本法と矛盾してはならないが、制限なく以下に関する規定を含むことができる。

(i) 当該審判所又は委員会が制定することができる命令を含む、審判所又は委員会の権限、義務、機能及び手続（但し、本法又はその他適用ある法に基づいて裁判所に付与された権限、義務及び手続を超えてはならない。）

(ii) 審判所又は委員会が審理又は決定することができる本法の一般的事項又は個別の事項、及び当該審判所又は委員会の決定の再審理又は上訴の方法

(iii) 審判所又は委員会における役員又は委員の数及びその要件

(iv) 役員又は委員の選任、解任又は中断及び空席の補充のための手続き

(v) 審判所又は委員会における株主、委員又は従業員の契約又は雇用の条件

(vi) 審判所又は委員会の臨時、常置又は特別な性質を有する審判所又は委員会を含む期間、及び

(vii) 審判所又は委員会の資金の調達、及び審判所又は委員会が費用を徴収し、手数料、科料又は罰金に処すための権限。

(b) 連邦大臣は、連邦政府の許可を得たうえで、本法の運用及び適用を支援する専門家の裁判所を組織することを最高裁判所に対して提案することができる。

464. 外国会社に関連する規定

外国会社に関連する規定は、1987年不動産譲渡制限法の規定の適用に影響を与えないものとする。

第32章

例外及び移行の規定

465. 旧法に関する規定

(a) 本法の施行により、旧法はその別表を含み廃止される。

(b) 旧法の廃止以降、旧法に基づいて行われ又は手続中の全ての事項は、本章により規定されているところに従い、本法に基づいて行われた事項又は本法に基づく手続中のものとして取り扱われる。

466. 係属中の清算手続に係る例外

清算に関する本法の規定は、本法の施行前に清算が開始されたいかなる会社にも適用されず、全ての当該会社は本法が施行されなかったものとして、同様の方法によりかつ同じ付随条件にて清算される。

467. 文書に係る例外

本法の施行前に作成された全ての移転に係る文書又はその他の文書は、本法により廃止される全ての法令の遂行にあたり、本法が施行されなかったものと同じ効力を有し、それらの文書の為に廃止された法令は完全に効力を有し続けるものとみなされる。

468. 従前の登記所、登記簿及び登記官の継続

(a) 本法の施行前に存在する会社の設立のための登記所は、本法に基づいて設置された登記所として継続する。

(b) かかる既存の登記所に保管されている会社の登記簿は、それぞれ本法に基づいて保管されるべき会社の登記簿の一部とみなされる。

(c) 既存の登記官及びそれらの事務所の職員は、それらの義務の遂行に関する連邦大臣の規則に従い、それらが保持していた事務所を保持し、受領していた給与を受領する。



**469. 既存の登記された会社の登記**

- (a) 会社又はその他の主体が旧法に基づいて登記されており、本法の施行の直前に当該登記が有効である場合、当該会社の又はその他の主体の登記は、本法の第 2 編に基づき相当する種類の会社の又はその他の主体の登記であったものとして、施行後も効力を有する。ただし、第 421 条 d 項に従う必要がある。
- (b) 本条 a 項の適用がある会社は、ミャンマー連邦に通常居住する取締役を移行期間の満了までに選任することができる。
- (c) 本条 a 項が適用される海外法人は、移行期間の満了までに授権役員を選任することができる。

**470. 処理中の申請**

- (a) 旧法に基づいて開始され本法の施行までに完了していない会社の又はその他の主体の登記申請は、申請者により取り下げられない限り、本法に基づいてなされた申請として取り扱われる。
- (b) 本法に基づく申請の要件に適合するために必要又は望ましい場合には、本条 a 項で言及された申請の変更を申請者は求め又は登記官は要求することができる。

**471. 存在する規則の廃止及びその他の継続する効果**

- (a) 旧会社細則第 8 条乃至第 30 条及び旧会社細則の別表中書式 1 乃至 9 は、本法の施行により廃止される。
- (b) 旧会社法規則は、本法の施行により廃止される。
- (c) 本条 a 項及び b 項を除き、本法の規定に実質的に相当する旧法の規定のために作成された諸規則であって、本法の施行の直前に効力を有し適用がなされていたものは
  - (i) 第 475 条に基づき効力を有する規則、及び
  - (ii) 本法の相当する規定のために作成されたものとして、すべての必要な変更がなされた上で、本法の施行後もその効力を有し続け、有効なものとして取り扱われる。

**472. 対応する規定の下で継続して効力を有する事項**

旧法下で行われた事項は、本章のいかなる規定を制限することなく効力を有し続け

る。

- (a) 本法の規定に実質的に相当する旧法の規定により、基づき又はその目的のために本法の施行の前になされた事項、及び
- (b) 本法の施行の直前に旧法の目的のために係属中の関連各事項は、それぞれ本法の相当する規定により、基づき、又はその目的のためになされたものとして、本法の施行後もその効力を有し、有効なものとして取り扱われる。

#### 473. 既に発生した権利の効力

本章のいかなる規定をも制限することなく、ある者が、本法の施行前に、本法の規定に実質的に相当する裁判所の命令に基づくものを除く旧法の規定に基づき、権利又は義務を取得し、発生し又は負担した場合には、かかる権利又は義務は、当該本法の実質的に相当する規定が当該権利又は義務を発生させた行為又は状況に適用されたものとして、当該本法の規定に基づき存続するものとみなされる。

#### 474. 法律文書における旧法の参照

- (a) 本条 b 項に従い、全ての適用ある法における、旧法の参照又は本法の規定若しくは条件に実質的に相当する旧法の規定若しくは条件の参照は、本法の施行後は、本法又は実質的に相当する本法の規定若しくは条件の参照を含むものとして取り扱われる。
- (b) 本法に基づいて定められた規則により、同条 a 項は、所定の適用ある法における所定の参照には適用されない旨を規定することができる。

#### 475. 移行規定の制定

- (a) 本法に基づいて制定される規則は、旧法の規定の適用から本法の規定の適用への移行に関する留保除外事項又は移行に係る事項を取り扱うことができる。移行規則は、本章の規定にかかわらず効力を有する。
- (b) 同条 a 項を制限することなく、移行規則において取り扱う事項につき、その全部又は一部につき、以下のいずれかの方法にて規定することができる。
  - (i) 変更を加え又は加えることなく以下の事項を当該事項に適用する方法
    - (aa) 本法の施行の直前又はより以前の時点で効力を有していた旧法の規

定

- (bb) 本法の規定、又は
  - (cc) 本法 a 項、b 項により参照される規定の組み合わせ
  - (ii) 当該事項を取り扱うための細則を別途明示することによる場合、又は
  - (iii) 本法の目的のために、当該事項の特定の結論又は成果を明示することによる場合。
- (c) 移行規則は、本章の特定の規定が移行規則に定めたとおりに変更される旨を規定することができる。移行規則に基づき変更された規定は、そのように変更されたものとして効力を有する。

#### 476. マネージング・エージェントの廃止

- (a) 本法の施行後、会社はマネージング・エージェントを選任することはできず、マネージング・エージェントを選任する全ての効力ある取り決めは、本法の施行により終了したものとみなされ、全てのマネージング・エージェントはそれ以降当該会社の取締役とみなされる。
- (b) 本法の施行時にマネージング・エージェントを有する全ての会社及び全てのマネージング・エージェントは、移行期間の終了までの間マネージング・エージェントの取決めを継続せしめるための、臨時の救済を連邦大臣に申請することができる。当該申請は、本法の施行後 28 日以内になされなければならない。
- (c) 本条 b 項に基づく申請により、連邦大臣は、連邦大臣が当該会社の最善の利益にもっとも適うと考える決定を行うことができる。
- (d) 本法の適用に関連して、いかなるマネージング・エージェントにも報酬は支払われない。ただし、本法の施行時においてマネージング・エージェントに対して支払われうる既に発生した金額は、なお支払の対象となりうる。